

と み ぐすく
第4次 豊見城市

総合計画 後期基本計画



ひと・そら・みどりがつなく 響 (とよ) むまち とみぐすく



とよ
“ひと・そら・みどりがつなが 響むまち とみぐすく”
の実現を目指して



本市は、第4次豊見城市総合計画基本構想の目指すべき将来像「ひと・そら・みどりがつなが 響むまち とみぐすく」を実現するため、前期基本計画に基づく各施策に取り組み、各種市民サービスの向上を図ってまいりました。

子育て環境の充実、学校施設の整備、観光拠点施設の整備及び観光関連産業の誘致、新庁舎建設及び消防庁舎建設工事の着手等、各分野で着実な成果が現れております。

一方、行政を取り巻く社会情勢の変化等に伴い、様々な分野において対応すべき課題も示されました。

こうしたことを踏まえ、新たに平成32年度までの間となる基本的な施策を明らかにした第4次豊見城市総合計画後期基本計画を策定し、西海岸地域の地理的優位性を活かした企業誘致、観光関連産業の活性化、中心市街地等における「まちの顔」形成、東部地域における総合公園の整備等、地域の活力と成長力の維持・発展に取り組み、さらなる飛躍を目指してまいります。

これらの成長・発展の原動力は、基本構想に掲げた「ひとづくりや地域づくり」を推進し、まちづくりに関わる「多様な主体を繋げ」、コミュニティの「再生」や地域力の「新生」を図る協働のまちづくりが必要となります。

市民の皆様には、本計画の推進にご理解とご協力を頂き、積極的なまちづくりのご参加を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました振興計画審議会委員や市民会議会員の皆様、また市民アンケートなどにより貴重なご意見・ご協力をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

豊見城市長 宜保 晴毅

目 次

後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	2
2 総合計画の役割	2
3 総合計画の構成と期間	3

後期基本計画

後期基本計画の体系	6
-----------	---

第1部 協働と交流によるまちづくり

～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～ 9

第1章 コミュニティの振興	10
---------------	----

1-1-1 コミュニティの振興	10
-----------------	----

第2章 協働のまちづくり	12
--------------	----

1-2-1 協働のまちづくり	12
----------------	----

第3章 交流の促進	14
-----------	----

1-3-1 市民相互の交流促進	14
-----------------	----

1-3-2 県外・国際交流の促進	16
------------------	----

第4章 平等参画社会の形成	18
---------------	----

1-4-1 人権意識の普及	18
---------------	----

1-4-2 男女共同参画社会の形成	20
-------------------	----

第5章 平和行政の推進	22
-------------	----

1-5-1 平和行政の推進	22
---------------	----

第2部 子どもが生きる学びと文化のまちづくり ～教育・子育て・文化振興分野～ 25

第1章 教育の充実	26
-----------	----

2-1-1 幼児教育の充実	26
---------------	----

2-1-2 義務教育の充実	28
---------------	----

第2章 子育て環境の充実	32
--------------	----

2-2-1 子育て環境の充実	32
----------------	----

第3章 地域文化の振興	36
-------------	----

2-3-1 地域文化の振興	36
---------------	----

第4章 生涯学習社会の確立	38
---------------	----

2-4-1 生涯学習社会の確立	38
-----------------	----

第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～	41
第1章 健康づくりの推進	42
3-1-1 保健・医療体制の充実	42
3-1-2 スポーツ・レクリエーションの振興	46
第2章 福祉の充実	48
3-2-1 地域福祉の体制充実	48
3-2-2 高齢者福祉	50
3-2-3 障害者福祉	52
3-2-4 生活保護及び生活困窮者への支援	54
第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり ～環境・危機管理分野～	57
第1章 自然環境の保全と活用	58
4-1-1 自然環境の保全と活用	58
第2章 公害対策と環境衛生	60
4-2-1 公害問題への対応	60
4-2-2 環境衛生対策の推進	62
第3章 環境共生のまちづくり	66
4-3-1 環境共生のまちづくり	66
第4章 災害に強いまちづくり	68
4-4-1 防災都市づくり	68
4-4-2 防災体制の整備と国民保護への対応	70
第5章 総合的な危機管理体制の強化	72
4-5-1 防犯体制の強化	72
4-5-2 交通安全対策の推進	74
4-5-3 消防と救命救急体制の充実	76
第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり ～産業分野～	79
第1章 地域産業の活性化	80
5-1-1 農業の振興	80
5-1-2 水産業の振興	84
5-1-3 商業の振興	86
5-1-4 製造・物流業の振興	88
第2章 新たな産業の創造	90
5-2-1 観光・リゾート産業の振興	90
5-2-2 新産業の育成・創出	94
第3章 雇用の安定と促進	96
5-3-1 雇用の安定と促進	96

第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～	99
第1章 快適で暮らしやすいまちの形成	100
6-1-1 計画的な土地利用の推進	100
6-1-2 調和のとれた市街地の整備	102
第2章 生活と産業を支える都市基盤の整備	106
6-2-1 道路網等の整備	106
6-2-2 公共交通サービスの維持・向上	108
6-2-3 公園・緑地の整備	110
6-2-4 水の安定供給	112
6-2-5 下水道の整備	114
第7部 計画の推進のために ～行財政改革分野～	117
第1章 行政運営の工夫	118
7-1-1 行政運営の工夫	118
第2章 行財政の進行管理	122
7-2-1 行財政の進行管理	122

資料編

1 基本構想	126
2 計画策定の経緯	146
3 第4次総合計画後期基本計画策定機構図	147
4 市民会議名簿	148
5 振興計画審議会名簿	149
6 第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領	150
7 振興計画審議会に関する規則	151
8 豊見城市総合計画策定委員会設置規程	152
9 振興計画審議会への諮問文	154
10 振興計画審議会からの答申文	155

後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市は、第4次総合計画（平成23～32年度）の基本理念『自律』、『活力』、『共生』と、市の将来像「ひと・そら・みどりがつながく響むまち とみぐすく」の実現を目指し、前期基本計画（平成23～27年度）で掲げた各施策の推進を図り、計画的かつ効果的に推進する事業を掲げた実施計画を始めとする各事業に取り組んでまいりました。

この間、沖縄県における沖縄の将来像を描いた沖縄21世紀ビジョンの策定や、沖縄振興特別推進市町村交付金の創設、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定など、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しており、現在では沖縄振興の推進とさらなる地域の活力と成長力を維持・発展させる施策が求められております。

こうした状況を踏まえ、前期基本計画の各施策の検証及び評価を行うとともに、課題を分析し、本市の各種計画等との整合を図り、市民の意見等を踏まえ、地域の現状や課題を的確に捉え、今後の目指すべき方向を示した後期基本計画の策定に取り組む必要があります。また、後期基本計画では、前期基本計画に引き続き、少子・高齢化、産業構造、環境問題、国際化、情報化、子育て支援などの各施策を掲げ、自主・自立の行政運営のもと、効率的かつ効果的な施策の推進に努める必要があります。

2 総合計画の役割

○ 長期的かつ総合的な地域経営の指針

総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

○ 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

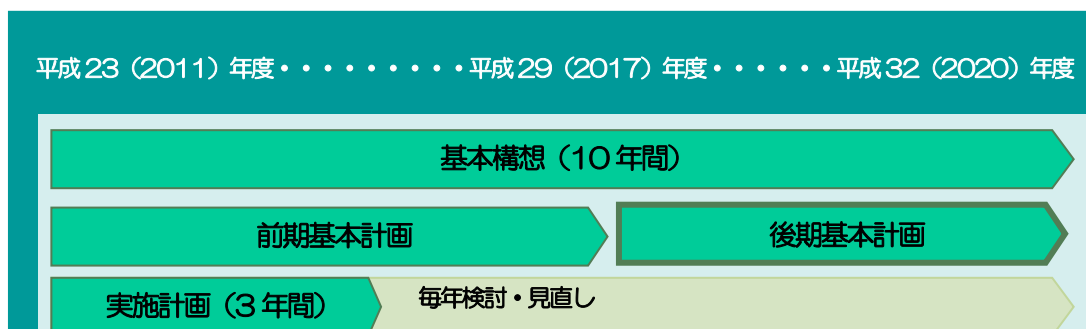
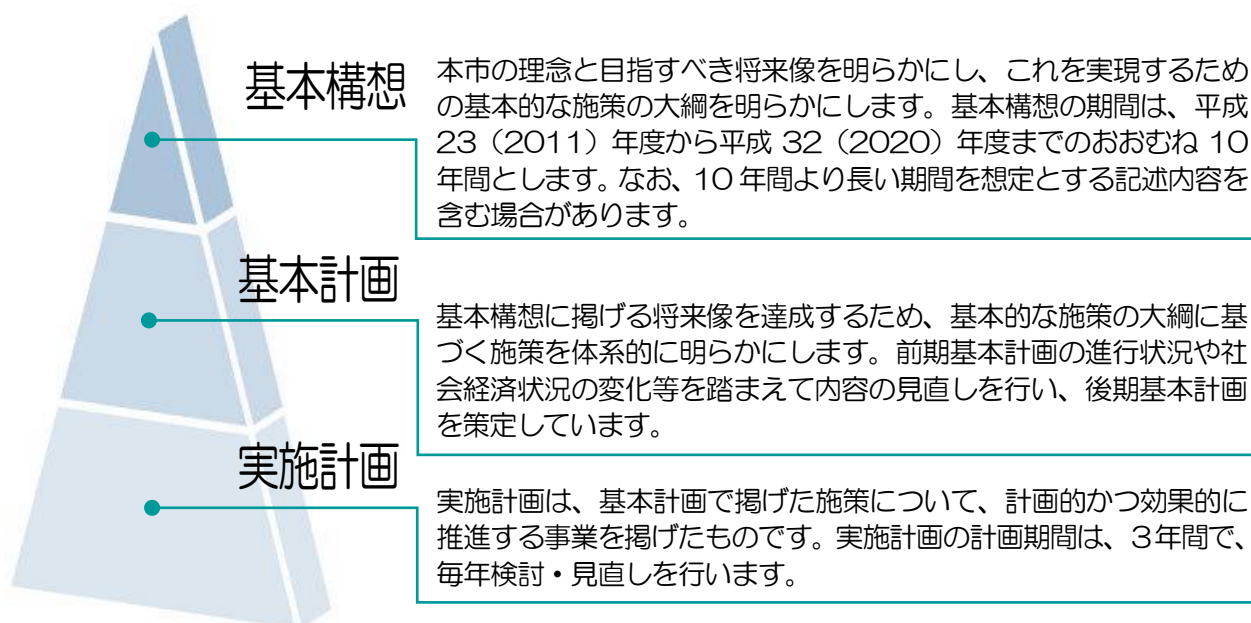
総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

○ 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。

3 総合計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、おおむね次のとおりです。



後 期 基 本 計 画

後期基本計画の体系

○まちづくりの基本理念



○豊見城市の将来像

ひと・そら・みどり がつなく



ひとが健やかに助けあい
そらが広がる みどり豊かな まちを 共に築き
ひとと まちと が響き合うなかで
「豊見城 大好き！」
そう実感できる
響むまち とみぐすく を目指します！

○将来目標人口

将来目標人口 70,000人

平成22(2010)9月末
住民基本台帳登録人口
57,696人

○施策の体系

第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ振興・市民参加・
交流・人権分野～

第2部 子どもが活きる
学びと文化のまちづくり
～教育・子育て・文化振興分野～

第3部 共助でつくる
健康文化と福祉のまちづくり
～健康・福祉分野～

第4部 持続可能な環境と
安心・安全のまちづくり
～環境・危機管理分野～

第5部 地域特性を活かした
産業創造のまちづくり
～産業分野～

第6部 都市とみどりが
調和するまちづくり
～市街地・都市基盤整備分野～

第7部 計画の推進のために
～行財政改革分野～

○各施策の詳細

第1部	第1章 コミュニティの振興	1節 コミュニティの振興	
	第2章 協働のまちづくり	1節 協働のまちづくり	
	第3章 交流の促進	1節 市民相互の交流促進	2節 県外・国際交流の促進
	第4章 平等参画社会の形成	1節 人権意識の普及	2節 男女共同参画社会の形成
	第5章 平和行政の推進	1節 平和行政の推進	
第2部	第1章 教育の充実	1節 幼児教育の充実	2節 義務教育の充実
	第2章 子育て環境の充実	1節 子育て環境の充実	
	第3章 地域文化の振興	1節 地域文化の振興	
	第4章 生涯学習社会の確立	1節 生涯学習社会の確立	
第3部	第1章 健康づくりの推進	1節 保健・医療体制の充実	2節 スポーツ・レクリエーションの振興
	第2章 福祉の充実	1節 地域福祉の体制充実	2節 高齢者福祉
		3節 障害者福祉	4節 生活保護及び生活困窮者への支援
第4部	第1章 自然環境の保全と活用	1節 自然環境の保全と活用	
	第2章 公害対策と環境衛生	1節 公害問題への対応	2節 環境衛生対策の推進
	第3章 環境共生のまちづくり	1節 環境共生のまちづくり	
	第4章 災害に強いまちづくり	1節 防災都市づくり	2節 防災体制の整備と国民保護への対応
	第5章 総合的な危機管理体制の強化	1節 防犯体制の強化	2節 交通安全対策の推進
		3節 消防と救命救急体制の充実	
第5部	第1章 地域産業の活性化	1節 農業の振興	2節 水産業の振興
		3節 商業の振興	4節 製造・物流業の振興
	第2章 新たな産業の創造	1節 観光・リゾート産業の振興	2節 新産業の育成・創出
	第3章 雇用の安定と促進	1節 雇用の安定と促進	
第6部	第1章 快適で暮らしやすいまちの形成	1節 計画的な土地利用の推進	2節 調和のとれた市街地の整備
	第2章 生活と産業を支える 都市基盤の整備	1節 道路網等の整備	2節 公共交通サービスの維持・向上
		3節 公園・緑地の整備	4節 水の安定供給
		5節 下水道の整備	
第7部	第1章 行政運営の工夫	1節 行政運営の工夫	
	第2章 行財政の進行管理	1節 行財政の進行管理	

第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～



○自治会加入促進の支援

本市では、各地域に長い歴史と伝統を持つ48の自治会が組織化されています。自治会の運営（施設・設備の改善等）に対しては、市から各種の支援を行っています。

人口の増加傾向とともに、市民のライフスタイルや価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどもあり、自治会加入に消極的な世帯が増えつつあります。

地域が支え合うまちづくりに向け、自治会が取り組んでいる、自治会活動の魅力向上に向けた活動及び若い世代や転入してくる世帯に対する自治会加入の促進を行う必要があります。

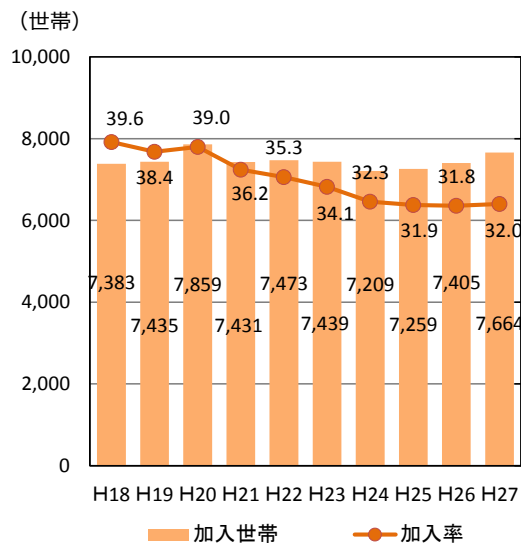
○地域活動意識の高まり

本市では、市民が創意工夫にあふれた活動を企画し、実施する事業に対して支援を行うなど、市民の自主的な地域活動の活性化を推進しています。

平成28年7月現在、市内に事務所を置くNPO法人（特定非営利団体）が13団体あり、認証を受けていない各種の団体（ボランティア団体など）も数多くあります。

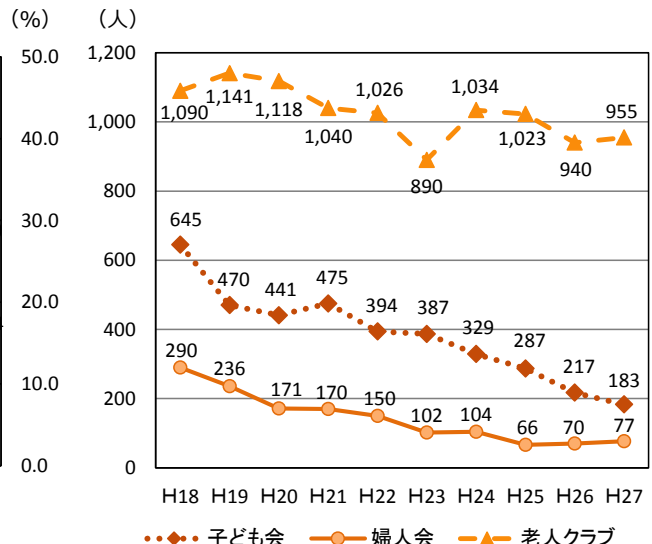
市民の自主的な地域活動を活かし市民と行政の「協働のまちづくり」の連携が図れるよう、地域活動の活性化や団体・組織の育成に対し支援する必要があります。

自治会加入世帯数の推移



資料：協働のまち推進課

子ども会・婦人会・老人クラブの加入人数の推移



資料：障がい・長寿課
生涯学習振興課

(1) 自治会活動の活性化

自治会活動の充実に向けた継続的支援と魅力向上に繋げるための情報提供等に努めます。

また、自治会活動の維持・促進のため、加入を呼びかける広報活動や、特に若い世代や新たに転入してくる世帯への加入促進活動に対する支援を行います。

自治会長会研修会



(2) 地域活動への支援

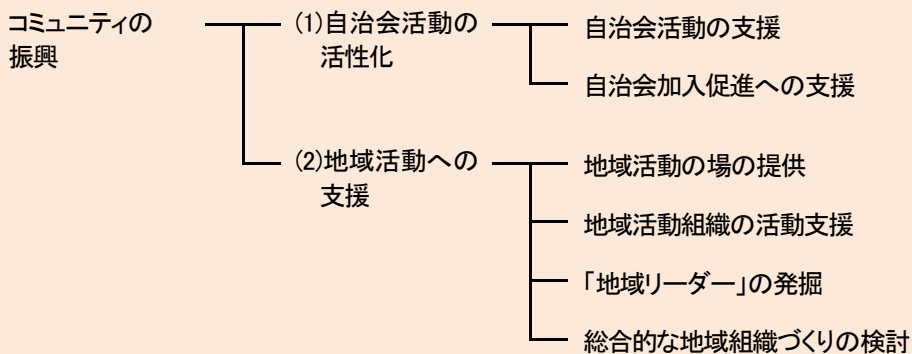
市民の自主的な地域活動の場となる施設の充実や提供に努めるとともに、その周知をはかりま

す。地域単位でのコミュニティの立て直しを図るため老人会、婦人会、青年会、子ども会、通り会などの活動の維持・促進に努めます。

市民活動団体やNPO法人（特定非営利団体）、ボランティア団体など、市民の自主的な地域活動に対して支援を行います。地域づくりや活性化に関する情報や助成事業等の情報提供も行い、特に、人材・組織の育成や地域づくりを積極的に行っている地域活動組織については、重点的に支援を図るとともに、地域の活動を牽引する「地域リーダー」や「キーパーソン（中心となる人）」の発掘に努めます。

また、自治会やPTA、豊見城市社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多様な地域の主体が一体となって、様々な地域課題を解決するための新しい形態の組織や仕組みづくりの検討を行います。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
自治会加入世帯数 (平成27年9月現在全世帯数23,918)	7,473世帯	7,664世帯	7,900世帯
市民活動団体支援数	4団体	1団体	10団体

○協働のまちづくりの前提となる情報公開

市では、個人情報の適正な取扱いに留意しつつ、市政の透明性を高めるため、行政一般の様々な情報の迅速な公開・開示に努めています。

毎月、広報紙「広報とみぐすく」を発行し、市内の全世帯に配布しているほか、市役所や出先機関に備え付け、情報提供を行っています。また、ホームページ上で広報紙を閲覧可能としており、行政計画を策定する際や、事業・イベントなどを実施する際には、関連情報を広報しています。その他、地域コミュニティFMラジオ放送にて「とみぐすくインフォメーション」を毎日放送するなど、多様な情報発信に努めています。行政と市民の「協働のまちづくり」を促進するために、情報媒体の活用を図りつつ、市民への情報の公開と共有化をさらに充実していくことが求められます。

○市民参加のまちづくりへ

これまでは「行政は役所が主体となって進め、必要に応じて市民の意見を聞く」というのが一般的でしたが、今日では、まちづくりへの市民参加は全国的に当然のことになってきています。

本市においても、本計画をはじめとして各種行政計画を策定する際は、市民の代表が委員に含まれる審議会、懇話会・懇談会などを設置し、市民や事業者の計画づくりへの参加を促進しているところです。

また、市民からの意見聴取や意見交換の機会拡大にも努めており、市役所ロビー等に設置した「意見箱」や、市ホームページの「電子意見箱※1」により、市民からの意見聴取を常実施しています。

「協働のまちづくり」に向けては、市民参加の機会の拡充を図ることで市民の市政に対する関心を促し、地域の多様な活動主体からの意見や意向の把握に努めるとともに、市政にどう反映されているのか分かる仕組みづくりを図るなど、市民と行政が双方で協力し納得できる計画づくりや市政運営に努めていく必要があります。

広報とみぐすく



市民会議風景



【用語解説】

※1 電子意見箱：豊見城市ホームページに設置された「電子意見箱」専用ページ上で意見等を受け付け、これに対する回答を行い、これらを公開するシステム

(1) 情報公開と共有化の推進

市や関連機関が保有する情報を広く提供・周知することに努めます。新しい情報は、できるだけ迅速・正確に公開していきます。

情報提供の手段として、広報紙や各種パンフレット、市のホームページ、地域コミュニティFMラジオ放送などを活用し、わかりやすさに配慮した情報発信の充実を図ります。

市政に関する情報公開請求については、引き続き的確に対応していきます。また、市や関連機関が個人情報の収集などをする場合、個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に努めます。

(2) 市民参加の機会拡大

「審議会」をはじめ、各種の委員会等への市民委員の参加を促進します。議会や各種の審議会・委員会などにおける透明性・公平性を高めるため、傍聴の機会の拡大とともに、市ホームページなどを活用した各種審議結果や議会映像配信による情報発信などの広報充実に努めます。

各種計画を策定する際には、説明会や懇話会・懇談会などの開催による意見の聴取や、市民がまちづくりに参加できる環境づくりに努めます。

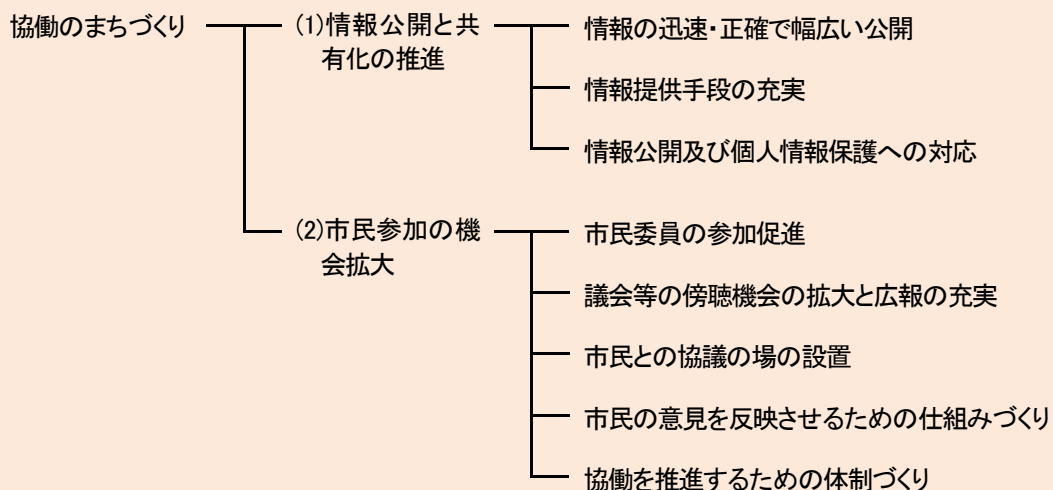
市民が日頃からまちづくりに参加できる仕組みづくり等を行う中で、協働によるまちづくり活動に取り組む市民・団体を育成するとともに、地域の多様な活動主体からの意見や意向の把握に努めます。

市のホームページにおける電子意見箱や、市役所ロビーの意見箱などを周知・活用することで、広くまちづくりに係る提言を受け付けます。

さらに、市民がまちづくりに関する意見や提言がしやすい環境づくりやそれらがどう市政に反映されているのか分かる仕組みづくりに努めます。

今後は、こうした市民の参加による協働のまちづくりに向けて、市民と行政の協働を推進していくための庁内組織を設置するとともに、協働推進の体制づくりを行います。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
広報紙の配布率	96.1% (H21年度)	96.7%	98%
市民意識調査 「協働のまちづくり」の満足度数	—	2.86	3.0以上
各審議会等の市民委員割合	—	—	20%

市民相互の交流促進

○市民交流に関する情報発信機能の強化

市民相互の交流には、文化・音楽・スポーツ・娯楽・地域活動・福祉など、いろいろな形態のものがあり、交流を促進するためには、交流に必要な基礎的情報を行政からも提供していくことが望ましいといえます。

現在も、市のホームページや広報紙などによって、市民交流につながるような関連情報の提供に努めていますが、多様化する市民ニーズにこたえていけるよう、情報発信方法や発信する内容の充実を図るなど、さらに情報発信の機能を高めていく必要があります。

○市民相互の交流機会の充実

本市においては、「とみぐすく祭り」「生涯学習フェスティバル」を始めとした祭りや伝統行事、各種の大会などのイベントが、市民相互の交流を促進する機会になっています。

また、中央公民館や各地域の公民館、スポーツ施設、学校など、様々な施設が市民の交流の場として活用されています。

交流に係る地域活動組織としては、豊見城市青年連合会や各NPO法人（特定非営利団体）を始め、多様なものがあり、地域振興・発展を目的に、市内でのイベントや行事の開催を支援しています。

このように様々な交流機会の提供や支援を実施してきていますが、さらなる市民交流の機会拡大を望む市民の声も強く、人口の増加とともに、新たな市街地が形成されてきている本市においては、今後、特に市民相互の交流の機会を充実していく必要があります。

とみぐすく祭り



生涯学習フェスティバル



(1) 市民交流に関わる情報提供

市民相互の交流に関わる情報を広く収集し、広報紙や市ホームページ、市役所交流広場や公民館・図書館など公共施設の掲示板等を活用し、幅広く提供することにより情報の共有化を図ります。

(2) 市民交流機会の拡大

市民交流と親睦を目的とし、新たな観光コンテンツとなる「とみぐすく祭り」の開催や生涯学習成果の発表や展示を通して市民の交流を育む「生涯学習フェスティバル」などを引き続き開催します。

また、その他地域の伝統的な祭りや行事に加えて、市民発意による音楽・スポーツ・レクリエーションなど多彩なイベントの開催についても支援に努めます。

さらに自治会をはじめとした地域活動組織などの交流活動を支援するとともに、スポーツ施設、市役所市民交流広場などを地域交流の場として活用できるよう取組みます。

市民発意の交流を促進するため、市民団体や事業者などが主催するイベントについても、その公共・公益性を考慮しつつ関係機関との適切な役割分担の下、支援に努めます。

また、交流の促進を目的とした市民団体などの組織の活動支援にも努めます。特に、人口増加が見込まれる地区では、コミュニティ形成や地域活動の支援とともに、交流イベントの開催などを支援します。

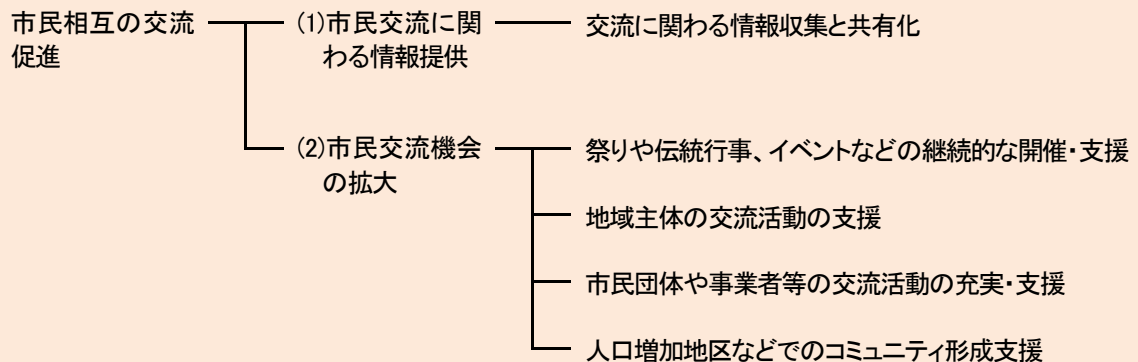
全中縄子どもエイサーまつり



豊見城ハーリー大会



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民意識調査 「市民相互の交流促進」の満足度数	—	2.87	3.0以上

○姉妹都市交流を軸とする地域の活性化

本市を活性化していくためには、市民相互の交流にとどまらず、県外との交流も重要です。本市では、3つの自治体（宮崎県美郷町・高知県土佐清水市・宮崎県高千穂町）と姉妹都市提携を結び、経済交流、文化交流、子ども会・スポーツ少年団等の青少年交流を通して、人材育成、平和学習、文化・スポーツ振興を積極的に推進しています。また、広島県大竹市とは、互いの文化と歴史、平和の重要性を学ぶ交流事業を行っています。

これまでの姉妹都市交流事業を軸に県外交流を充実していくとともに、市民が参加する各種の姉妹都市交流事業の情報発信及び共有を図り、地域を活性化していくことが求められています。

○国際感覚に優れた人材育成

本市では、学校教育においては英語教育に力を入れているほか、中央公民館で外国語講座を実施するなど、国際交流の基礎となる語学能力の向上の取組を行っています。

青少年リーダーの海外派遣を通じ、国際的な視野を広め、国際化時代に対応しうる青少年を育成するとともに、海外移住者子弟研修生を受け入れ、技術等の修得及び市民との交流を通して国際交流思想の高揚及び海外移住国と本市との懸け橋となるような人材育成を行っています。

また、市商工会とともに台湾（新竹市）との両市の特産品販路拡大を目指す経済交流を検討するとともに、両市ホームページで観光情報を発信しあって観光客誘致に繋げる取組を行っています。

社会経済がグローバル化し、国際交流の発展を牽引するグローバル人材育成が求められる中、相互理解を深め、国際交流を活発化させていくことは、本市でも重要な課題といえます。そのため、国際感覚に優れた人材育成を図るとともに、各種国際交流事業の充実や教育機関等と連携した国際交流を図ることが必要です。

姉妹都市交流



世界のトミグスクンチュ歓迎会



(1) 姉妹都市を軸とする県外交流の推進

姉妹都市との交流や広島県大竹市との平和交流を引き続き実施します。また、これらの交流が子どもたちだけの交流にとどまらずスポーツ交流、経済交流など幅広い交流につながるようその充実に努め、姉妹都市交流を軸に「農村体験」「文化体験」など新たな交流のあり方を関係機関と検討します。

市民参加による姉妹都市交流を促進していくため、姉妹都市に関する関連情報発信及び共有を図ります。

(2) 国際交流の推進

学校教育や公民館などにおける生涯学習の機会において、外国語や外国文化の講座（授業）の設置などにより、相互理解を深め国際感覚を養う教育や人材育成を推進します。

青少年リーダーの海外派遣と海外移住者子弟研修生の受入れにより、人材育成を図り、市民の国際交流機会の充実に努めます。国際交流に関する事例などの関連情報を収集するとともに、情報発信及び共有を図り、国際交流活動に関わる市民等への支援に努めます。

また、中国など外国からの来訪者の受入れ体制づくりのため、観光関連施設や PR の充実に努めるとともに、人材育成や市民の意識醸成、外国語の標識や案内板の充実など様々な分野との連携による取組を進め国際交流に資する体制づくりを図ります。

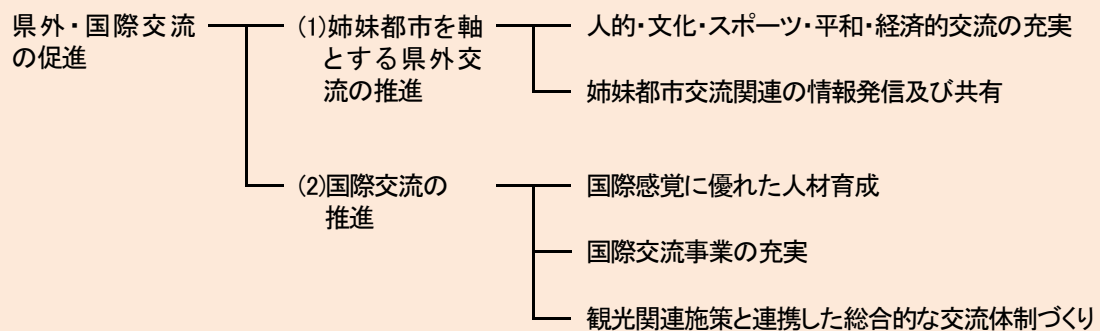
豊見城市・大竹市中学生平和交流事業



海外移住者子弟研修生受入事業



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
青少年国際交流派遣人数	—	14人/年	14人/年
海外移住者子弟研修生受入人数	—	1人/年	1人/年

人権意識の普及

○人権意識づくり

人権とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。

人権問題には、障害者差別、外国人差別、性差別、いじめや仲間はずれ、児童虐待・高齢者虐待、DV※1、セクハラ※2、パワハラ※3、モラハラ※4、マタハラ※5、職場などでの差別待遇など様々なものがあります。

本市にあっても、これら人権問題に向けた意識改革に努めていますが、今後も取組を継続・強化していく必要があります。

○人権擁護への取組強化

本市では、あらゆる人権侵害の問題を正しく理解・認識してもらうため、行政内部にとどまらず市民や事業者に向けた意識啓発のための活動を行っています。春と秋の合同相談などの機会を活用して、人権擁護委員や那覇地方法務局による人権相談を実施しています。

人権擁護は、多面的な視点で取り組むこと、幅広い人たちを対象に、粘り強く進めていくことが必要であることから、こうした事業を含めて、人権擁護につながる具体的な取組を、一層拡大、充実させていくことが求められます。

人権啓発活動



人権啓発活動



【用語解説】

- ※1 DV：ドメスティックバイオレンス 配偶者や内縁関係、両親、子、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力
- ※2 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ
- ※3 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ
- ※4 モラハラ：モラルハラスメント 一方的に言葉や無視・無言等で相手を傷つける嫌がらせ
- ※5 マタハラ：マタニティハラスメント 妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、雇い止めや解雇等の不当な扱いを受けること

(1) 人権意識の普及

全ての市民の人権を守るため、公共施設における掲示や、広報紙・市ホームページなどの各種の媒体を活用し、人権意識の普及・啓発を進めます。

このような、人権擁護に関わる啓発・教育活動については、那覇地方法務局や市の教育関係機関などと連携して推進します。また、福祉関連機関とも連携して、「ノーマライゼーション^{※6}」や「権利擁護^{※7}」の考え方の普及を促進します。

(2) 人権擁護活動の充実

人権侵害の現状と実態の把握に努めます。人権擁護活動の充実に向けては、合同相談などの機会を活用して人権擁護委員や那覇地方法務局による人権相談を開催するとともに、法務省による人権相談の周知にも努め、市の相談窓口や電話相談の充実を図ります。

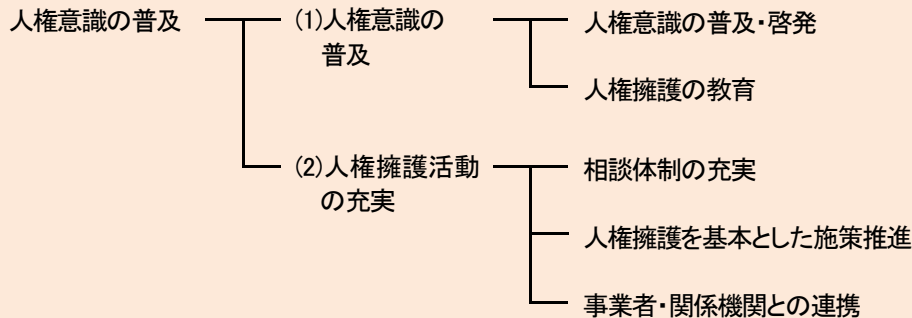
また、市役所をはじめ福祉関連施設、教育関連施設などにおいて、人権擁護の考え方を基本とし各種の行政施策に取り組んでいきます。

事業者の自主的な人権教育・啓発の実施を支援するとともに、様々な関連施策を関係機関と連携した取組を推進します。

法務省人権擁護局人権相談の紹介

- 那覇地方法務局常設人権相談所 098-854-1215
- 子どもの人権110番 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810 (全国共通)
- インターネット人権相談受付 (24時間受付)
- パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 携 帯 http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
人権相談回数	2回/年	2回/年	2回/年

【用語解説】

※6ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※7権利擁護：高齢者・障害者・子どもなどで権利の行使が困難な人をサポートするための方策

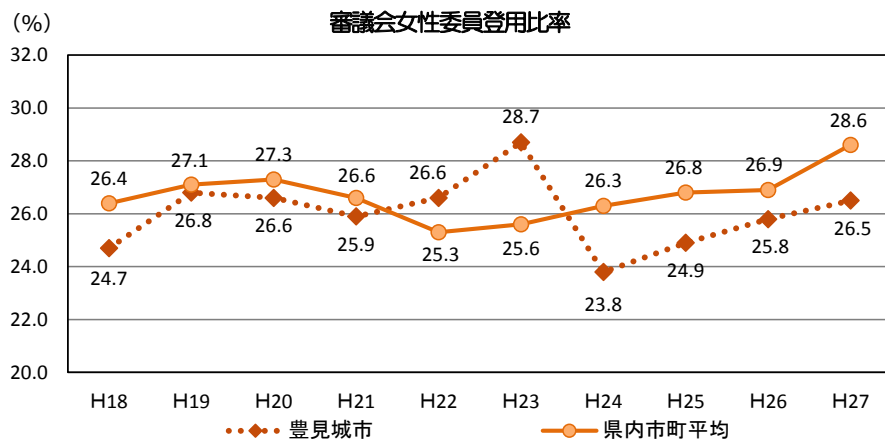
〇男女共同参画社会の意識づくり

近年、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが求められています。

男女共同参画社会の推進は、平成11年の「男女共同参画基本法」の制定に始まり、平成27年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定などを踏まえ、今後も、国、地方公共団体、民間事業主の各主体が一体となって男女共同参画社会の実現を目指す取組が必要です。

本市では、平成24年に「豊見城市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成26年には「豊見城市男女共同参画都市宣言」を行っています。また、2次にわたる「豊見城市男女共同参画プラン」に基づき、豊見城市男女共同参画講座、男女共同参画パネル展を開催するなど、男女共同参画社会の意識づくりに努めています。

一人ひとりがいきいきと輝ける男女共同参画社会の実現に向けて、行政、市民、事業所等による様々な取組の推進が求められています。



豊見城市男女共同参画都市宣言記念式典



豊見城市男女共同参画都市宣言

豊見城市男女共同参画都市宣言

私たちは、市と市民が協働し、「自分らしく」「その人らしく」お互いの違いを認めあい、支えあい、高めあう個性が輝くまちとみぐすくをめざしてここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一. 私たちは、一人ひとりの個性が尊重され、能力が活きる・活かせるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、男女が共に家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、性別に左右されず男女が共に職場、学校、地域等あらゆる場で、平等に参画できるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、人としての尊厳、人格、生き方を尊重する人権尊重のまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、相手を思いやる心で、平和を発信し、交流の輪をひろげるまちとみぐすくをめざします。

(1) 男女共同参画社会に関わる啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、市の広報紙やホームページ、ポスター・チラシなどを通し、男女共同参画の取組紹介など関連する情報の提供を行うなど、意識向上に取り組みます。

育児休暇の取得と職場復帰の推進及び「ワーク・ライフ・バランス※1」の推進と重要性について普及・啓発を図ります。

学校教育や社会教育の機会を活用して、男女共同参画社会に向けた啓発・教育活動を推進していきます。

(2) 男女共同参画の実践

「男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進します。

各種行政計画の策定における審議会などへの女性委員の積極登用を推進します。

豊見城市特定事業主行動計画に基づき、市の女性職員の活躍推進に資する取組の実施に努めるとともに、市民や事業者に対して女性の個性と能力が発揮できる社会の実現に向けた意識啓発に努めます。また、男女共同参画社会の形成への取組を推進していく豊見城市女性団体連絡協議会をはじめとする関連団体との連携に努めていきます。

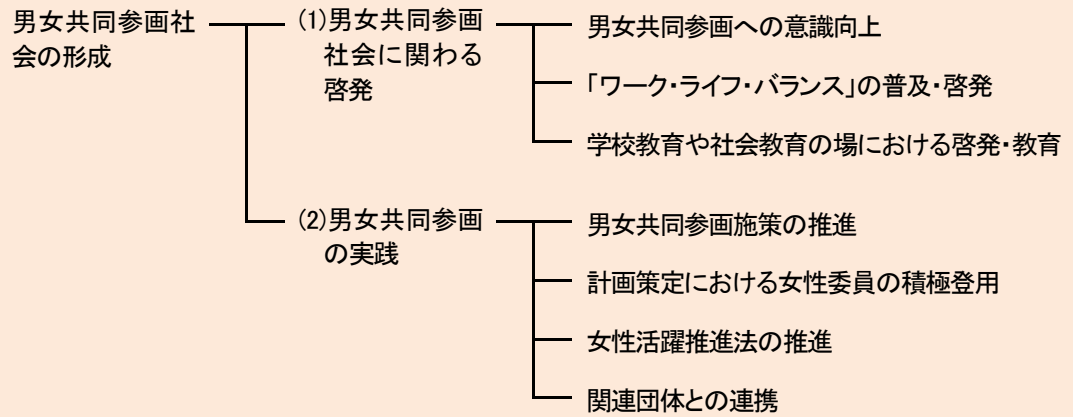
男女共同参画講座



男女共同参画パネル展



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市の審議会における女性委員の比率	26.6% (H22年4月1日現在)	26.5%	35.0%
市民意識調査「男女共同参画社会の形成」の満足度数	—	2.91	3.0以上

【用語解説】

※1ワーク・ライフ・バランス：人生の各段階において仕事と家庭の調和を図る考え方

○平和行政の推進

沖縄戦の悲惨な体験や教訓を風化させることなく、後世に平和の尊さをつなぎ、市民一人ひとりが戦争の悲惨さと平和の尊さを考える機会となるよう、平和行政の推進を図ってきました。また、「非核平和都市宣言」、「核兵器廃絶・平和宣言」を採択し、「平和首長会議」、「非核宣言自治体協議会」に加盟しています。

今後も、これらの基本理念をもとに、平和学習や国際的な文化交流や人材交流による相互理解の促進や啓発活動を通して「平和行政」を継続して推進する必要があります。

○戦跡の保全と平和学習

本市には、戦争に関する遺構や「戦跡」が多く存在しています。約4,000柱の御霊が合祀され慰霊塔が建立されている「旧海軍司令部壕」があり、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える場として多くの人々が訪れています。また、豊見城城址跡地内には、約600人の負傷兵が収容されていたといわれている「第24師団第2野戦病院壕」があります。

今後は平和なまちづくりに向け、市内の戦跡保存の重要性を継続して啓発していくとともに、戦争体験者が高齢化し戦争体験談等に触れる機会が減少する中、戦争の記憶や記録を風化させず、次世代を担う子どもたちへ平和の大切さを伝えることが重要な課題です。

平和交流事業



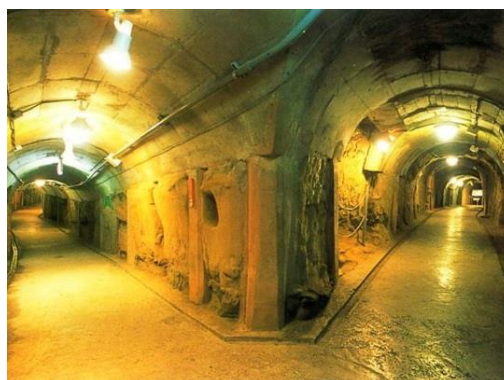
平和交流事業



原爆展



旧海軍司令部壕



(1) 平和行政の展開

「慰霊の日」や広島平和記念日などの節目において、沖縄戦や原爆の展示を行い、平和や命の尊さ、重要さを広報・啓発するとともに、教育機関と連携して、平和学習の充実を図ります。また、市少年平和大使の活動の場の創出を検討します。

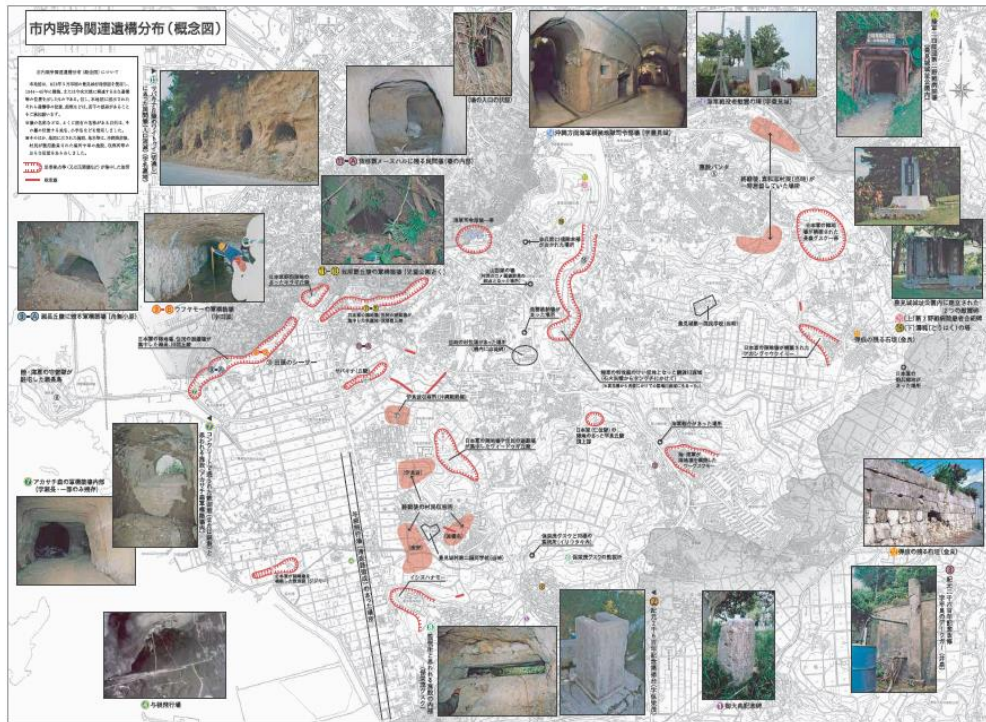
国際交流、文化交流、人材交流などの機会を通じた、「草の根平和活動」を推進します。

(2) 戦跡の保全・活用

「旧海軍司令部壕」や「第24師団第2野戦病院壕」など、市内に所在する戦跡の概要（ガイドマップ）を広く活用し、所有者や関係団体との連携の下、戦跡の保護・保全に努めるとともに、戦争体験者の協力を得ながら、戦争の記憶を後世へ伝えていきます。

また、本市から平和なまちづくりを発信していくため、市民や来訪者に対する平和学習資源として活用の充実に努めます。

市内戦争関連遺構分布（概念図）



施策の体系

平和行政の推進

(1) 平和行政の展開

平和に関する啓発と平和学習の充実

平和行事への参加促進

交流による「草の根平和活動」の促進

(2) 戦跡の保全・活用

戦跡の保全と平和学習資源としての活用

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
原爆資料展及び「慰霊の日」パネル展	1回/年	1回/年	1回/年

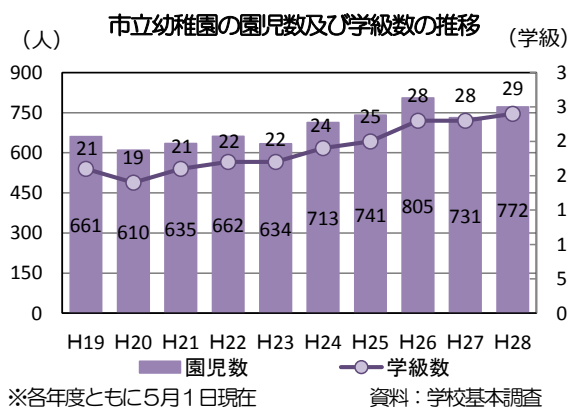
第2部 子どもが生きる学びと文化のまちづくり ～教育・子育て・文化振興分野～



○幼児教育環境のさらなる充実へ

本市には現在、幼稚園が9園（市立8園・私立1園）あり、市立幼稚園の運営を行うとともに、私立幼稚園の経営に対して補助を実施しています。平成28年4月からは市立4幼稚園（座安幼稚園・ゆたか幼稚園・とよみ幼稚園・豊見城幼稚園）において複数年保育を開始しています。また、平成27年5月からは市立幼稚園全園で学校給食を導入するとともに、食育体験活動にも取り組んでいます。今後は、発達・学びの連続性をふまえ、就学前教育への対応など更なる教育プログラムの充実に向けた取り組みが求められています。

人口の増加により、入園希望者も増える傾向にあり、受入れ数の拡大や老朽化対策などのため、園舎の新築・改築を実施しています。平成24（2012）年度には豊崎幼稚園新設、平成27（2015）年度には上田幼稚園から分離したゆたか幼稚園を新設しました。また、平成28（2016）年度から上田幼稚園改築事業に取り組んでいます。今後も引き続き、幼稚園の教育環境のさらなる充実に向けて取り組む必要があります。



幼稚園の一覧

単位：学級・人・人/学級

幼稚園名	学級数	園児数	1学級あたりの園児数
上田幼稚園	4	102	26
長嶺幼稚園	3	83	28
座安幼稚園	3	82	27
豊見城幼稚園	3	77	26
伊良波幼稚園	3	82	27
とよみ幼稚園	4	108	27
豊崎幼稚園	3	85	28
ゆたか幼稚園	6	153	26
聖マタイ幼稚園(私立)	4	128	32

※平成28年（2016年）5月1日現在

資料：学校基本調査

○多様なニーズへの対応

共働き家庭などが増加している中、幼稚園には、保育のニーズを担うことも期待されており、本市においても市立幼稚園全園で「預かり保育^{*1}」を実施するとともに、平成28年度からは土曜日の預かり保育を実施しています。今後も引き続き、多様なニーズに対応した幼児教育の充実を図る必要があります。

○家庭・地域、保育所等との連携

幼児期の教育は、幼稚園のみが担うものではなく、家庭や地域との連携により、「地域ぐるみの子育て・教育」を進めていく必要があります。また、教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る観点から保育所、認定子ども園^{*2}及び小学校との連携の強化が求められています。

○支援を必要とする園児への支援の充実

本市の幼稚園では「特別支援教育」を実施し、障害を持つ園児を対象に特別支援教育支援員を配置するなど支援しています。今後も引き続き、支援を必要とする園児やその保護者へのきめ細かな対応により、支援を充実していく必要があります。

【用語解説】

※1 預かり保育：女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間の終了後や夏休みに幼稚園が行う教育活動

※2 認定子ども園：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設

(1) 教育プログラムと施設の充実

国や県教育委員会の基本方針等を基本としつつ、各幼稚園の地域特性等を踏まえた体験活動の充実や地産地消^{※3}の観点からの食育^{※4}など多様化するニーズに対応する教育を実施することを通して、本市の実態にあった教育プログラムの充実を図ります。また、複数年保育を継続するとともに、3年保育の検討を行います。

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びがスムーズに移行していけるよう取り組みの充実を図ります。

園舎などの施設については、今後も情操教育などに留意して、老朽化への対応や環境改善などを計画的に実施していきます。備品や用具などについても、各幼稚園の状況やニーズを正確に把握しその充実に努めます。

引き続き、平成30年度末の供用開始に向け上田幼稚園の改築を推進します。

(2) 多様なニーズへの対応

保護者の就労形態の多様化に対応するための支援の一環として「預かり保育」を継続するなど多様な保育ニーズへの対応を図ります。また相談支援員の配置を継続し、子育てに悩む保護者への相談体制の強化に努めます。

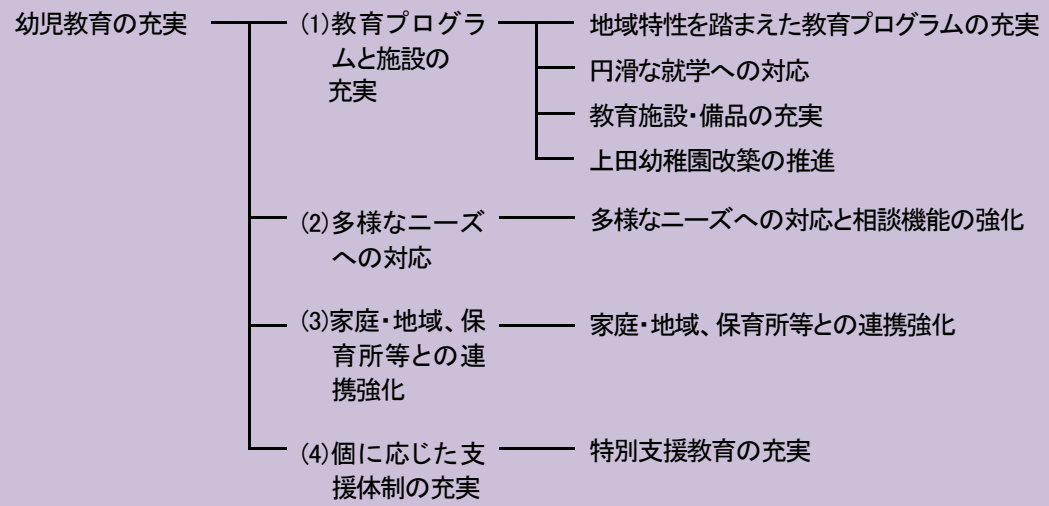
(3) 家庭・地域、保育所等との連携強化

家庭や地域、保育所や認定子ども園、幼稚園、小学校との交流や情報交換などの連携の下、規則正しい生活習慣を身に付けさせる教育指導を、幼児一人ひとりの発達に留意しつつ進め、総合的な視点から幼児教育を推進します。

(4) 個に応じた支援体制の充実

特別な支援を要する園児に対し、園生活で必要に応じて「特別支援教育支援員」を配置するなど、きめ細かな支援を行うことで、安全への配慮と幼児教育の充実を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
公立幼稚園の改築数	—	—	1施設（上田幼稚園）
「預かり保育」の受け入れ率	100.0%（H22年）	100.0%	100.0%

【用語解説】

※3地産地消：地域で採れた食物を地域で消費すること

※4食育：様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

○時代に対応した教育

本市には、平成28(2016)年度現在、小学校が8校(189学級、児童数4,883人)、中学校が3校(69学級、生徒数2,201人)あります。国では、いわゆる「生きる力」を育成するため教育施策を進めており、この考え方に基づいた「学習指導要領」が、小学校は平成23(2011)年度から、中学校は平成24(2012)年度から実施されています。

また、外国語教育、情報教育、特別支援教育を重視しており、それぞれ外国人講師配置事業・小学校外国語活動事業、情報教育指導補助員配置事業、特別支援教育支援員配置事業を実施しています。

引き続き、小・中学校に対しては、時代に対応した教育を進めていく必要があります。

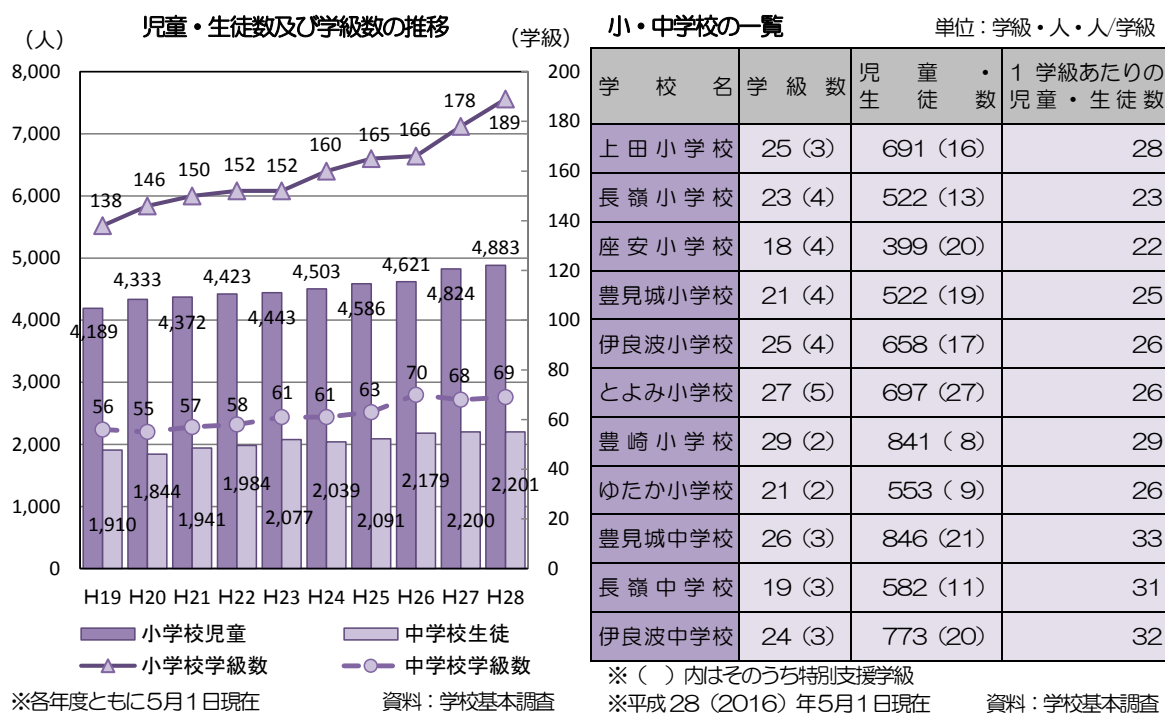
○教育施設の不足と老朽化

人口の増加により、児童数も増える傾向にあり、受入れ数の拡大のため、平成24(2012)年度には豊崎小学校の新設、平成27(2015)年度には上田小学校から分離したゆたか小学校を新設しました。

また、小・中学校の耐震化優先度調査に基づき、上田小学校の改築及び豊見城中学校の改築事業など耐震化に取り組んでおり、引き続き推進する必要があります。

教育環境の向上のため、空調や放送、LAN※¹などの設備の改善を実施するとともに、ICT※²活用による効果的な授業を展開するため、電子黒板の整備を実施しました。

今後も適切な教育環境を提供するため、施設や設備の適切な維持・管理等を図っていく必要があります。



【用語解説】

※1 LAN：組織内で情報を電子的に共有するネットワーク環境

※2 ICT：情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (Technology) の総称

○安全な学校給食の提供と新たな役割

小学校に学校給食を提供するため、昭和61（1986）年、伊良波地区に学校給食センターが建設されました。安全な学校給食を提供していくため、建物や設備等の老朽化への対応と適切な維持管理が必要です。

献立においては、栄養のバランスはもちろんのこと、地産地消^{※3}の考え方から、地元産の食材、特に産地である葉野菜類を多く使用した給食を提供することに努めています。また、栄養士による食育^{※4}指導、保護者への講話や試食会、調理講習会なども開催しています。

○地域全体での教育環境づくり

小・中学生への教育は、学校のみではなく、家庭や地域などとの連携が不可欠となります。本市では、「地域力」を活かして学校支援ボランティアによる学習支援、読書活動、環境美化、防犯、クラブ活動支援、学校生活支援など多彩な活動が展開されています。また、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境改善に向け、「スクールソーシャルワーカー（SSW）^{※5}」を配置し、児童相談所や福祉事務所等の関係機関とのネットワークの構築や、学校・家庭・専門機関とのつなぎ役として支援を実施しています。

引き続き、学校と家庭や地域などとの連携をさらに強化し、地域全体での教育環境づくりが求められます。

○支援が必要な児童・生徒への支援の提供

本市の小・中学校では「特別支援教育」を重要視しており、発達の気になる子や障害をもつ児童・生徒を対象に特別支援教育支援員の配置をはじめとする支援を行っています。また、不登校などの児童・生徒については、「教育相談室」における教育相談や学習活動等を実施して、学校生活への復帰を支援しています。

困窮世帯への就学援助として就学援助補助（要保護・準要保護）事業を実施しています。また、豊見城市育英会では、向学心があるものの経済的理由により就学困難な生徒・学生へ学資を貸与する「奨学金」制度を実施しています。

このような支援を必要とする児童・生徒やその保護者へのきめ細かな対応を図ることにより、学習機会を確実に提供していく必要があります。

ゆたか幼稚園・小学校開園・開校記念式典



学校給食



【用語解説】
 ※3地産地消：地域で採れた食物を地域で消費すること
 ※4食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
 ※5スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、不登校等の問題行動の背景にある家庭環境の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門家

(1) 教育プログラムの充実

「生きる力」の育成を目指した「学習指導要領」に基づく小・中学校教育を実施します。また、「確かな学力」の向上を図るため、定期的な学力調査等を実施するとともに、児童・生徒一人ひとりが意欲や関心を持ち、「わかる喜び」を実感することができる指導方法の工夫・改善に取り組みます。

社会情勢の変化に適応していく上で重要な素養と基礎知識を身に付けるため、児童・生徒の外国語教育、情報教育及び特別支援教育の充実に取り組むとともに、児童・生徒一人ひとりの個性と能力に応じたきめ細かな生活指導や進路指導、キャリア教育、スポーツ・文化教育など教育プログラムの充実に努めます。

教職員の指導力の向上を図るため、研修や評価システムの充実を図るとともに、教職員相互の連携や若い教職員への指導・相談などの充実に努めます。

(2) 教育施設・設備等の充実

本市では、人口増加とともに児童・生徒数の増加が想定されるため、的確な将来予測に基づいた学校施設の計画的な整備を実施します。また、学校施設の維持・管理を図るとともに、平成 30 年度末供用開始に向けた上田小学校及び平成 33 年度供用開始に向けた豊見城中学校の改築など耐震化や長寿命化の取り組みを推進します。

設備面においては、運動施設の整備や「情報教育」の強化のための電子黒板、パソコンや LAN 整備など、教育設備の充実に努めます。

(3) 学校給食の充実

学校給食センターを拠点に、安全でおいしい学校給食を継続して提供していくため、児童・生徒の増加及び老朽化への対応として、施設や設備の計画的な整備・更新に取り組むとともに、適切な運営・管理に努めていきます。

農水産業などと連携し、地元産の食材を多く使用した給食を提供することで地産地消を推進します。児童・生徒の発達段階に応じた健康づくりのための食育指導や、保護者への講話や試食会、調理講習会等の充実に今後も取り組んでいきます。

また、良質な学校給食を維持していくため、給食費の徴収率の向上を図ります。

(4) 家庭や地域等との連携

学校に関する情報について、保護者のみならず地域全体に積極的な発信を行います。教育委員会と学校・家庭・専門機関が連携できるようにスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、児童・生徒と保護者の誰もが気軽に相談できる体制の充実に努めます。

地域ボランティア等との連携により放課後こども教室を推進します。また、学校と地域の防犯対策を図る PTA や地区防犯協会などによる安全マップの作成、不審者情報の共有化、「声かけ運動」など多様な活動を促進することを通して「地域力」を活かした教育環境づくりを支援します。

また、学校評議員や保護者アンケートなどによる学校評価により、学校教育の客観的な評価を実施し、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。

(5) 個に応じた支援体制の充実

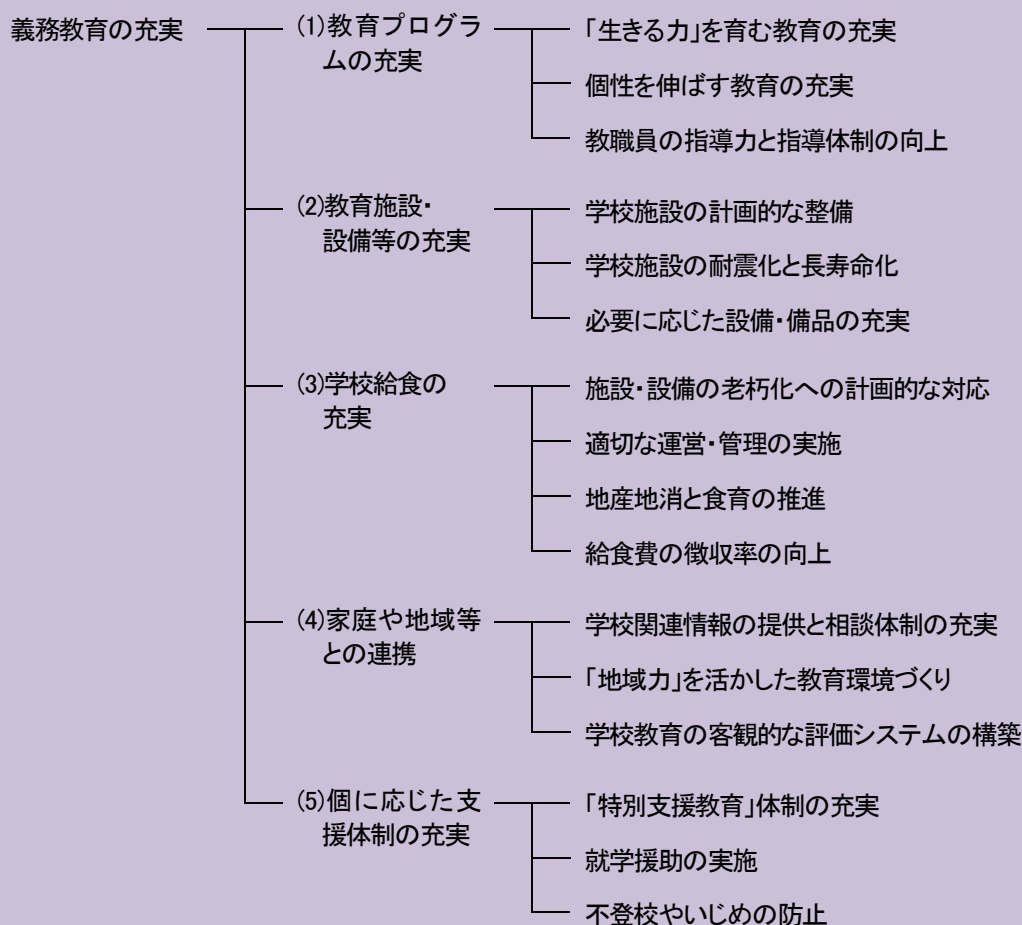
「インクルーシブ教育※6」の考え方を基本に、障害をもつ児童・生徒の受入体制の充実に向け、「特別支援教育支援員」の適正配置やバリアフリー化の推進、障害の状況に応じた就学相談、健常児童・生徒との交流活動など、きめ細かな「特別支援教育」の充実に努めます。

また、経済的な理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

不登校の児童・生徒に対して、「教育相談室」などでの教育相談や学習支援を継続的に実施し、通学・学習意欲の向上を支援します。また、いじめがない社会づくりを目指し、思いやりの気持ちを育てる教育を強化します。

施策と体系

施策の体系



目標指標

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
小・中学校の分離新設・建替え数	—	3校 (豊崎小学校、ゆたか小学校、座安小学校)	5校 (2015年度実績値3校及び上田小学校、豊見城中学校)
小・中学校の校舎の耐震化率※7	60.0% (H22年4月)	81.8%	100.0%
《てくてく登校》毎日、徒歩で登校している児童・生徒の割合	—	小学校67% 中学校45%	小学校80% 中学校80%

【用語解説】

※6インクルーシブ教育：障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

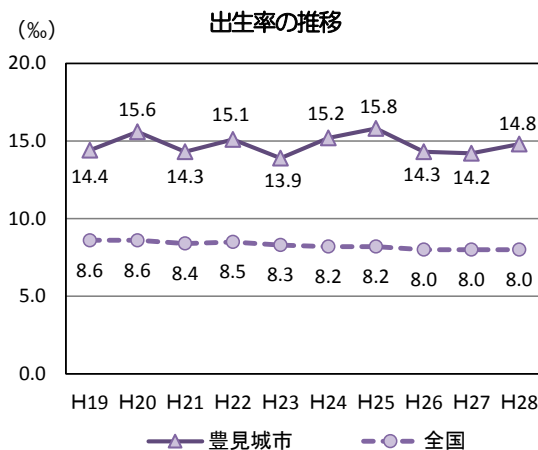
※7耐震化率：建築基準法改正以降に新しい耐震基準で立てられた棟と耐震補強済みの棟の割合を示す

○高い出生数と保育所利用児童数の増加

全国的に出生率が低下する中、本市は平成28(2016)年で人口1,000人当たりの出生数が14.8人(全国8.0人)と高い水準を維持しており、子どもの数は増加しています。

本市には、平成28(2016)年4月1日現在19施設の認可保育所(公立1施設、私立(法人立)18施設)があり、さらに4施設で小規模保育事業、2施設で事業所内保育事業を実施しており、2,232人の児童を受入れています。これまで積極的に認可保育所等の整備に努めてきましたが、依然として待機児童は多くみられ、更なる受け皿の確保が求められます。

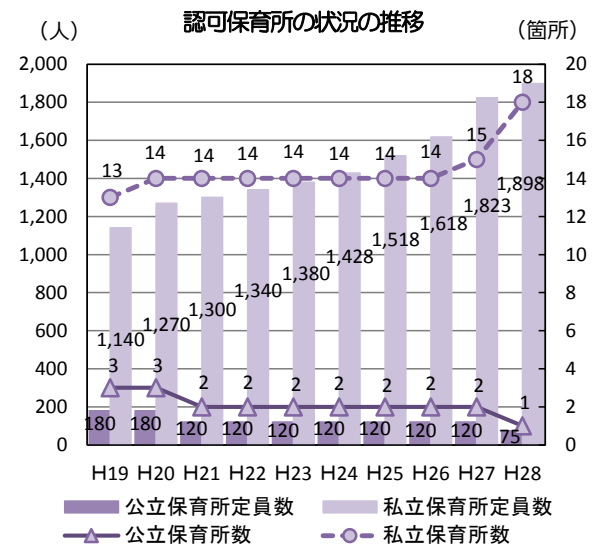
子ども・子育て支援制度の施行により、本市では平成27年(2015)年3月に「豊見城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、今後は同計画に基づき学びの連続性が図られるよう質の高い教育・保育の提供及び特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対する支援の充実などが必要となっています。



※各年ともに3月31日現在

※「%」は人口1,000人当たりの値

資料：市民課



資料：沖縄県

○子育て支援ニーズの多様化

市民のライフスタイルの変化に伴って、延長保育や一時預かり、病児保育、障害児保育など子育て支援ニーズは多様化しています。

また、家庭や行政だけでなく地域ぐるみで子育てを支援することで、安心して子どもを産み育てることのできる社会を構築するとともに、児童を健やかに育む環境を整えていくことが必要となっています。

○児童虐待の未然防止と早期発見

本市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所等関係機関との連携や相談体制を充実するなど、複雑な課題を抱える要保護児童等の支援に取り組んでいます。

引き続き、児童虐待の未然防止及び早期発見のため、相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

【用語解説】

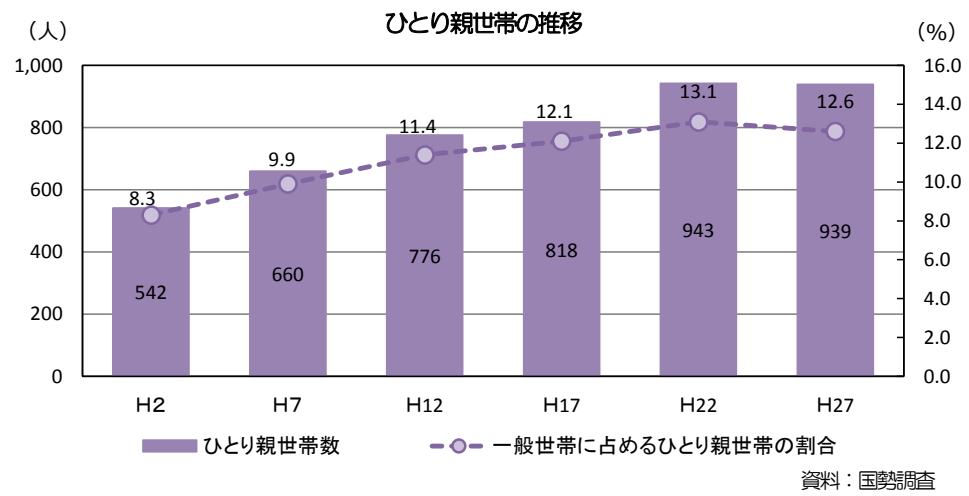
※1 預かり保育：女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間の終了後や夏休みに行う幼稚園が行う教育活動

〇ひとり親世帯の増加

ひとり親世帯の数は、平成 27 年度の国勢調査によると 939 世帯と市の人口増加に伴って世帯数も増えています。ひとり親世帯のうち精神的・経済的な問題を抱える世帯に対して、子どもが健やかな環境で成長していけるよう引き続き負担を軽減するとともに、自立に向けた支援を行っていく必要があります。

〇子どもの貧困

平成 27 年度調査によると沖縄県の子どもの貧困率^{※2}は 29.9%と、全国の 16.3%の 1.8 倍となっています。本市においても、支援員の配置や居場所づくり等子どもの貧困対策に積極的に取り組んでいく必要があります。



豊見城市地域子育て支援センター くっぴー



ファミリー・サポート・センター事業



わらびんちゃあ遊愛フェスティバル



わらびんちゃあ遊愛フェスティバル



【用語解説】

※2子どもの貧困率：子ども（17歳以下の者）全体に占める、貧困線（世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分）に届かない子どもの割合

(1) 質の高い保育サービスの充実

認定こども園の整備推進や小規模保育事業の実施など多様な保育サービスの提供充実を図るとともに、保育士確保の促進など待機児童の解消に取り組みます。

学びの連続性が図られる質の高い教育・保育サービスの提供充実を図るとともに、特別な支援が必要な子ども及びその保護者に対する支援の充実などに取り組みます。

公立保育所を拠点保育所と位置づけ、多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる保育サービス提供体制の充実を図ります。

認可外保育施設に入所する児童の健全な発育と安全が確保されるよう、認可外保育施設に対する給食費等の支援および職員の資質向上の促進など、認可外保育施設の保育環境の充実支援を図ります。

(2) 地域と社会による子育て支援

子育てにやさしいまちづくりを進めるため、地域の中で子どもが健やかに育つことを全ての市民が見守り、支えあう地域コミュニティ意識の醸成に努めるとともに、地域子育て支援センターの機能向上及び充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする子育て支援情報の提供や、公的な各種制度の活用を継続するとともに、民生委員・児童委員や各種関係機関と連携し、全ての家庭が良好な家庭環境の中で子どもを育てることを支援していきます。

こうした取組の中で、子どもたちを犯罪や事故から守るための地域の安全対策に努めるとともに、放課後児童クラブなど子どもの安全な居場所づくりや、交流の場づくりを推進し、児童の健全育成に資する生活環境の形成を推進します。

(3) 児童虐待防止対策の充実

「児童相談所」や警察などの関係機関や地域の民生委員・児童委員などとの連携を強化し、虐待行為の早期発見に努めるとともに、相談体制や各種子育て環境づくり、子育て支援策などを充実することで、虐待防止に取り組みます。

(4) ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定と社会的な自立のため、各種制度に基づく経済的支援及び就業支援を行うとともに、相談支援の充実を図ります。

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に向かって健やかに成長していけるよう、関係機関と連携した相談体制の充実や子どもの居場所づくりの提供等必要な環境整備を行うとともに、学習支援を行い、キャリアアップ形成を支援します。

子育て講座 3B体操



子育て講座 ベビーマッサージ



家庭児童相談室

豊見城市 児童相談・女性相談・虐待通報
家庭児童相談室
 ～家庭のこと悩んでいませんか～

相談無料

子育てや家庭のことで、ご相談を受けています。
 ご相談に対する助言をさせていただくほか、
 必要な支援サービスのご提案や、
 適切な専門機関の情報をご提供しています。

育児・しつけ・発達

育児やしつけに困っている。
 子育てがわからず不安になる。
 子育てがつかない、子ども多忙になってしまう。
 ことばや身体の発達が不安になる。
 とても育てにくい子で対応に困っている。

非行・不登校

家に帰ってこない、深夜まで遊んでいる。
 子どもが暴力を振るう。
 学校に登校しない。

養育・経済不安・妊娠

両親が死亡、家出、入院などで子どもが心配。
 養育者がいないため子どもが心配。
 経済的に不安があり、子育てが心配。
 思いがけない妊娠に戸惑っている。

女性相談

配偶者等から暴力(DV)の被害を受けている。
 配偶者の酒やギャンブル等で悩んでいる。
 離婚等の制度について教えて欲しい。
 家庭の不和、夫婦間の悩みがある。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

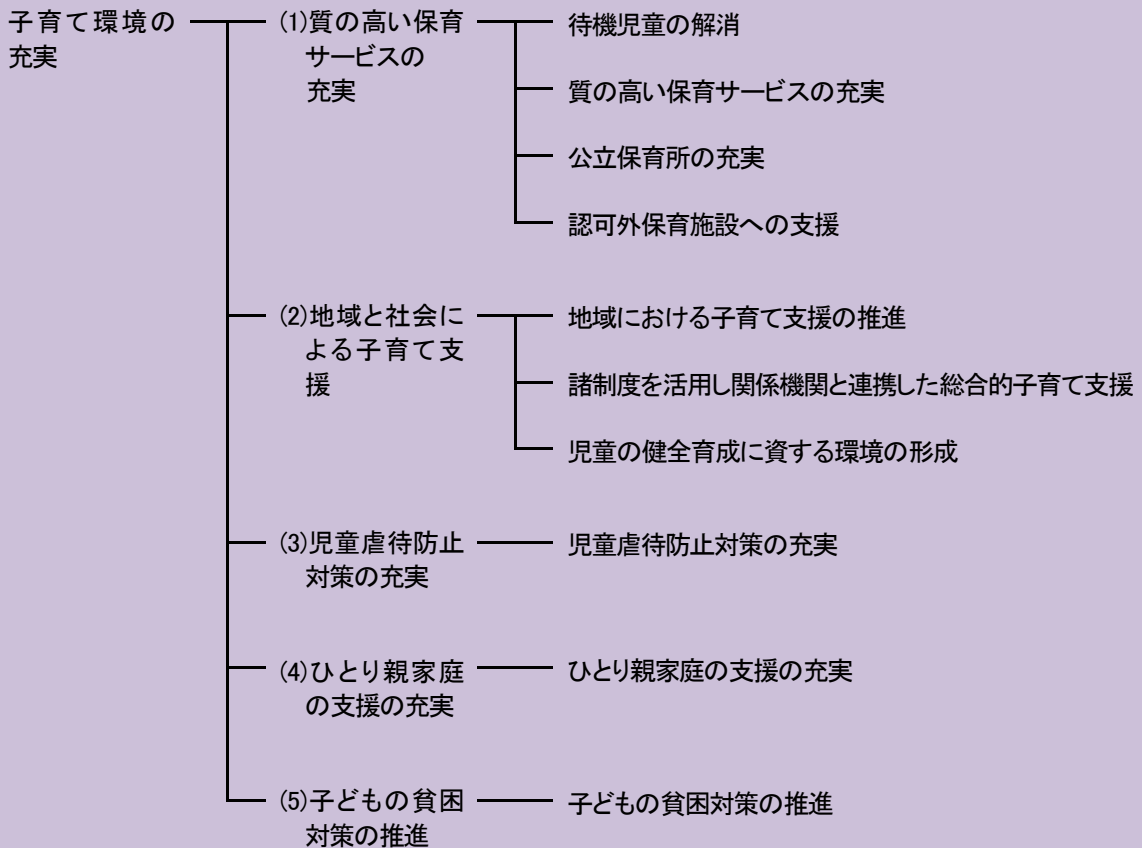
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。



身体的虐待(暴力・拘束等) 性的虐待(児童への性交等)
 心理的虐待(暴言・児童面前DV・夫婦喧嘩等)
 ネグレクト(ご飯を食べていない・身なりが汚いまま等)

泣き声

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
子育て支援センター設置数	1施設	2施設	3施設
待機児童数	99人	41人	0人

第1節 地域文化の振興

○守り引き継ぐ豊富な歴史・文化資源

本市には豊見城グスク、平良グスク、保栄茂グスク、長嶺グスクなどの「グスク」をはじめ、日本の近代化に貢献したジョン万次郎が滞在した「高安家」や本市が舞台となっている組踊「未生の縁」などがあります。

市指定の有形文化財としては、口上^{こうじょう}寛^{かん}（古文書）、重修真玉橋碑（歴史資料）、字与根大城家文書（古文書）、真玉橋遺構（建造物）が存在します。また、市内には指定を受けていない文化財も数多く存在します。

これら文化財は、本市にとって重要な歴史的・文化的資源であるとともに全ての市民の財産であり、未来の文化創造のために後世につなげていくことが求められます。

○地域文化を活用した取組

地域の伝統行事として各地の綱引き、高安のガンゴー祭、保栄茂のマチ棒などがあります。文化的な取り組みとしては市総合文化祭、ハーリー由来祭りなどがあります。このような地域の伝統行事や文化的な取り組みについては、今後も継続・充実を図る必要があり、そのための支援などが求められます。

郷土の歴史資料を収めた歴史民俗資料展示室の展示資料の充実や周知、そのほか、地域文化講座の開催、社会教育並びに学校教育における地域文化学習なども必要です。

○市の歴史の継承

本市の歴史を収集し広く市民に伝え後世に継承していくことは、市の責務であるといえます。

本市では、これまでに市史の編さん事業を行ってきており、民俗編、新聞集成編、戦争編、及び文献資料編に加え、移民編を発刊しています。今後は、「社会と文化・教育編」及び「通史編」の編さんを進める必要があります。

現
状
と
課
題

豊見城市総合文化祭



市(村)史・写真帳・市(村)史だより



(1) 歴史的・文化的資源の保全・継承

本市に残る「グスク」や「真玉橋遺構」などに代表される、歴史的・文化的資源を保全し、次世代への継承に努めます。

また、歴史的・文化的資源の関連情報を調査・収集・整理するとともに、広く公開・周知することで市民の財産である歴史的・文化的資源の保全の意義を広めていきます。

本市の貴重な財産である「指定文化財」については、適切に管理を行います。「真玉橋遺構」は、見学者が利用しやすいよう、周辺環境も含めた保全・管理を行うとともに「口上覚」・「重修真玉橋碑」・「字与根大城家文書」は歴史民俗資料展示室での公開など、活用を推進します。

また、指定を受けていない文化財についても、所有者等と保全について協力を図るとともに、郷土の歴史や文化を学ぶ貴重な資源として周知・活用に努めます。

本市にゆかりのある「組踊」をはじめとする伝統芸能については、関連組織などへの支援を検討することにより、後継者の育成につなげます。

(2) 文化事業の推進と関連施設の充実

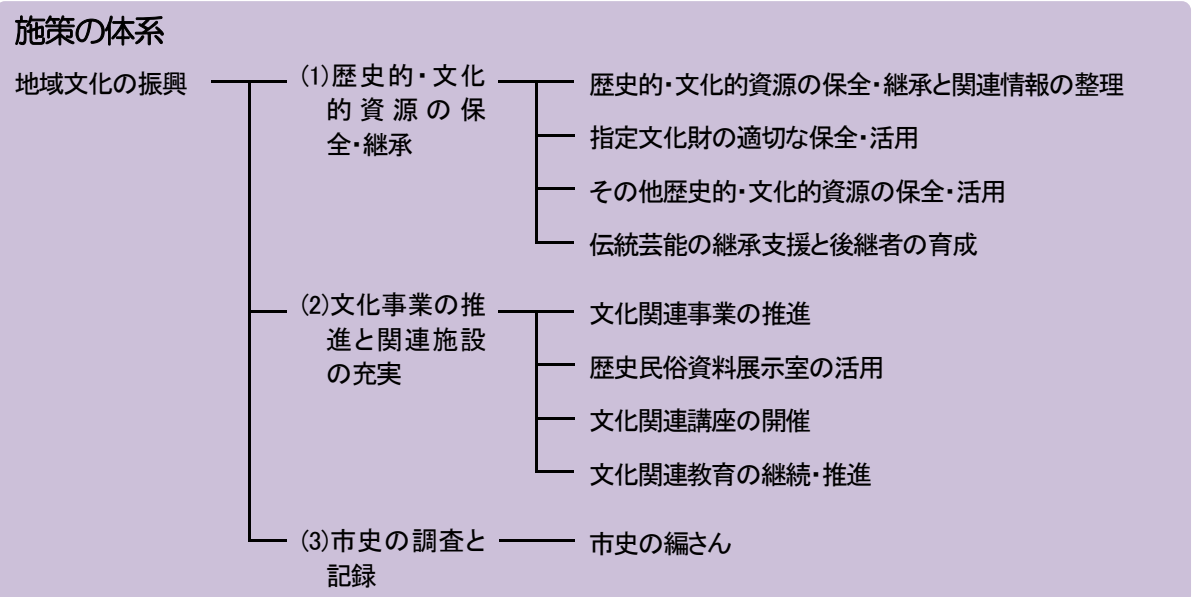
市総合文化祭やハーリー由来祭りをはじめとする文化関連事業の推進とその支援に努めるとともに、ボランティアガイド養成など、本市の文化振興の担い手となる人材育成を図ります。

郷土の歴史文化を学び伝える場として歴史民俗資料展示室の充実を図るとともに、多くの市民等に利用いただけるよう、広報・周知を行います。

地域の歴史文化の保全・継承を支援していくため、文化関連の講座を開催します。また、社会教育並びに学校教育において本市の歴史文化に関する学習を推進します。併せて、しまくとぅばの普及・継承にも取り組みます。

(3) 市史の調査と記録

市の歴史を収集し、広く市民に伝えることで後世に継承していくため、市民などからの情報の収集を行うとともに、市史「社会と文化・教育編」及び「通史編」の編さんを進めていきます。



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
文化財標柱設置数	53本	91本	160本

〇多様化する生涯学習ニーズ

近年は、社会経済の成熟とともに、市民の価値観の多様化と高度化がさらに進み、また、いわゆる「団塊の世代」が一斉退職の時代を迎えたこともあって、同世代の社会参加による生涯学習のニーズの高まりがみられます。しかしながら、社会教育関係団体会員が減少していることから市民がもっと加入しやすい環境を整えることや、女性の利用が中心の面があるため男性の参加を促す工夫が求められており、引き続き市民の生涯学習ニーズの高まりや多様化に 대응するため、生涯学習体制の充実を図っていく必要があります。

本市においては、生涯学習に関連する施設として中央図書館、中央公民館などがあります。平成8（1996）年に開館した中央図書館においては、空調機器の更新による快適環境の確保や照明のLED化による照度の確保など施設の充実を図るとともに、夏休み中の開館時間を早めるなど利便性向上に努めており、貸出者数は増加傾向にあります。また、書籍の貸出し以外に、読み聞かせや資料展示、手作り教室などの催しも開催しています。しかしながら、インターネットの普及等により、「活字離れ」が進んでいる状況も危惧され、引き続き利便性向上や蔵書の充実に努める必要があります。

また、中央公民館は、市民の教育・文化・生涯学習の向上に寄与する社会教育施設として昭和57（1982）年に開館しました。大ホールにおいては、デジタル化による高度で効果的な演出ができるよう照明設備及び音響設備の改修を実施しました。全体的に施設・備品の老朽化が進んでいることから、今後は適切な更新や維持管理が必要となっています。

中央図書館の蔵書数等の推移

単位：冊・人

中央公民館の利用状況の推移

単位：人・回

年度	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	年度	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
蔵書数	193,963	197,529	203,583	205,339	208,335	利用者数	113,766	124,427	114,643	125,577	81,276
登録者数	42,428	42,705	45,057	46,404	47,777	利用回数	2,723	3,280	3,067	3,087	2,873
貸出者総数	74,617	66,638	71,563	71,613	76,378						
貸出総冊数	297,096	277,559	316,626	326,682	346,082						

資料：中央公民館

※各年度ともに3月31日現在

資料：中央図書館

〇様々な生涯学習プログラムの展開

様々な生涯学習の機会を市民に提供するため、関係機関と連携して、様々な講座や講演を実施しています。平成15（2003）年度からは生涯学習フェスティバルを開催し、サークル団体の発表などの機会を通して活動の活性化を支援しています。その他、地域に出向いての講座開催や、高齢者の仲間づくり・生きがいつくりにも貢献している豊寿大学等、市民ニーズに対応した多様な事業を実施しています。

生涯学習機会の拡大に向け、これらを含む多様なプログラムを継続的に提供し、さらに充実を図っていくことが求められています。

〇子どもが健やかに育まれる地域環境の必要性

放課後や週末に子どもが、元気にのびのびと過ごすことができる安全な環境づくりのため、健全育成環境や放課後・週末における遊び場・居場所づくりが求められています。

(1) 生涯学習体制の充実

市民の生涯学習の充実を支援するため、市民団体や事業者などと連携した体制の充実を図るとともに社会教育関係団体の活動状況の周知を行うなどその活性化を支援します。

中央図書館や中央公民館といった関連施設の充実を図るとともに、適切な維持・管理に努めます。必要に応じて補修や備品の充実などを行うほか、利用時間や利用形態・運営方法などのあり方について、効果や効率、コストなどを総合的に考慮して、継続的に検討する中でより市民に利用しやすい施設運営に努めます。

(2) 多彩な生涯学習プログラムの提供

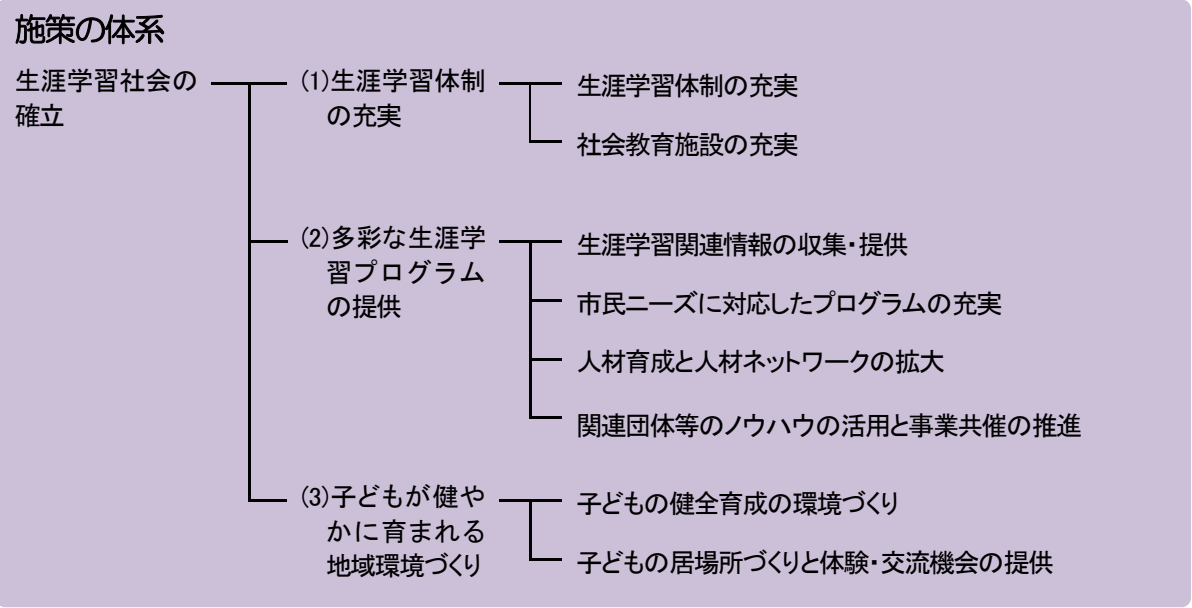
多様化する市民の生涯学習ニーズに応えるため、様々な分野における学習情報や講座の開催内容などの情報を収集し、市ホームページや広報紙などで提供します。

また、各種の講座などのプログラム内容の充実に努めます。市民に身近な地域単位での生涯学習の場を提供する「出前講座」の開催など、市民意向を踏まえてプログラムの変更や充実も検討します。さらに運営に当たる人材や講師の育成を図るとともに、市内外に人的なネットワークを拡大することにより新たな講師などの発掘にも努めます。

市主催の事業を継続することにとどまらず、沖縄県や市内の各種団体、地域の人材などがもつ情報やノウハウを活かすとともに、こうした関係機関との事業の共催も推進します。

(3) 子どもが健やかに育まれる地域環境づくり

子どもたちが安全・安心かつ健やかに育まれる環境づくりのため、家庭や地域、市民団体などと連携して放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保に努めるとともに、学校施設やその他の公共施設などを活用し、放課後子ども教室事業などの施策を通して学習やスポーツ、文化活動、交流活動など多様な体験や交流機会の提供に取り組みます。



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
中央図書館貸出者総数	72,684人 (H21年度)	76,378人	80,000人
中央公民館延べ利用者数	81,187人	81,276人	100,000人

第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～



〇健康とみぐすく21に基づいた健康づくり

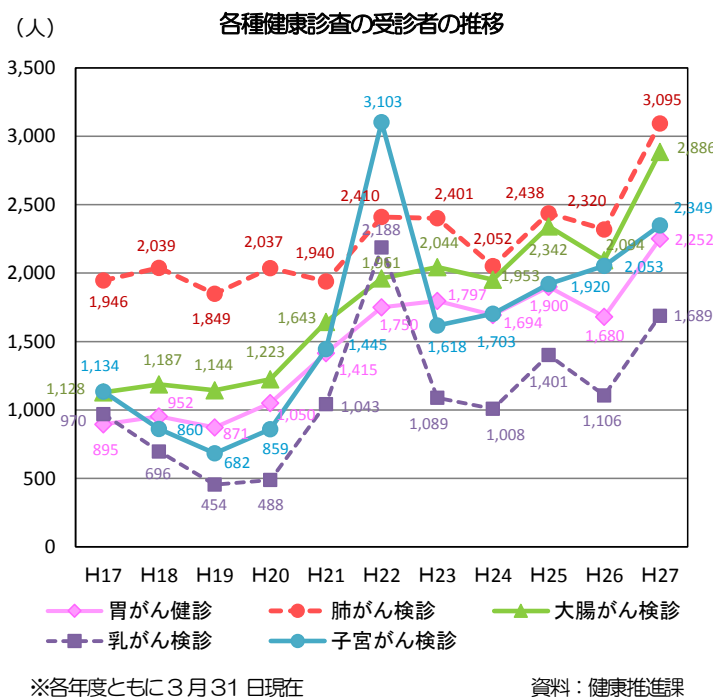
本市では、ライフステージに応じた健康づくりを推進するため、健康増進計画と母子保健計画を一体とした「健康とみぐすく21（第二次・改定）」を平成26（2014）年度に策定しました。全体目標として「健康寿命の延伸」「早世の予防」「親と子が健やかに育つ」を掲げ、市民の健康づくりに関わる取組を進めています。

今後、さらに市民の健康づくりを発展させていく基盤として、健康関連の情報を広く発信し、市民全体でその重要性に関する意識を共有していくことが必要となっています。

〇各種健康診査や予防接種の適切な実施

市民の健康維持・増進のために「特定健診」や「一般健康診査」を実施しており、市民に適切な健康診査の機会提供に努めています。特に「生活習慣病※1」予防のため、「メタボリック・シンドローム※2」の改善に向け、保健指導などを実施しています。また、がんの早期発見を目的として「がん検診」の対象年齢を拡大しており、受診者数の増加もみられます。しかしながら、これら各種健康診査の受診率は全国及び県内市町村と比較して低い状況にあることから、受診率向上に向けた取組みの充実を図り、疾病の予防と早期発見を推進していく必要があります。

また、感染症の予防、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的として各種予防接種事業に取り組んでいます。しかしながら、予防接種種別間で接種率の相違があるため、すべての予防接種において接種率のさらなる向上に向けた種別毎の勧奨方法を検討するなど、取組の充実が必要となっています。



特定健診



【用語解説】

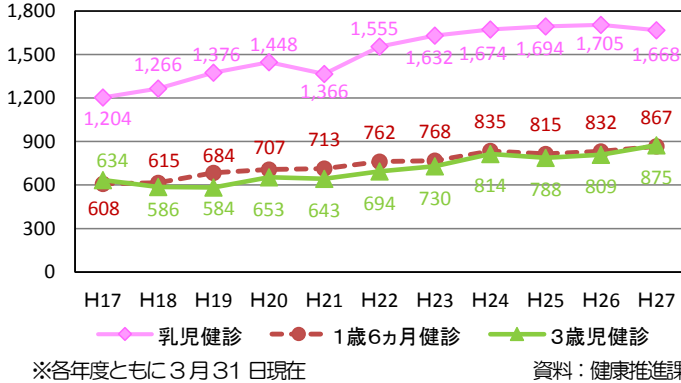
※1生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患
 ※2メタボリック・シンドローム：内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症等のリスク要因が重なった状態

○母子の健康づくり

妊娠期から幼児期の健やかな成長を支援するために、「妊婦健診」「乳幼児健診」を実施しています。妊娠期や乳幼児期の生活習慣が将来の健康寿命に影響を与えるため、健診結果を踏まえた保健指導、訪問指導、栄養相談、発達相談を実施し、健康的な生活習慣について意識啓発を図っていく必要があります。

妊娠期から乳幼児期の生活習慣が、将来の健康寿命に大きく影響を与えるため、健康的な生活習慣について意識啓発を図っていく必要があります。

(人) 乳幼児健診の受診者数の推移



乳幼児健康診査



○国民年金制度の周知

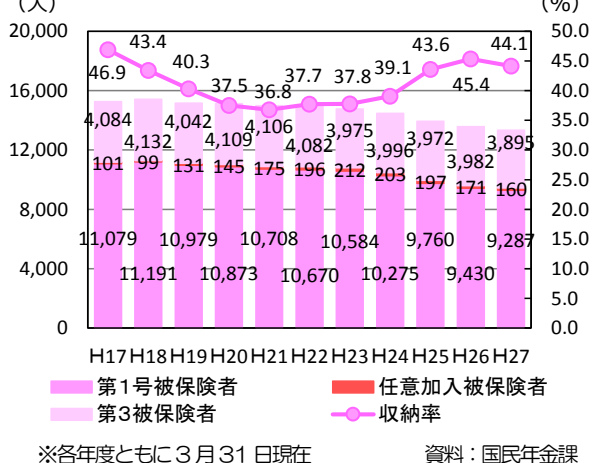
国民年金制度は、国民の健康や安定した暮らしを支えるうえで重要な共助システムです。平成 27（2015）年度現在、本市の国民年金への適用被保険者数（加入者数）は 13,342 人と、近年は減少傾向がみられますが、収納率は改善しており 44.1%となっています。国民年金制度を適正に運用していくため、普及啓発による加入の促進や相談業務の充実に取り組む必要があります。

○国民健康保険の健全化と後期高齢者医療制度の運営

国民健康保険制度は、地域医療の確保と住民の健康増進に大きな役割を果たしてきました。しかし急速な高齢社会の進展による医療費の増大などにより、国保財政は不安定な状況に至っています。このような現状を改善するために、平成 27 年 5 月に国民健康保険法が改正されました。これまで市町村が運営していた国民健康保険事業は、平成 30 年度から都道府県と市町村が共同で実施することとされ、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は保険税の賦課徴収や保険給付など住民に近い業務を担うこととなりました。このような状況を踏まえて、本市では引き続き国保制度等の周知活動の強化、保健事業の推進、収納率向上対策の推進をしながら、国保財政の更なる安定運営に取り組んでいく必要があります。

後期高齢者医療制度の保険料収納率については、年々向上していますが、県平均値に至っていないことから、さらなる向上を図る必要があります。

(人) 国民年金加入状況及び収納率の推移 (%)



(1) 健康意識の向上

保健所や医療機関などの関係機関と連携し、市民の健康維持・増進や健康意識の向上のための事業を行います。「生活習慣病」をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、体力づくりなど、健康づくり関連の情報について広く収集し、市民への情報発信に努めるとともに、妊娠期・乳幼児期からの健康的な生活習慣づくりや受動喫煙の防止、休肝日や食事バランス等の市民意識の向上に努めます。

(2) 健康づくり事業の充実

各種健康診査の受診率向上を図るとともに、早期の情報提供や受診の勧奨などを行います。また、市民全体の健康診査に係る保健指導の実施率向上のため、指導内容の充実に努めます。

予防接種率を向上させるため、種別毎の勧奨方法を検討するとともに情報提供の充実などに努めていきます。予防接種の基準については最新情報に留意し、迅速・正確な情報を市民に提供していきます。

各種乳幼児健診体制や感染症予防対策など母子の健康管理や出産・育児不安の解消に向けた取り組み、健康的な生活習慣や食習慣の確立のための相談と保健指導や食育^{※3}などの関連事業なども継続実施していくとともに、市民のニーズに合わせて、事業の充実・改善を図ります。

(3) 年金制度に関する支援の充実

国・県・日本年金機構などの関係機関との適切な役割分担の下、市民の年金制度全般に関わる相談体制の充実に努めます。国の動向に注視しつつ、制度改革や法改正が行われる際には、迅速・正確な情報収集と提供を行い、適切に対応していきます。

(4) 国民健康保険の健全化と後期高齢者医療制度の運営

国・県などの関係機関との適切な役割分担の下、市民の国民健康保険制度に関わる相談体制の充実に努めます。国による健康保険制度の改革や、関連する医療制度などに関わる改革の動きに留意し、市民に対して迅速かつ正確な情報提供を行い、適切に対応していきます。

医療費の適正化を図るため、レセプト（明細書）点検の強化や医療費通知によるコスト意識の高揚を図ります。また、特定健診や特定保健指導などによる生活習慣病の予防対策に努めます。

また、収納率の向上等による国民健康保険税等の確保に努めます。これらの取り組みにより、国保財政の健全化を図ります。

後期高齢者医療制度においても収納率向上に努めるとともに、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の円滑・安定的な運営を行います。

【用語解説】

※3 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

乳がん・子宮頸がん検診



バランス料理講習会



三歳児健診

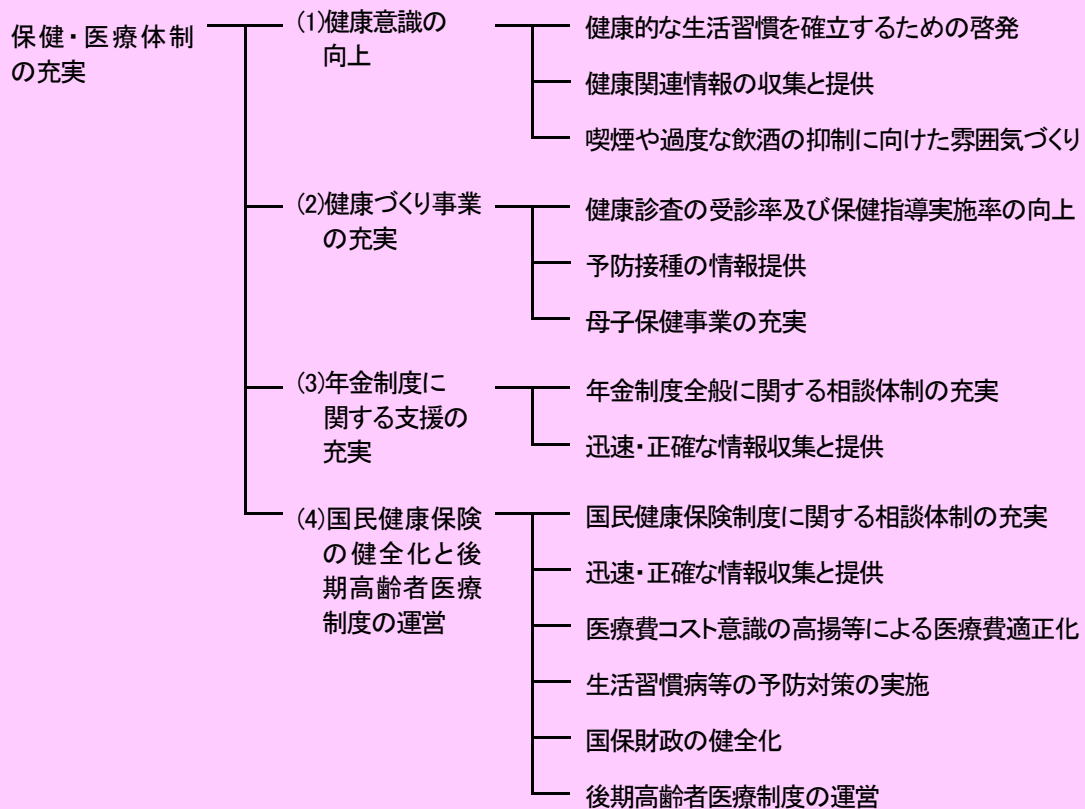


三歳児健診



共助でつくる健康文化
と福祉のまちづくり

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
特定健診の受診率 (40~74歳の国保被保険者)	29.1% (H21年度)	35.9%	60%
特定保健指導の実施率 (40~74歳の国保加入者)	49.9%	48.7%	60%
国民健康保険料収納率	92.48%	96.45%	96.45%

スポーツ・レクリエーションの振興

○スポーツ施設の維持・充実の取組

本市の屋内スポーツ振興の核として、平成 26 年に「市民体育館」を整備しており、多くの市民に利用されています。この他にも、市内には陸上競技場をはじめ、瀬長島野球場、総合公園庭球場、豊崎にじ公園庭球場、豊崎海浜公園庭球場、水泳プール、与根屋外運動場（野球場）、与根サッカー場などスポーツ施設の整備を実施しています。また、一部の学校運動場には照明設備を設置しており、夜間も一般開放するとともに、平成 28 年度より施設予約システムを導入しており、より利用しやすい環境となっています。

こうしたスポーツ施設は、市民の健康増進やレクリエーション、交流の場になるなど、重要な機能を果たしています。

また、県内でのスポーツ合宿ニーズは高く、国内外の多くのスポーツキャンプ等が開催されており、「沖縄県スポーツコンベンション誘致戦略」により全県一丸となった取組みが求められています。本市でも、2020 年の東京オリンピック、パラリンピックに向けて競技団体等合宿誘致を推進しており、今後も更なるスポーツ施設の維持・充実に努めていく必要があります。

○各種スポーツ振興のニーズの高まり

本市の主催する代表的なスポーツ関連のイベントとしては「新春マラソン大会」「壮年ソフトボール大会」「児童生徒オリンピック大会」があります。

また、NPO法人豊見城市体育協会が、陸上競技大会や各種のスポーツ大会を開催しています。豊見城市スポーツ少年団が開催する少年野球・バレーボール・サッカーなどの大会その他各種団体や地域による運動会なども活発に開催しています。

その他、豊崎美らSUNビーチではビーチバレーやビーチサッカーなど新たなスポーツへのニーズの高まりもみられます。

○スポーツ振興の体制づくり

本市では、スポーツ関連の団体が組織化され、スポーツ推進委員などによるスポーツ振興が進められています。

また、市民の心身の健康維持・増進に向け、学校教育におけるスポーツ振興にとどまらず、生涯スポーツを支援する体制づくりに努めていく必要があります。

市民体育館



新春健康マラソン大会



(1) スポーツコンベンションの推進

交通アクセスに恵まれた立地条件を活かすとともに、市内に有するスポーツ施設を活用し、各種大会、スポーツ合宿の誘致を行い、スポーツコンベンションを推進します。また、市内のスポーツ施設の水準を高め、市民の健康増進を進めながら、スポーツコンベンション施設として有効活用できる施設となるよう、機能強化を図ります。特に、豊見城総合公園については多様な主体が集い活躍するスポーツ交流拠点の形成を図ります。

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、各種スポーツ施設の適切な維持・充実に努めるとともに、「指定管理者制度^{※1}」の導入後の市民サービスの向上や利便性の向上について検証を実施し、より市民の利便性の高い施設運営を図ります。

市内の学校における運動施設の一般開放を引き続き実施します。

また、既存の公園や道路を利用したジョギングやウォーキングコースの整備に努めます。

(2) 多彩なスポーツ事業の実施

競技人口の増加や競技力向上のため、スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集と提供を行い、スポーツ振興に努めます。

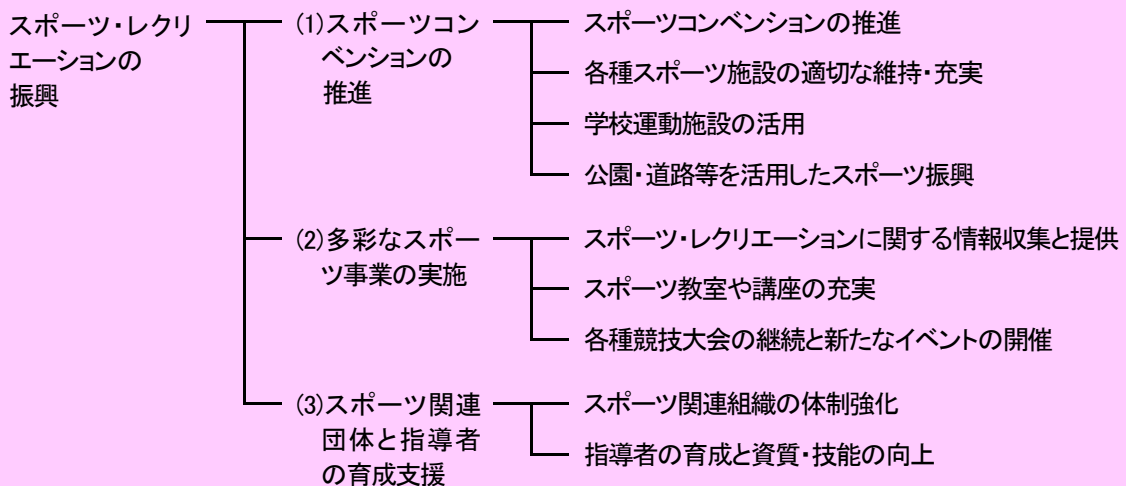
各種のスポーツ教室や講座、スポーツイベントなどに対する市民ニーズを把握し、関係団体と連携して、その充実に努めます。また、オリンピック・パラリンピック強化合宿等誘致を推進するにあたり、選手と市民の交流イベントを企画するなど、新たなスポーツイベントの開催について検討します。

(3) スポーツ関連団体と指導者の育成支援

各種競技のさらなる振興を図るため、種目別の協会設立やNPO法人（特定非営利団体）の検討など、組織体制の強化を支援します。

また、地域におけるスポーツ振興や「生涯スポーツ」の充実に努めるため、各種研修会や講習会を開催し、スポーツ推進委員やスポーツ指導者の育成と資質・技能の向上を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
スポーツ教室・講習会の開設数	3教室	12教室	13教室
各種スポーツ大会開催数	26大会	23大会	23大会

【用語解説】

※1 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

地域福祉の体制充実

○みんなで支える地域福祉のまちづくり

高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などにより、地域の中で孤立化し、困りごとがあっても誰にも相談できない方や多問題を抱える世帯等が増えており、行政だけでは全ての問題に対処できない状況もみられます。

本市では豊見城市社会福祉協議会との連携のもと、平成25年3月に「自助・互助、共助、公助」の考え方を基本に、「とみぐすくハッピープラン2013（第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定し、一人ひとりをみんなで支える地域福祉のまちづくりに取り組んでいます。

今後も、引き続き市民がともに支え合うひとにやさしいまちづくりの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

○地域福祉の人材と組織の育成

福祉行政は、国や県の支援を受けつつ、市が主体となって事業を進めていますが、地域レベルの取組の重要性から、各種の福祉関連組織や保健・医療・教育などの関連機関と連携して進めています。社会福祉法により設置されている豊見城市社会福祉協議会では各種の福祉サービスの提供のほか、相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、様々な地域の福祉増進策に取り組んでいます。

また、民生委員・児童委員は、地域に密着して、担当地域の調査と生活実態把握や社会福祉事業施設との連携支援や市民からの相談業務に取り組むとともに、地域の子どもの生活や妊産婦の健康状態の把握や、福祉行政の中で行政と市民をつなぐ重要な役割を担っています。また、このほか在宅福祉サービス、子育て支援、ミニデイサービス、世代間ふれあい地域交流会など幅広い地域福祉に関わる活動に係る支援も行っています。

さらに、豊見城市老人クラブ連合会、母子寡婦福祉連合会、豊見城市ボランティア連絡協議会、豊見城市身体障害者福祉協会、豊見城市ボランティアセンターなどが市内の福祉関連団体と活動し、本市の「共助」を支えています。

本市においては、福祉施設は比較的充実していますが、施設間の連携などにより更なる充実を図るとともに、その担い手となる人材の育成や福祉関連組織支援を進めることで、地域福祉の充実を図る必要があります。

○権利擁護の充実

認知症、障害等で判断能力が十分でない方ができる限り地域で自立した生活を継続していくことができるように取り組みの充実を図る必要があります。

(1) みんなで支える地域福祉のまちづくり

地域の多様な福祉課題に対し、市民一人ひとりが地域を支える担い手として関わっていくことができるよう、福祉意識の高揚や地域による支え合いのまちづくりを推進します。

誰もが住みよい豊見城市を目指し、地域や福祉関連の組織を始め、保健・医療関連の機関を含めて相互が緊密に連携・協力して、総合的な地域福祉の推進体制の確立を目指します。

生活全般にわたる複合的な課題をワンストップで受け止める相談窓口としてパーソナルサポートセンター※1が設置されていることから、市民に周知を行うとともに、各種相談窓口の充実・連携を図ります。また、サービスを選択するために必要な情報が行き届くようにしていくため、福祉に関する情報提供の充実を図ります。

子どもから高齢者や障害者を含むすべての市民が安心して生活し、自由な移動や社会参加ができる地域環境の形成を目指す「沖縄県福祉のまちづくり条例」の推進を図ります。

(2) 地域福祉の人材と組織の育成

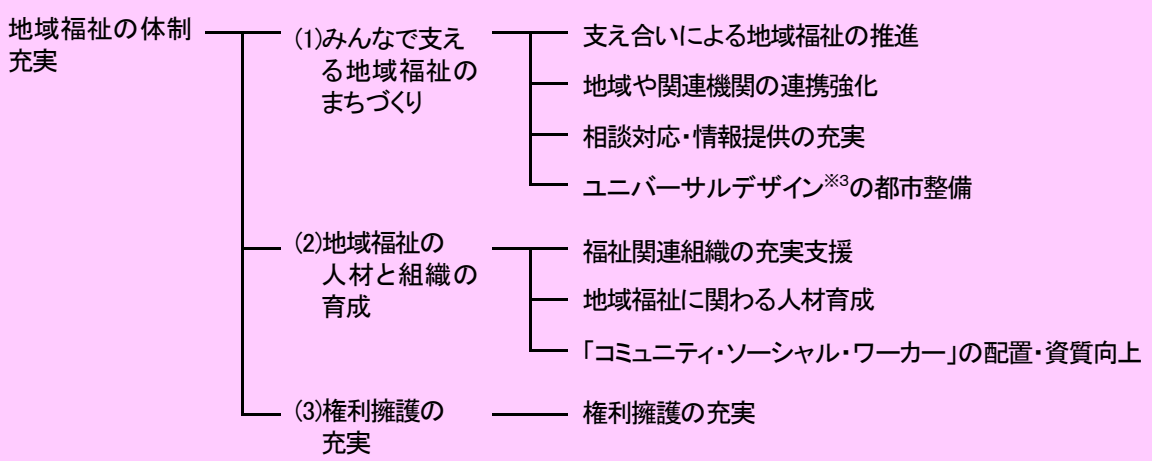
社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉関連団体など地域福祉を支える団体等の支援とともに、福祉関連の組織で働く人たちや福祉ボランティアなど地域福祉に関わる人材の育成のために情報の提供や相談体制の充実、教育訓練プログラムの提供などに努めます。

また、地域において、支援を必要とする市民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うために、専門的知識を有する者として「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー※2」の配置及びその資質の向上を推進することで、地域での支援に軸足を置いた地域福祉の充実を図ります。

(3) 権利擁護の充実

判断能力に不安のある認知症の方や知的障害者・精神障害者が、できる限り地域で自立した生活を継続していくことができるように、権利擁護制度の周知を図るとともに、その利用に対する支援の充実を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民意識調査「地域福祉の体制充実」の満足度数	—	2.90	3.0以上

【用語解説】

※1パーソナルサポートセンター：生活困窮者の生活全般にわたる困りごとに対応するために設置された相談や支援等の窓口
 ※2コミュニティ・ソーシャル・ワーカー：地域において生活上の課題（困りごと）を抱えている方の相談に応じ、必要な支援を結びつけて、関係機関・団体や地域との繋がりを持ちながら問題解決に取り組む専門家
 ※3ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること

○地域包括ケアシステムの構築

本市における65歳以上の老年人口比率は16.8%（平成27（2015）年国勢調査）と、他市町村と比較して低いものの、着実に高齢化が進行しています。また、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の数、比率についても、ともに増加傾向で推移しています。今後、若い世代の流入は見込めるものの高齢者や世帯の数、比率ともに増加することが予想されています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、「地域包括ケアシステム^{※1}」の構築が重要な課題となっています。地域包括支援センターを中心として各関係機関との連携のもと、医療・介護・予防・住まい・生活支援の充実に取り組んでいく必要があります。

また、認知症高齢者が増加しており、本市においても認知症高齢者の増加が懸念されます。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現していくためにも、認知症対策の充実が求められます。

○介護予防と生きがいを感じる活動支援

本市では、人口増加と高齢化の進行により介護認定者数についても増加の傾向にあります。平成27（2015）年3月に高齢者福祉の指針となる「豊見城市高齢者保健福祉計画」を策定し、沖縄県介護保険広域連合との連携により介護保険制度を基軸とした介護予防施策を実施しています。

平成28年度からは、「介護予防・日常生活支援総合事業^{※2}」がスタートしていることから、社会参加の視点を取り入れた介護予防や、多種多様な主体によるサービス展開等により、更なる介護予防の取り組みの充実を図る必要があります。

高齢者の健康を維持・増進させることは、安定し生きがいを感じられる充実した暮らしを実現するために不可欠です。また、結果として医療費や福祉関連支出を抑えることで他の福祉施策の充実を図ることができます。

また、高齢者の交流の促進や「生きがいづくり」などを目的とした「老人クラブ」が各地域で組織化され、平成28（2016）年3月末現在、本市には22クラブがあります。高齢者の増加とともに、地域コミュニティの希薄化や働く高齢者の増加、価値観の多様化などから、加入率が減少傾向にあります。

また、「生きがいづくり」と「元気な高齢者」の雇用を促進するために豊見城市シルバー人材センターが設置されています。同センターは、平成16（2004）年に法人化され、平成28（2016）年3月末現在の会員数は465人となっており、会員は増加傾向にあります。

これらの介護予防施策や生きがいづくりを通して、高齢者が生きがいを感じられるような交流活動や就労の機会の充実を促進することも求められます。

【用語解説】

※1 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるようにするための包括的な支援・サービス提供体制

※2 介護予防・日常生活支援総合事業：市町村の主体性を重視し、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・総合事業対象者に対して介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センター等と連携し、高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう、保健や福祉並びに介護保険サービスやその他日常生活等に係わる総合的な相談機能の充実を図ります。

地域で認知症高齢者を支えるために、認知症サポーター養成講座を開催する等、認知症に関する正しい理解を促していくとともに、認知症ケアパスの作成や認知症高齢者の見守り体制を強化し、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる環境整備に努めます。

(2) 介護予防の推進と生きがいづくり

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体の参画により、多様なサービスの充実を図り、要支援者等に対する効果的かつ効率的な介護予防の充実を図ります。

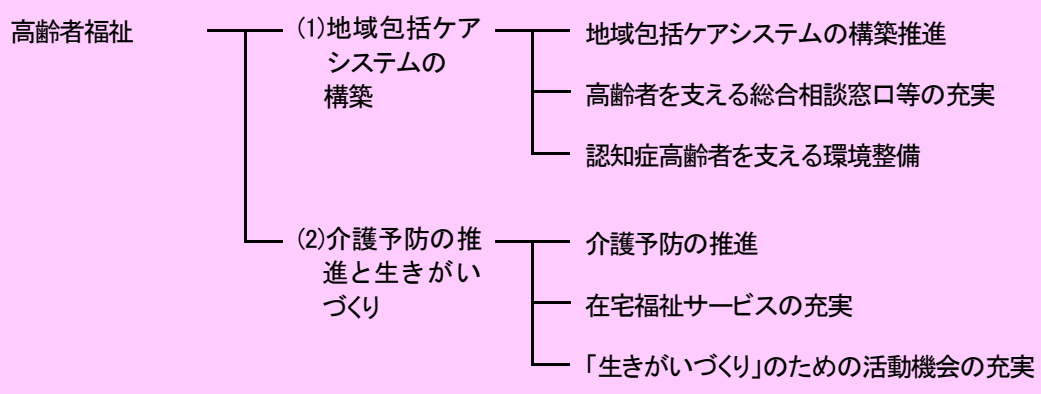
高齢者が住み慣れた地域において安心して在宅生活を営めるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、平均寿命の伸びと団塊世代の退職等により「元気な高齢者」の増加が進むと予想されることから、「生きがいづくり」を重要なテーマとして取り組みます。高齢単身者の自宅への「閉じこもり」や「孤立化」などが起きないように、老人クラブなどと連携した交流事業を推進します。

さらに、気軽に参加できる公民館単位のミニデイサービスなどの活動充実や、中央図書館や中央公民館などにおける生涯学習、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などの機会の拡大に努めます。

今後増加する元気な高齢者の人材活用と生きがいづくりのため、豊見城市シルバー人材センターの支援に努めます。

施策の体系



	目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
目標指標	介護予防事業の参加者数	1,152人 (H21年度)	1,679人	1,700人
	シルバー人材センター会員数	415人	465人	575人
	ミニデイサービス参加者数	17,930人(H21年度) (延べ人数)	591人	700人

障害者福祉

○障害者が自分らしく安心して暮らすことのできる支援体制づくり

本市の障害者数（手帳所持者）は、平成 28（2016）年3月末現在、身体障害者 2,033 人、知的障害者 532 人、精神障害者 527 人の、合計 3,092 人で、人口増加とともに増えています。

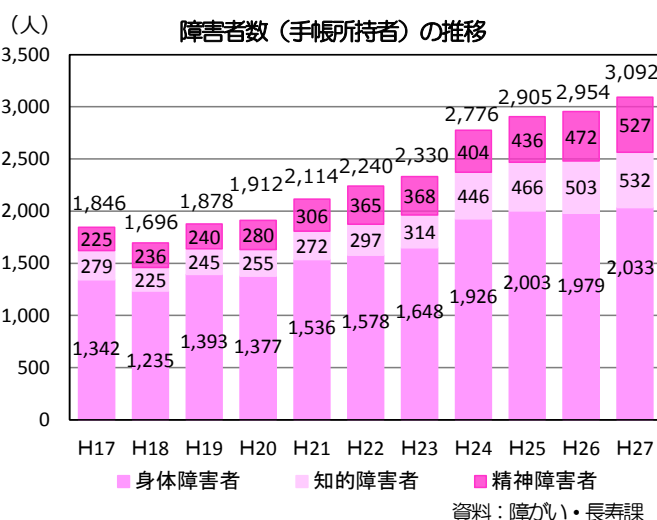
平成 25（2013）年 4 月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」が施行され、障害福祉サービス利用者自らが、サービスを選択できる仕組みとなりました。本市では、平成 26（2014）年度に「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定し、障害者のさまざまなニーズに対応できるように在宅サービス等の支援について量的・質的に充実に取り組んでいます。

今後も、引き続きサービス等の支援について充実を図るとともに、障害者が自分らしく安心して暮らすことができるようにライフステージごとにニーズ変化に合わせ、関係機関や地域が連携し、一貫した継続性のある支援体制づくりに努める必要があります。

○自立と社会参加のための支援

地域には多くの障害者が暮らしていますが、障害への市民の理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。沖縄県においては「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（略称：共生社会条例）」が施行されています。平成 28 年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）※¹」が施行され、障害のある人もない人も地域社会の一員として暮らしていくことができるよう、環境づくりが求められています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう障害者雇用を充実させる必要があります。また、障害者が地域社会の中で、自らの決定に基づき多様な地域生活を営むことができるように社会参加の支援を行う必要があります。



障害者スポーツ大会



【用語解説】

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）：全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年6月に制定された法律

(1) 継続性のある支援体制の構築等

障害者のライフステージごとの多様な課題の解決に資するよう、相談支援体制の充実・周知を図るとともに、地域活動支援センターにおける創作的及び生産的活動内容の充実と利用促進を図ります。また、豊見城市障害者自立支援協議会を中心として課題解決のための具体的な取組みと方策等の検討を行います。

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活ができるよう障害福祉サービス等の支援充実を図るとともに、地域の特性や利用者の状況に応じ実施する地域生活支援の取組みの充実を図ります。

施設・病院等からの退所・退院する障害者等が地域生活に移行するため必要な支援を行うとともに、関係機関と連携して障害者等が地域で暮らし続けていけるような、市民の支えあいによる地域づくりを支援します。

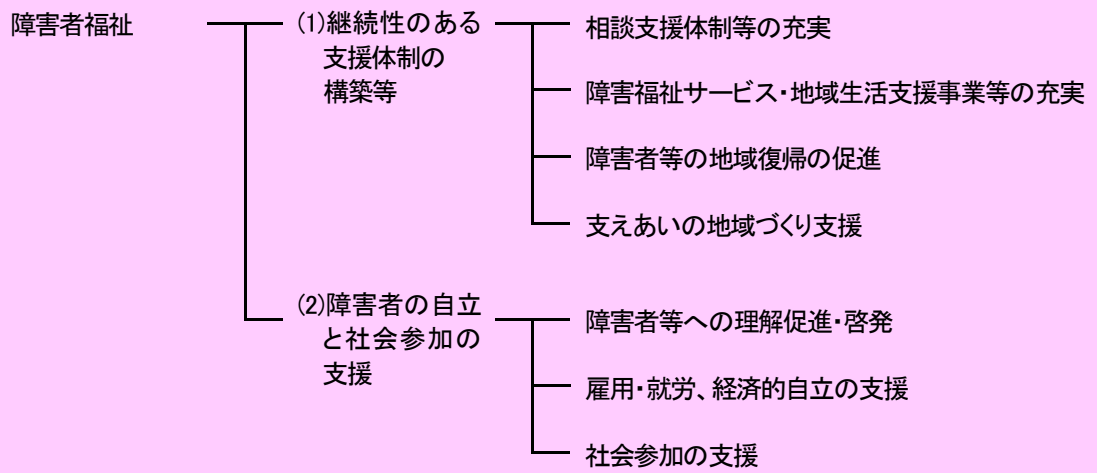
(2) 障害者の自立と社会参加の支援

障害者等への理解を深めるリーフレット、広報誌、市ホームページ掲載などにより市民への働きかけを強化します。特に障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における啓発活動を強化します。

企業等に対し障害者雇用に関する支援策の周知や情報提供等を行い、障害者の雇用機会創出に努めます。また、障害福祉サービスの就労訓練等の充実を図り、障害者の就労支援を推進します。

障害者が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動等支援充実を図ります。

施策の体系



目標指標	目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
障害福祉在宅サービスの受給者数		212人 (H21年度末)	235人	290人
相談支援事業所等への相談者数 (延べ人数)		9,700人 (H21年度)	9,861人	13,300人

○生活保護と自立支援

憲法第 25 条に定める「生存権」を実現するための制度の一つとして「生活保護法」があります。年金制度などの他の社会福祉・社会保障によっては、困窮状態から脱することができない市民に対し、金銭及び現物給付を行うことにより、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを目的としています。

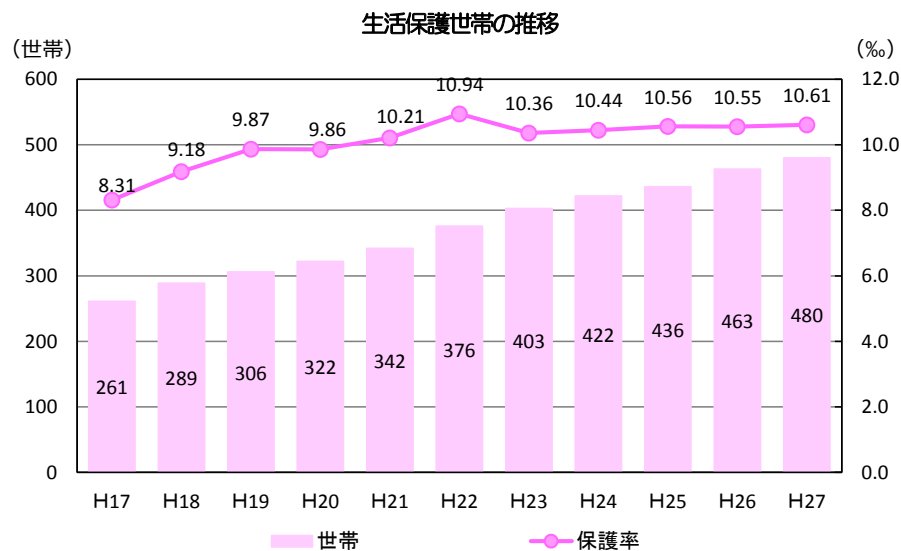
本市における平成 27（2015）年度平均の生活保護受給世帯は 480 世帯、被保護者数 661 人、保護率は人口 1,000 人当たり 10.61 人と、近年増加傾向にあります。引き続き、適正な保護を実施するために、被保護者の生活実態、疾病などの把握に努める必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進行等により、経済的自立だけではなく、社会的自立に向けた指導・援助が求められており、就労や日常生活等における自立支援の取組みの強化が必要となっています。

○生活困窮者への支援

平成 27（2015）年 4 月より「生活困窮者自立支援法^{※1}」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援に取り組むことが定められました。

今後は、法律に基づき生活困窮者への支援に向けて取り組んでいく必要があります。



※各年度ともに年度平均
※%は人口 1,000 人当たりの割合

資料：社会福祉課

【用語解説】

※1 生活困窮者自立支援法：「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」に対し、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律

(1) 生活保護と自立支援

市民に最低限の生活保障と社会的な自立を支援するため、規則の定める低所得者向けの生活保護事業を継続し、必要な相談と適切な保護施策を実施するとともに、的確な審査、被保護世帯の実態把握による制度の適正運用に努めることを通して、セーフティネットの確保に努めます。

社会的・経済的な自立支援のため、各種福祉サービスの提供に努めるとともに、那覇公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、就業相談や職業訓練の機会を提供するなど、自立支援の充実に努めます。

(2) 生活困窮者への支援

生活困窮者が抱える多様で総合的な問題について相談に応じるとともに、どのような支援が必要なのかを検討し、具体的な支援プランを作成します。

生活の土台となる住居の確保に向けた支援をはじめ、ハローワーク等との連携による就労支援等を実施します。

豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

ひとりで悩まずご相談ください
相談無料

- 生活に困っている
- 仕事が見つからない
- 病気で働けない
- 将来が不安
- 家賃を払えない
- 育児で悩んでいる
- 子どもに勉強をさせたい
- 社会に出るのが怖い

働きたくも働けない、家賃を払えない、など、まずはお困りごとをお聞かせください。専門スタッフが一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族などまわりの方からのご相談でも受付いたします。

パーソナルサポートセンターと他の支援機関が連携して支援します

しごとや生活に困っている方、まずはご相談ください。相談窓口ではひとりひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

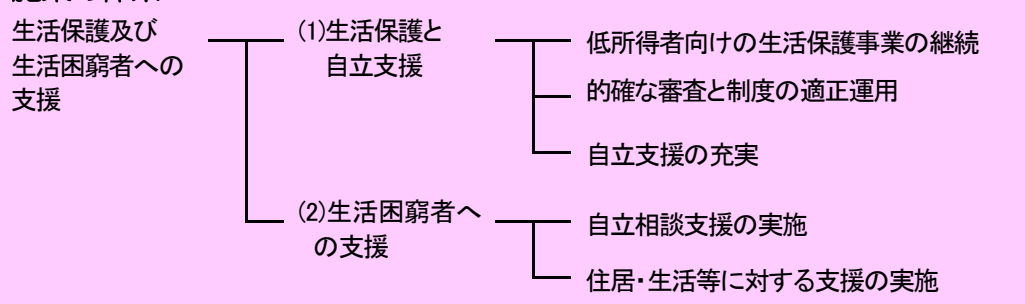
自立相談支援事業（あなただけの支援プランを作ります）
生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給（家賃相当額を支給します）
離職などにより住居を失った方、またはもうおそれの無い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を確保した上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業（社会、就労への第一歩）
「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムによって、一歩就労に向けた基礎能力を磨きながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計相談支援事業（家計再建に向けた支援）
家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期に生活再生を支援します。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
生活困窮者自立支援制度啓発広報掲載回数	—	1回	4回

第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり
～環境・危機管理分野～



自然環境の保全と活用

○貴重な自然環境

本市には平成 11（1999）年に「ラムサール条約」に登録された漫湖があり、クロツラヘラサギなど渡り鳥の渡来地となっています。また「瀬長島」は、大海原を望む貴重な自然資源であり、航空機を眺める名所になっているほか、その他「豊見城城址」周辺の丘陵地や「饒波川」などの河川沿いの水辺空間など貴重な自然環境も残されています。

しかし、近年の宅地化の進行などにより、地域に残る自然環境の喪失が懸念されており、その保全に努めて行く必要があります。

漫湖



クロツラヘラサギ



○身近な自然を活かした取組

本市には、人々が自然に親しみ、理解を深めることができる施設や環境があります。

漫湖周辺には、「漫湖水鳥・湿地センター」が設置されており、漫湖の生物や自然環境の学びの場として活用されているほか、近隣の小・中学校の総合学習に活用されています。

また、瀬長島には、市民のみならず、県民や観光客にとって身近に自然に親しむ海辺環境があります。

こうした自然環境の保全・活用を図るため、環境保全に配慮した公共事業や環境に関する様々なイベント、美化・緑化活動など市民参加型の取り組みが行われています。

都市化が進展する本市においては、環境保全の視点も持ち合わせることで、市民や来訪者が自然と親しみ、環境に対する意識を高める場として活用できるよう、市民・行政・関係機関などの連携・協働のもとで取り組んでいく必要があります。

漫湖水鳥・湿地センター



漫湖周辺の清掃活動



(1) 貴重な自然環境の保全

「ラムサール条約」に登録された漫湖や「饒波川」の周辺、「瀬長島」を始めとする水辺空間、史跡や斜面緑地が残る「豊見城城址」周辺など、本市に残る貴重な自然環境はうらおいのある都市景観を形成する重要な要素となっているため、市民や来訪者に憩いや安らぎを提供する資源として保全に努めるとともに、自然と共生する都市づくりを推進します。

市の実施する事業では、率先して環境保全を図るための工夫を行うとともに、民間開発については、市の土地利用計画や規定に基づき環境保全を啓発していきます。

水質汚濁や土壌汚染などに対する公害対策と連携し、下水道整備の充実と接続の促進、ごみの不法投棄の防止、環境調査や違反事業者への指導、パトロールなどの総合的な環境保全対策を推進します。

(2) 自然環境を活用した取組の充実

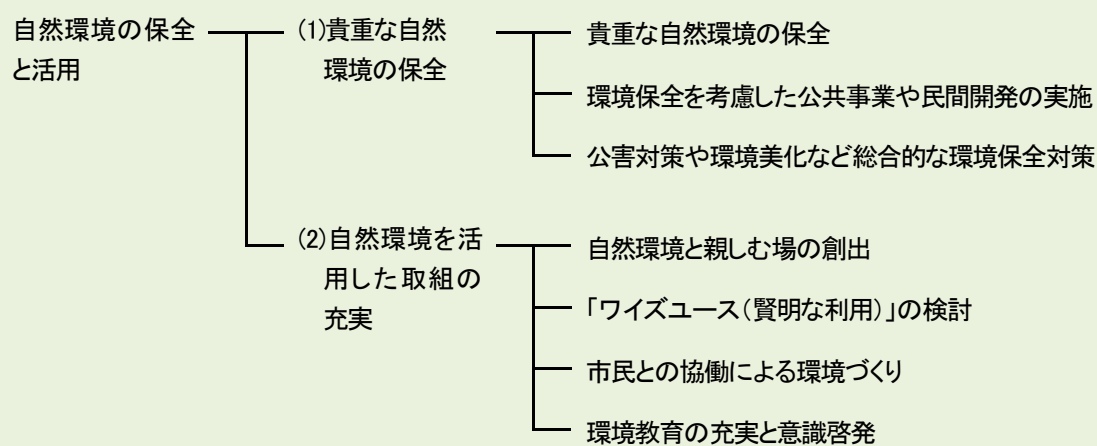
その価値を損なわないよう自然環境を保全しながら、市民や来訪者などが自然環境と親しめる場を創出し、自然環境と共生できる形での活用を図るとともに、ワイズユース（賢明な利用）※1の取り組みについても検討します。

こうした動きに加え、行政としても道路や公共公益施設などについて緑化を進めることで、人々の環境に対する意識を高める波及効果を生み出し、緑化運動や自然環境と親しむ活動を推進します。

環境に関する様々なイベントや美化・緑化活動など積極的な啓発活動を行い、市民との協働による緑化の推進を図ります。

また、教育機関と連携し、学校教育の場でも環境教育の充実を図ります。

施策の体系



目標指標		前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
国場川水系の水質(汚染度=BOD値)	長堂川	12.0mg/l	15.3mg/l以下	10.0mg/l以下
	饒波川	6.5mg/l	6.2mg/l以下	6.2mg/l以下
漫湖水鳥・湿地センターの利用者数		20,025人 (平成21年度)	32,302人	33,000人

【用語解説】

※1ワイズユース：ラムサール条約で提唱された考え方。ここでは湿地に限らず、生態系を維持しつつ、人類の利益のために持続的に利用すること

公害問題への対応

○騒音・振動の問題

本市是那覇空港に近接しており、航空機による騒音問題が大きな課題です。国の「住宅騒音防止対策事業」において「那覇空港周辺地域の国土交通省が定める区域」で一定の要件を満たす住宅所有者や居住者に対して、防音工事のための助成を行っています。

○水質汚濁の問題

水質汚濁の改善策として、公共下水道や農業集落排水施設の整備推進と接続の促進、合併浄化槽^{※1}の導入促進を図っています。公共下水道や農業集落排水施設への接続や合併浄化槽の設置については、市の広報紙やホームページなどで啓発しています。

国場川水系（国場川本流・長堂川・饒波川）と豊見城西側水系（伊良波排水路・保栄茂川）について水質検査を実施しており、また、国場川水系沿いの7自治体で「国場川水系環境保全推進協議会」を設置し、環境保全対策を連携して推進しています。

今後も、生活排水の適正処理や事業所などからの排水に対する指導など、水質改善に向けた取組を継続していく必要があります。

○大気汚染の問題

野焼きは、「ダイオキシン類^{※2}」を発生させ、悪臭のほか、煤じんなどの大気汚染の原因となるおそれがあり、屋外での廃棄物の焼却行為や廃棄物焼却炉の使用は、法令により禁止されています。

また、沖縄県では3月から6月にかけて光化学オキシダントの濃度が高くなる傾向があり、大気汚染物質による健康への影響が懸念されています。

今後も、大気汚染を防止し、環境改善や市民の健康と安全を守るため、規準や法令に基づいた適切な監督や指導を継続していくとともに、健康への影響が懸念される場合には、市民への情報提供の取組が必要です。

○悪臭の問題

悪臭は大気汚染と同一発生源の場合が多く野焼きや畜舎、肥料、農薬散布などに関するものがみられます。「悪臭防止法」に基づいて、悪臭を防止する必要があると認める地域（規制地域）内にある工場、その他の事業所の事業活動によって発生する悪臭について、規制基準による規制と指導を実施しており、今後も継続した取組が必要です。

○土壌汚染の問題

土壌汚染は、農業用水や河川の汚染を招くおそれがあることから、野焼きや産業廃棄物の不法投棄などにより、「ダイオキシン類」を含む有害物質による土壌汚染につながらないように今後も留意が必要です。

【用語解説】

※1 合併浄化槽：尿尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽は尿尿のみを処理する設備

※2 ダイオキシン類：塩素を含む物質の不完全燃焼などで発生する有毒物質

(1) 騒音・振動対策

航空機騒音や自動車騒音に対して、観測を継続し監視体制の強化に努めます。

自動車における騒音・振動に対しては、長期的視点に立った幹線道路網や渋滞箇所の整備なども含めた総合的な対策を実施・検討します。

工場や事業所などから生じる騒音・振動に対しては、個々に改善要請や指導を行います。また、航空機騒音に対する改善要請を行います。

(2) 水質汚濁対策

公共下水道や農業集落排水施設整備の推進と接続促進、合併浄化槽の導入促進など、地域特性を踏まえた生活排水の適正処理に努めます。

また、畜舎や工場などからの排水については、監視体制や指導を継続・強化します。

周辺市町と連携し、「国場川水系環境保全推進協議会」を中心とした国場川水系などの水質改善に取り組みます。

(3) 大気汚染対策

「野焼き」や特定施設などからの汚染物質の排出に対しては、広報などを通じた市民・事業者の意識啓発に努めるとともに、監視と指導を継続・強化します。

自動車交通による大気汚染対策として、騒音・振動対策と同様に、総合的な対策を実施・検討します。

関係機関と連携し、大気汚染に関する各種マニュアルに基づいて、市民へ情報の提供・発信の充実に努めます。

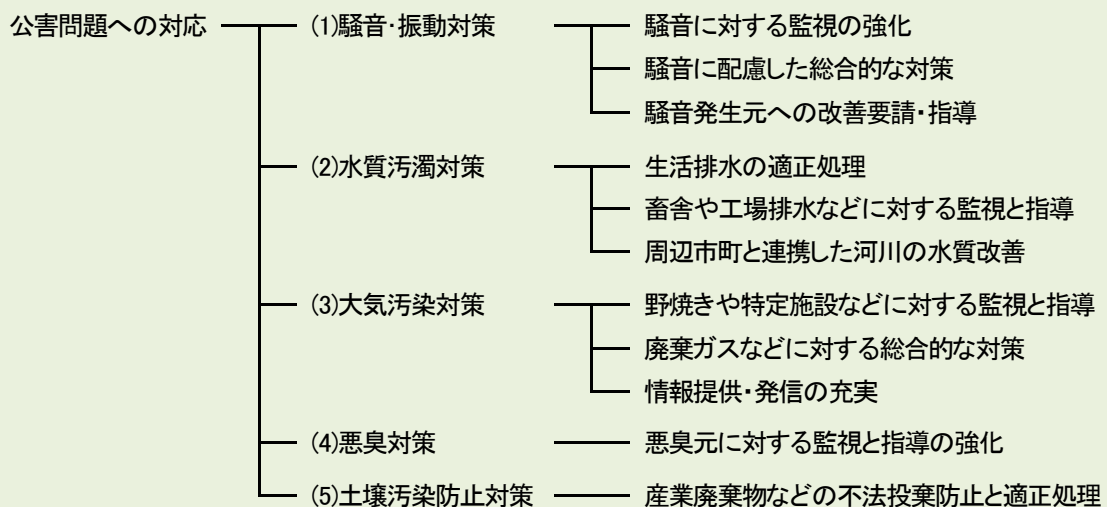
(4) 悪臭対策

悪臭対策には、調査のうえ迅速に対応していきます。特に苦情の多い畜舎などに対しては、環境改善の指導を継続・強化します。

(5) 土壌汚染防止対策

産業廃棄物の不法投棄などを未然に防ぐため、監視の充実に努めるとともに、関係機関との連携による廃棄物の適正処理を図っていきます。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
騒音苦情件数	11件 (H21年度)	12件	7件
水質汚濁苦情件数	10件 (H21年度)	5件	3件
悪臭苦情件数	44件 (H21年度)	29件	11件

〇ごみの減量化と広域連携

本市のごみは糸満市にある「糸・豊環境美化センター」へ収集され、可燃物は焼却（約 40.5 t / 日）、不燃物のうちカン類はプレス処理後に資源化されています。粗大ごみについては破碎処理の後に資源物・可燃物・不燃物に分類し、焼却残さは最終処分場で埋め立て処理しています。

本市では、適正なごみ処理の継続とともに、環境負荷の軽減などをより一層推進するため、「豊見城市一般廃棄物処理基本計画」及び「豊見城市分別収集計画」を策定しました。今後、同計画に基づき、ごみの資源化や減量化を図っていく必要があります。

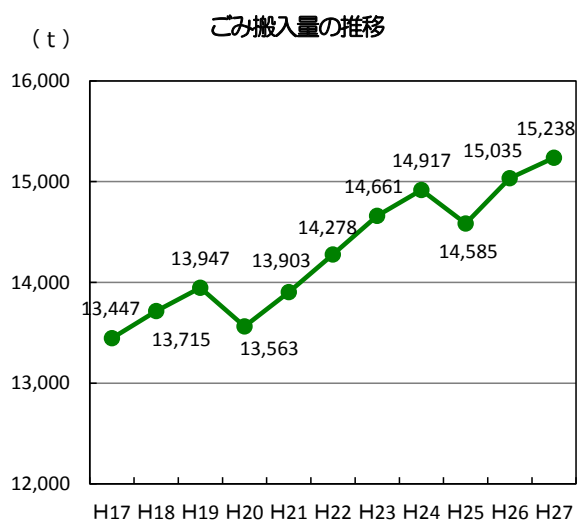
また、南部6市町では、最終処分場の建設とごみ処理施設の一元化に向けて取り組んでおり、引き続き周辺南部6市町との広域的な取組が必要です。

〇環境美化活動の取組

瀬長島では、利用者などから発生する一般ごみと、不法投棄された家電などの回収やパトロールを定期的実施しており、ボランティアとの連携で効果をあげています。その他、環境美化活動として「漫湖チュラカーギ作戦」、「まるごと沖縄クリーンビーチ豊崎」、「豊崎干潟清掃活動」、「国場川水あしび」などといった活動も実施されています。

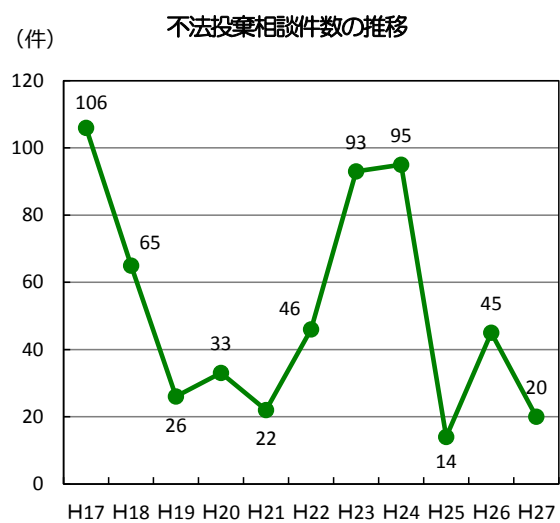
本市は、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例を定め、投棄者への指導・勧告、不法投棄対策と不法投棄防止のための看板設置、広報宣伝活動などを実施しています。放置自転車対策として、放置者への指導・勧告を行っています。

このような、環境美化活動や不法投棄の防止については、今後も市民の協力のもと継続・充実していく必要があります。



※各年度とも3月31日現在

資料：生活環境課



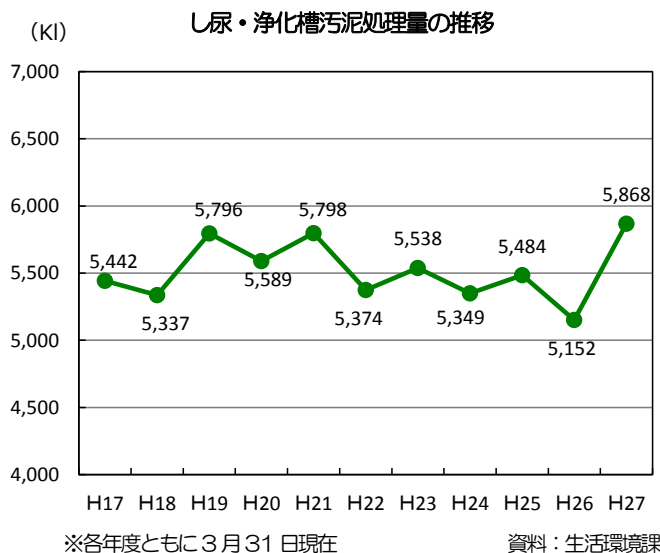
※各年度とも3月31日現在

資料：生活環境課

〇し尿処理の取組

本市のし尿処理は、糸満・豊見城清掃施設組合のし尿処理施設において実施しています。かつては単独浄化槽による処理が大半でしたが、公共下水道の整備の進捗とともに、公共下水道による放流処理の割合が増大しています。

今後も、環境衛生対策としては、適正なし尿処理に継続して取り組んでいく必要があります。



〇狂犬病・動物愛護意識・そ族昆虫・ハブ対策の状況

本市では豊見城市飼い犬条例を定めており、狂犬病予防対策、飼い主に対する飼い方の指導、放し飼い・徘徊犬の捕獲や登録、広報宣伝活動などを実施しています。また、所有者不明の動物などの死骸回収を、民間委託で実施しています。

最近では、ペットによる癒しが注目されるなか、不適切な飼い方や野良猫(捨て猫)への餌やりによる近隣トラブルなど、動物の飼育による様々な問題が発生しています。

そ族^{※1}昆虫駆除対策として、そ族昆虫駆除薬剤の散布、そ族昆虫対策に関わる指導、広報宣伝活動などを実施しています。

ハブ対策としては、ハブ捕獲器の設置や広報宣伝活動などを行っています。

〇公営墓地整備の推進

沖縄では、墓地に関して固有の習俗が根強く残っており、これまで個人墓を容認してきた経緯があります。

このため、個人墓が無計画に設置され、生活衛生、環境保全、景観などの様々な問題が生じています。また、今後の少子高齢化やライフスタイルの多様化などの社会状況が変化していくなかで、無縁墓地の増加など新たな問題を招くと考えられております。

このような状況のなか、墓地の問題を解決するために、地域の特性に応じた墓地施策の取組が必要となっています。

【用語解説】

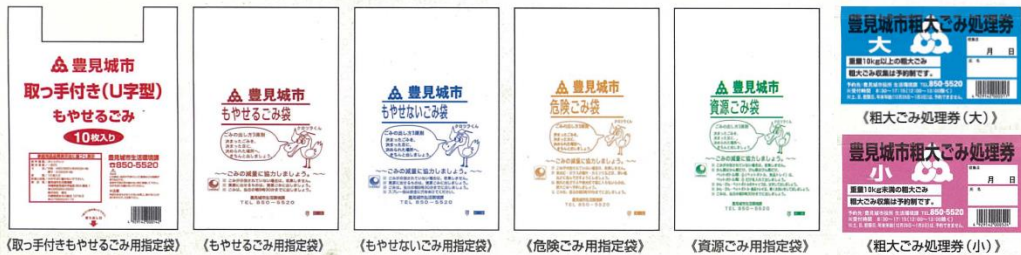
※1 そ族：病原菌を媒介するネズミ類

(1) ごみの資源化・減量化と適正処理

各家庭や事業者に対し、引き続きごみの分別の徹底や生ごみ処理機などの導入促進などを図るとともに、5R^{※2}によるごみ総量の削減と再資源化の啓発・促進、南部6市町による有機性廃棄物の資源化を図る堆肥施設などの整備についても検討します。

循環型社会の推進に向け、灰溶融炉によるごみ処理を行うことでごみの資源化を推進し、既存のごみ処理関連施設の適切な維持・管理と老朽化対策・延命化を講じるとともに、南部6市町による最終処分場の建設とごみ処理施設の一元化に向けた取り組みを推進します。

指定ごみ袋・粗大ごみ処理券



(2) 環境美化と不法投棄防止の推進

地域団体や事業者などとの連携を図り、瀬長島や漫湖河川敷などでの市民との協働による環境美化活動を継続・充実します。

ごみの不法投棄を防止するため、指導・勧告、看板設置、地域との連携・協力によるパトロールなどを実施するとともに、監視カメラを設置することで、防止策を強化します。放置自動車の防止についても、指導・勧告を継続実施します。

漫湖チュラカーギ作戦



国場川水あしび



(3) 適正なし尿処理

公共下水道処理区域や農業集落排水施設整備事業地区においては、整備を推進するとともに、これら施設への接続を促進します。また、接続が困難な区域や施設に対しては、浄化槽の設置についての啓発を行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽^{※3}への移行を促進します。

【用語解説】

※25R：必要ないものを断り（リフューズ）、ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、壊れたものなどは修理・修繕（リペア）しながら使用し、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図る考え方

※3合併浄化槽：し尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽はし尿のみを処理する設備

(4) 狂犬病・動物愛護意識の向上・そ族昆虫・ハブ対策等

豊見城市飼い犬条例に基づき、飼い主の責任と自覚を促すため、飼い方指導や飼い犬の登録を徹底します。狂犬病予防のため予防接種の推進、徘徊犬の保護パトロールの実施などにより、犬による事故の未然防止に努めます。また、飼い主のマナー向上などを図るため、ペットの適正飼育の指導を行うとともに、広報紙などによる「正しいペットの飼い方」の周知に努めます。

そ族昆虫の発生を防ぎ、伝染病などの未然防止を図るため、その温床となる空き家や空地の所有者に対する管理の要請・指導、駆除の支援や指導など実施していきます。

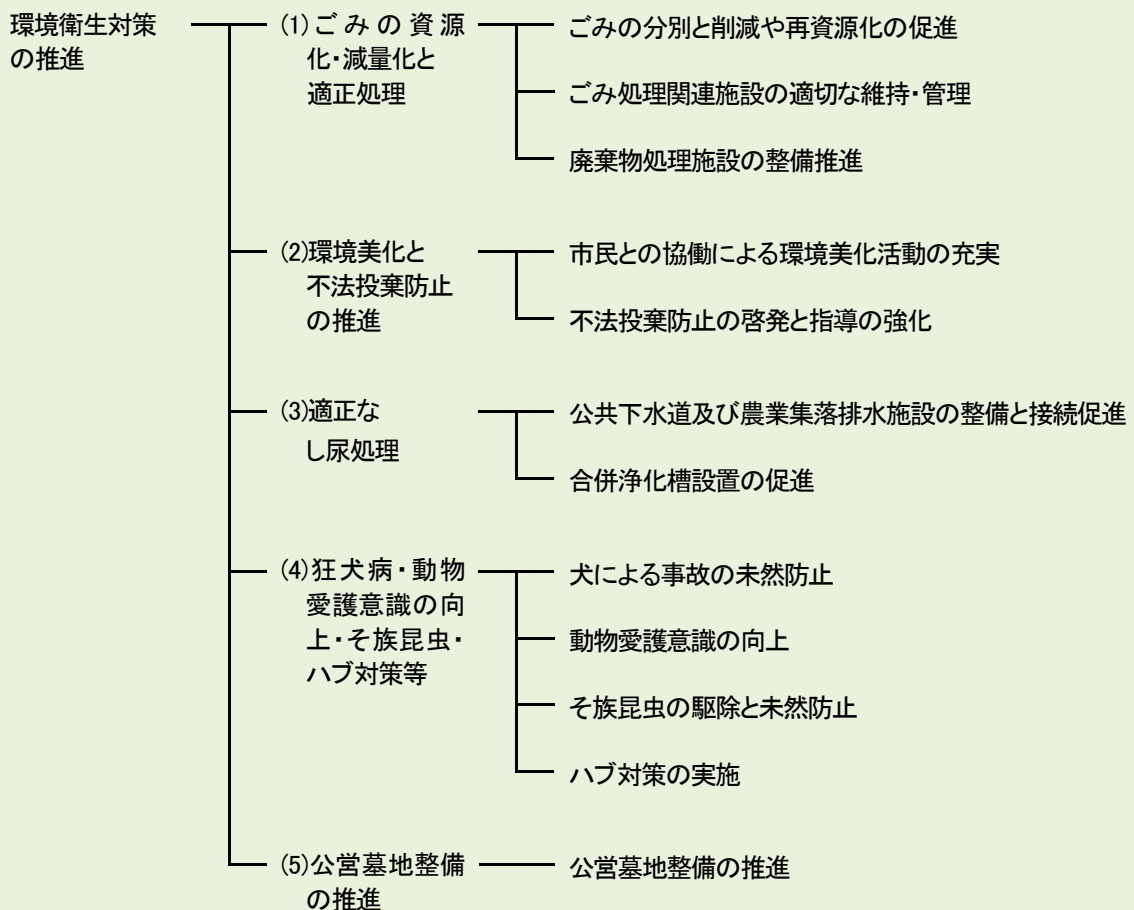
ハブ対策については、ハブ捕獲器の設置や広報宣伝活動などを継続して推進します。

(5) 公営墓地整備の推進

公営墓地については、地域の需要を把握し、地域の土地利用方針に応じて適正立地や集約化を誘導するため、「豊見城市墓地基本計画」に基づき、必要とされる施設整備を推進します。

施策と体系

施策の体系



安心・安全のまちづくり
持続可能な環境と

目標指標

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民1人当たり1日のごみ排出量	773g/日/人 (H21年度)	670g/日/人	670g/日/人
不法投棄相談件数	22件 (H21年度)	20件	10件
単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え基数	2基 (H21年度)	0基	5基
狂犬病予防接種率	65.9%	67.9%	70%

○環境関連対策に基づく環境対策

本市では、「豊見城市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成31（2019）年度までの6年間で、市の事務事業から排出される「温室効果ガス^{※1}」の総排出量を基準年度（平成25年度）比で6%減らすことを目標としています。

地球温暖化対策として、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする「温室効果ガス」の大幅削減が国際公約となるなか、本市でも「低炭素社会^{※2}」に向けた取組みによりその貢献に努めていく必要があり、エコカー^{※3}、省エネで環境にやさしいエコ住宅の普及など、市民の協力による環境負荷の軽減に継続的に取り組むことが求められています。

○環境に配慮したまちづくりの推進

環境負荷の低減に向けて、都市機能の集約など地域の特性に応じた拠点の形成や道路交通の円滑化、公共交通の利用促進などにより効率的で住みやすいまちづくりを進めていくという考え方があります。

本市でもこの考え方を基本に、都市構造の構築を図りつつ、緑化を推進するなど、環境に配慮したまちづくりが求められます。

○新エネルギーの活用検討

平成21（2009）年2月には、「豊見城市地域新エネルギービジョン」を策定しました。同計画に基づき、地球規模の課題を念頭に置きつつ、身近な取組みによる新エネルギーや新技術の、本市における導入可能性を検討しています。

温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度の温室効果ガス排出量	7,344 t-CO ₂ 平成25（2013）年度
期間	平成26（2014）年度 ～平成31（2019）年度
削減目標	基準年度から6%削減

資料：豊見城市地球温暖化防止実行計画

座安小学校太陽光発電設備



【用語解説】

※1 温室効果ガス：オゾン、二酸化炭素、メタンなど地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体

※2 低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会

※3 エコカー：電気自動車・ハイブリッドカーなど環境に優しい車

(1) 低炭素社会への取組推進

「低炭素社会」に向け、「豊見城市地球温暖化防止実行計画」に基づく取組みにより、その貢献に努めていくとともに、幅広い分野で施策を展開していきます。

エコカー導入については、市が率先導入を検討するとともに、市民や事業者への普及の促進に努めます。また、環境にやさしい住宅や建物の建築のため、エコ住宅普及の必要性や支援制度などの周知に努めるとともに、建物の壁面緑化・屋上緑化といった身近な取組手法の導入を促進します。

(2) 環境負荷を低減するまちづくり

都市機能の集約など地域の特性に応じた拠点の形成、過度な自動車利用の抑制と公共交通機関や自転車利用・徒歩移動への転換、緑地の保全・創出といった施策を、環境負荷を低減する観点から総合的に推進していきます。

街路樹や公園・緑地の整備など環境負荷の軽減に資する公共事業を進めます。

(3) 新エネルギーの活用検討

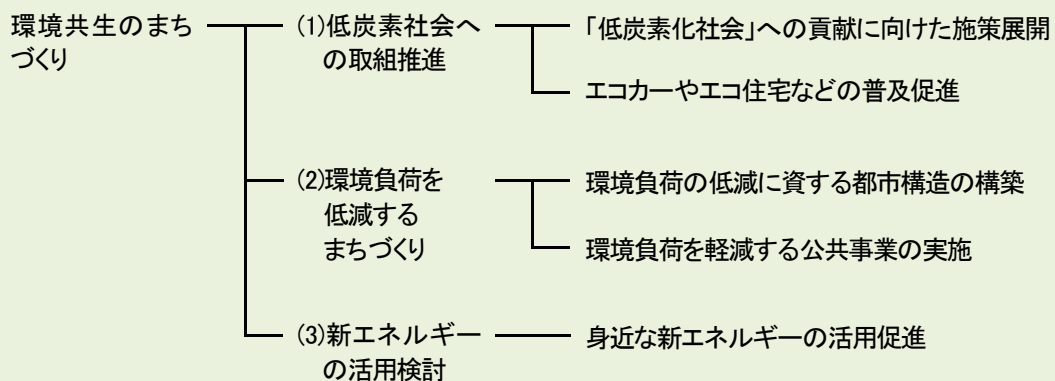
豊見城市地域新エネルギービジョンでの検討成果を踏まえ、本市では学校や公共施設における太陽光発電パネルの導入を進めるとともに、住宅用太陽光発電パネルの設置に対し助成することで、身近なところからの新エネルギーの活用に努めます。



資料：新エネルギーガイドブック 2008

安心・安全のまちづくり
持続可能な環境と

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市の事務事業から排出される平成25年度比CO ₂ 総排出量削減量	—	0.492%増加	7%削減

第1節 防災都市づくり

○自然災害への対策

[台風]

沖縄県、そして本市は、台風の常襲地帯であり、古くから建物の構造への配慮や石垣などの塀の設置、防風・防潮林の育成などに努めてきたほか、堤防の整備などにより、被害を最小限に抑える取組を実施しています。

[大雨]

近年、地球温暖化などの影響により、ゲリラ豪雨をはじめ記録的な大雨による土砂崩れ、家屋への浸水、道路などの冠水、河川などの氾濫など甚大な災害へと発展する可能性が高まっています。本市では、大雨により平成17(2005)年及び19(2007)年に、我那覇、上田地区でそれぞれ傾斜地が崩落するなど、住民避難を伴う事態も発生しており、今後とも十分な備えと警戒が必要です。

[土砂災害の危険箇所]

近年は、宅地開発が市内至るところで進み、崖地の近辺にまで住宅が建設されることも多くみうけられ、土砂災害のリスクも高くなっています。

本市における土砂災害危険箇所は、平成29(2017)年3月31日現在で30箇所(土石流危険渓流箇所1箇所、地すべり危険箇所4箇所、急傾斜地崩壊危険箇所25箇所)あり、「土砂災害防止法」における「土砂災害警戒区域」指定も25箇所あります。

[地震・津波]

平成23年(2011)年3月に発生した東日本大震災は、沖縄本島地方にも津波警報が発表されており、海岸線と漁港をもつ本市では、津波対策への対応も重要な課題となります。

[その他災害]

その他災害には、高潮・火災・危険物が起因した災害など、様々なものがあります。

本市では、様々な自然災害に備え、都市基盤や建築物・構造物の整備・改良を図るとともに、災害時に安全で迅速な対応を行うため、災害に強いまちづくりを引き続き推進していくことが求められます。

○不発弾処理の問題

沖縄県は、沖縄戦時に激しい地上戦が展開されたことから、いまだに多くの不発弾が地中に残されているといわれます。本市でもこれまで不発弾が発見されており、豊見城市域防災計画に定められている体制と手順で適切に処理されています。

不発弾の処理に当たっては、市民が避難を余儀なくされる場合もあり関係機関と連携し、今後も市民の安全確保と適切な処理を行っていくことが重要です。

(1) 災害に強い都市構造の形成

台風や集中豪雨、大地震などの自然災害に強い都市構造の形成に向けて、道路・公園、上下水道などの都市基盤の整備・改善を図ります。

危険箇所からの施設や住宅地の分離、建物の適正な壁面後退、過密化の抑制など、計画的な土地利用の誘導を推進します。

また、避難・救援・延焼防止などの機能を持ち避難路や避難場所などにもなる公園及び小・中学校グラウンドや幹線道路の整備と改良を推進します。指定緊急避難場所（安全確保のための一時避難の場所）・指定避難所（避難生活を行う場所）への誘導については、豊見城市防災マップによるほか、避難路などに避難誘導標識の設置を行ないその充実に取り組みます。

(2) 災害に強い建築物・構造物の整備

学校などの避難所に指定されている公共施設における耐震性と耐火性の向上に努めます。

また、一刻を争う津波被害などから避難者らの安全を確保するため、民間ビルなどの「津波避難ビル」の指定を推進します。

さらに、橋梁・擁壁・護岸などの構造物についても、強度・耐震性を随時調査し、必要に応じ補強などの措置をとります。

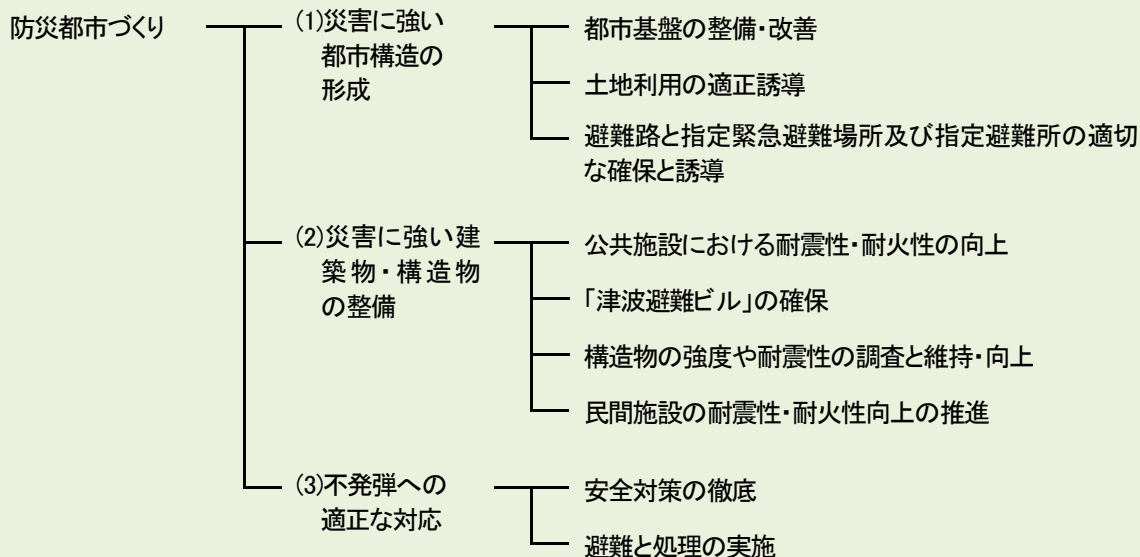
市内の建築物全体の耐震性・耐火性向上のため、関連情報の提供と啓発や耐震診断・改修の支援に努めます。

(3) 不発弾への適正な対応

残存している不発弾による事故を防止するため、県の広域探査発掘事業などの積極的な活用を図るとともに、工事の際の安全対策を徹底します。

不発弾処理が必要な際には、関係機関などと連携して、的確な避難と処理を行います。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
津波避難ビル指定数	—	11箇所	該当ビルの調査などを踏まえ指定

第2節 防災体制の整備と国民保護への対応

現状と課題

〇地域防災計画に基づく防災体制

平成23年3月の東日本大震災をはじめ、近年は、これまで経験したことのないような台風、大雨及び土砂災害などの大規模な災害が発生しており、市民の防災意識は高くなっています。

本市では、防災体制の強化を図るため、「豊見城市地域防災計画」の見直しを行い、迅速かつ確実な防災情報の伝達・収集手段として「豊見城市防災情報通信設備」などの整備や防災訓練などを実施するとともに、防災関係機関との連携を図っています。

同計画に基づき、日頃から地域の防災を担う自主防災組織の育成及び支援、地域や市内事業所における防災関連の取り組み支援などの充実・強化が求められています。

〇国民保護計画に基づく有事への対応

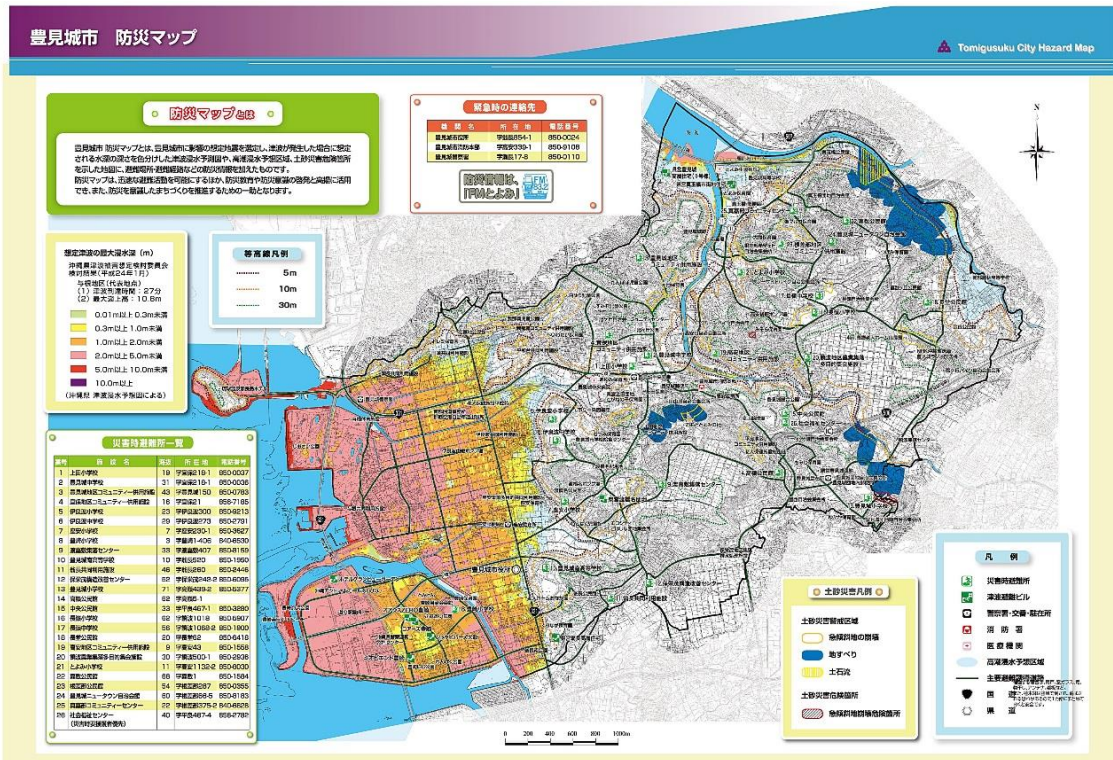
国は武力侵攻やテロリズムなどの有事に備える基本法制として、平成18(2006)年に「国民保護法(武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律)」を制定しました。

これを受け、本市でも「豊見城市国民保護計画」を平成19(2007)年に策定し、対象とする事態などの定義付けや体制の整備、国民保護に関する啓発や訓練などの実施、事態など発生時における避難誘導などの対応措置などを示しています。

同計画に基づき、市民や関連機関と協力し、有事の際の体制や対応などの備えをしておくことが必要となります。

豊見城市 防災マップ

平成25年3月作成



資料：総務課

(1) 行政の防災体制の充実

地域防災計画の適時見直しを行い、各種災害対策や防災体制の強化を図るとともに、各種マニュアルなどの策定に取り組んでいきます。

災害発生の周知・伝達をはじめ、災害発生後の避難誘導や関連情報の把握、減災を進める上での迅速かつ確実な情報の伝達・収集などのため、「豊見城市防災情報通信設備」やICT（情報通信技術）などの活用、体制の充実を図ります。

また、大規模災害などの発生を想定し、全市的な防災訓練などの充実を図ります。

防災備蓄食料などを備蓄するとともに、防災資機材の整備に努めます。

防災関係機関との連携強化を図り、日頃から情報交換などを実施します。

(2) 地域防災組織の充実支援

災害や防災関連の情報を収集・整理し、市の広報紙やホームページなどを活用した広報と啓発活動を実施します。

「自主防災組織」や防災ボランティアの組織化と育成強化を支援し、地域と行政の協働による防災体制の強化を図ります。

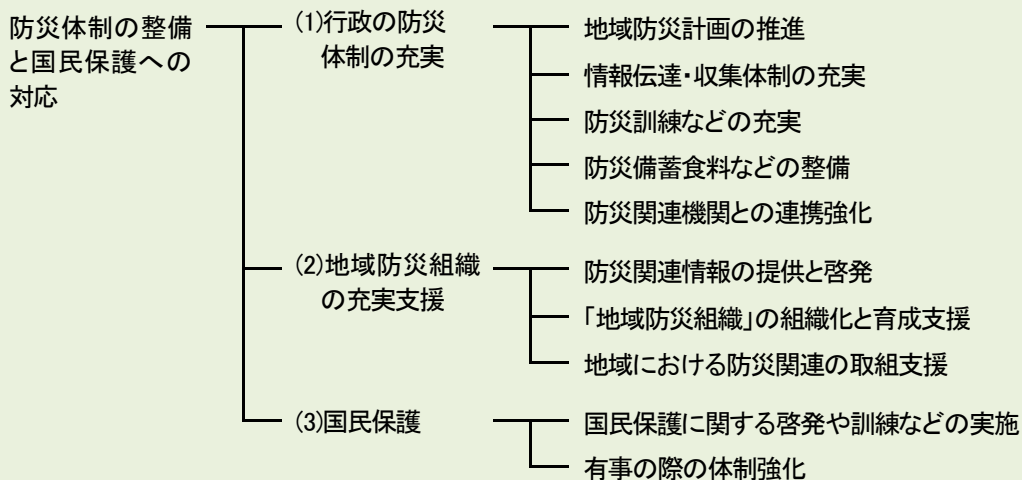
また、地域や事業者における防災訓練の実施支援や、危険箇所チェックのための「まち歩き」、地域の「ハザードマップ^{※1}」の作成支援なども検討します。

(3) 国民保護

有事の際に迅速・的確に対応するため、国民保護に関する正しい認識を深め、市民に対して各種啓発活動や訓練などの実施に努めます。

平素から関係機関などとの情報交換を実施するとともに、非常事態などの伝達や避難誘導などに効果を発揮する「Jアラート（全国瞬時警報システム）^{※2}」及び「豊見城市防災情報通信設備」などの活用、体制の充実を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
防災備蓄食料整備率	28.93%	60.57%	88.97%
自主防災組織数	0組織	6組織	20組織

【用語解説】

※1ハザードマップ：自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路などの必要な情報を地図上に示したもの

※2 Jアラート（全国瞬時警報システム）：通信衛星と市町村の防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

防犯体制の強化

○地域の防犯体制の必要性

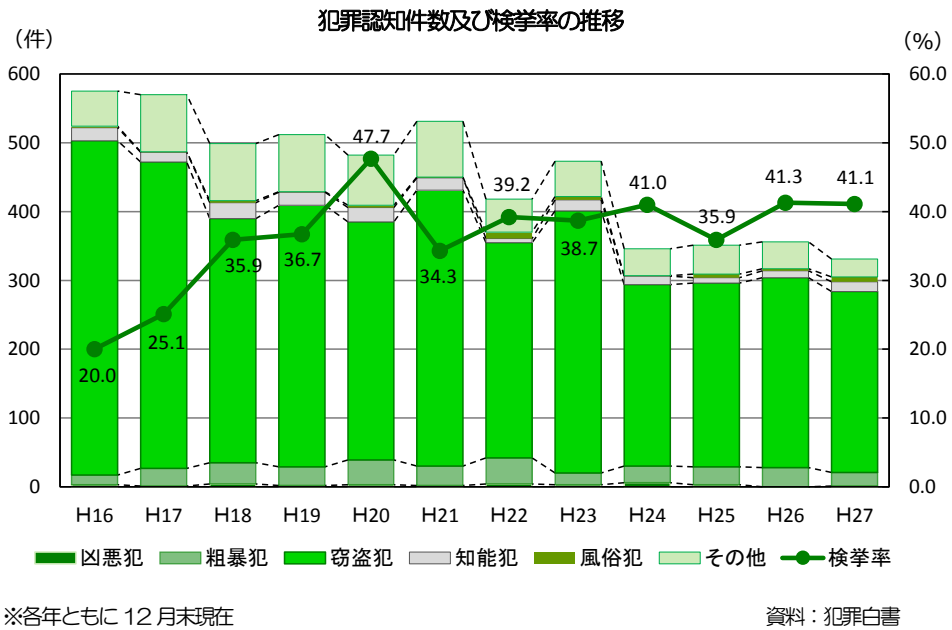
本市では、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現を目指して、警察や小祿・豊見城地区防犯協会などによる防犯に向けた様々な啓発活動などが展開されており、地域では自主防犯ボランティア団体が組織されています。

一方、本市における犯罪認知件数(犯罪の発生が確認された件数)は、平成27(2015)年で331件あり、検挙率は40%程度で推移していることから、今後とも関係機関の連携を強化するとともに、地域による防犯活動を推進していくことが求められます。

○安全なまちづくりに向けて

地域や関係機関と連携して防犯灯の設置や死角の解消など、まちづくりの観点からも地域の安全性を向上させる取組みを引き続き推進していくことが必要です。

現
状
と
課
題



防犯啓発活動



全国地域安全運動出発式



(1) 地域の防犯体制づくりの充実

警察や小禄・豊見城地区防犯協会、教育機関など関係機関との連携・協力により防犯活動を展開します。また、地域づくりや教育、福祉施策などを総合的に推進し、犯罪の発生や青少年の非行を未然に防止する社会づくりに努めます。

地域住民による夜間巡回パトロールや防犯パトロール、声かけ運動、一戸一灯運動など、地域社会全体の取組で防犯のまちづくりを推進します。また、「地域防犯組織」の組織化・育成とその活動を支援します。

(2) 防犯に資するまちづくりの推進

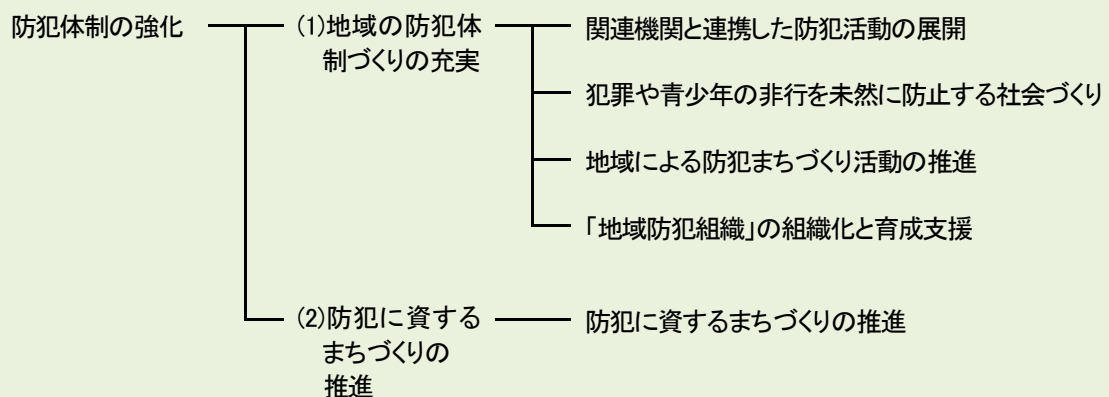
地域や関係機関と連携して、犯罪防止及び事故防止のため防犯灯の設置や、死角の解消、空き家の把握、塀の生垣化など、防犯に資するまちづくりを推進します。

自主防犯ボランティア団体一覧

(平成29年2月現在)

豊見城自治会	エコシティとはしな自治会	豊見城地区万引き防止隊	上田小学校PTA
我羽隣自治会	瀬長自治会	豊見城市商工会青年部	とよみ小学校PTA
翁長自治会	嘉数ヶ丘自治会	FMとよみハッパ隊	豊見城小学校PTA
平良自治会	渡橋名団地自治会	沖縄県立豊見城高等学校	長嶺小学校PTA
高安自治会	渡橋名自治会	沖縄タイムス販売店 (豊見城タイムスマーまるパトロール隊)	伊良波小学校PTA
金良自治会	沖縄ヤクルト(株)豊見城センター (ヤクルト配達員防犯パトロール)	沖縄県立豊見城南高等学校	座安小学校PTA
長堂自治会	琉球新報豊見城販売店会 (琉球新報配達員防犯パトロール)	TOMITONみーまる パトロール隊	豊崎自治会青年部
嘉数自治会	豊見城郵便局 日本郵便豊見城支店 (郵便配達員防犯パトロール)	豊見城中学校親父の会	こども守り隊 (株九州電工沖縄支店)
真玉橋自治会	豊見城市シルバー人材センター	伊良波中学校おやじの会	県営真玉橋団地自治会
根差部自治会	桜山荘	豊見城団地青年会	豊崎幼稚園・小学校PTAC
豊見城団地自治会	那覇鋼材(株)	豊見城市青年連合会	タワーサイドハイツ自治会
平和台自治会	社会福祉法人おもと会 とよみの社	あやめの会	とみぐすく防犯パトロール ちいろば隊
桜ヶ丘ハイツ自治会	豊見城団地ボランティアサークル	長嶺中学校PTA	与根青年会
真玉橋団地自治会	瀬長成年パトロール隊	伊良波中学校PTA	
豊見城ニュータウン自治会	医療法人友愛会 豊見城中央病院	豊見城中学校PTA	

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
自主防犯ボランティア団体数	52	56	60

○交通環境の改善

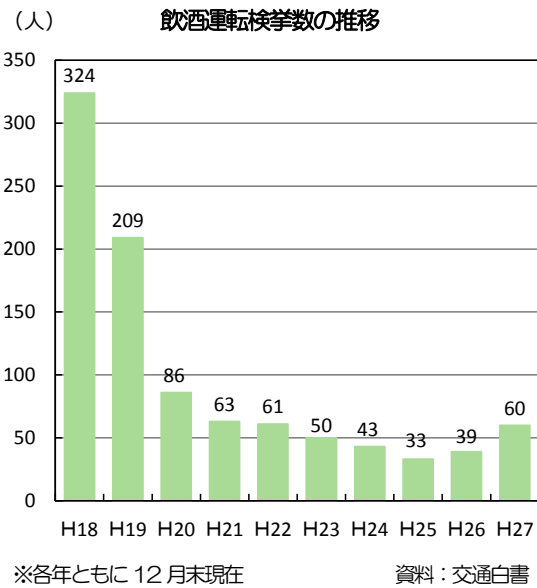
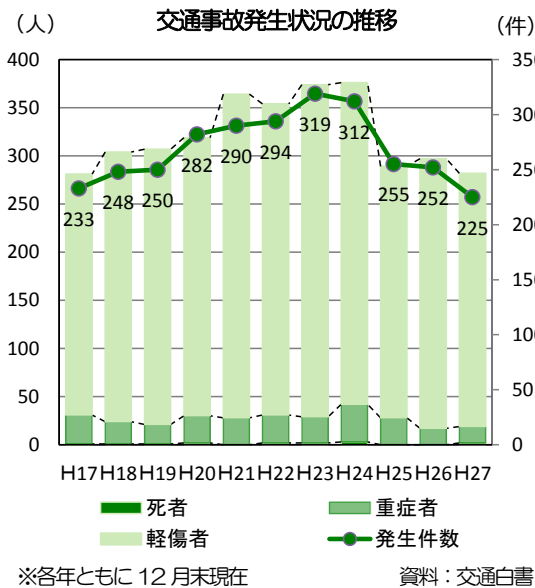
本市における交通事故の発生件数は、平成27(2015)年で225件、死傷者数は282人となっており、発生件数・死傷者数ともに減少傾向にあります。

まちづくりにおいては、交通事故を未然に防ぐための道路交通環境の改善が引き続き求められます。

○交通安全に対する意識啓発

沖縄県においては、飲酒運転根絶に向け平成21(2009)年10月に沖縄県飲酒運転根絶条例が施行されました。しかしながら、沖縄県は交通死亡事故に占める飲酒運転の割合が全国ワーストであり、本市における飲酒運転検挙数も増加しています。

交通事故防止に向けては、ハード整備などのまちづくりに加え、交通安全運動や教育などのソフト施策を関係機関と連携するとともに、市民の意識啓発を推進していくことが必要です。



飲酒運転根絶ロゴマーク



交通安全啓発



(1) 安全な道路交通環境の整備

国道や県道などの幹線道路においては、横断歩道や信号機、ガードレールの設置や除草清掃などを要請し、飛び出し事故や車の乗り上げ事故などの防止を図ります。

市道などの生活道路では、十分な幅員の確保や歩行者優先の標識の設置などを推進します。特に学校や福祉施設へ向かう道路については、必要に応じて「スクールゾーン」や「シルバーゾーン」の表示を進めるとともに、安心して歩行者が通行できる安全な歩行環境への整備・改良などを検討します。

また、交通事故の多発する交差点や見通しの悪い箇所、信号機や交通標識が見えづらい箇所などの交通上危険な箇所を把握するとともに、関係機関と連携してその改善に努めます。

(2) 交通安全活動の充実

警察や関係機関、地域の活動団体と連携した交通安全運動や、学校における交通安全教育の実施などを通し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上について、その重要性を周知・啓発します。また、交通安全に資する交通環境の向上を図るという視点から、「ノーマイカーデー」の導入や公共交通の利便性向上などの公共交通の推進施策との連携に努めます。

豊見城市交通安全推進協議会と、その構成団体である豊見城地区交通安全協会、交通安全母の会などが行う様々な交通安全活動を支援します。

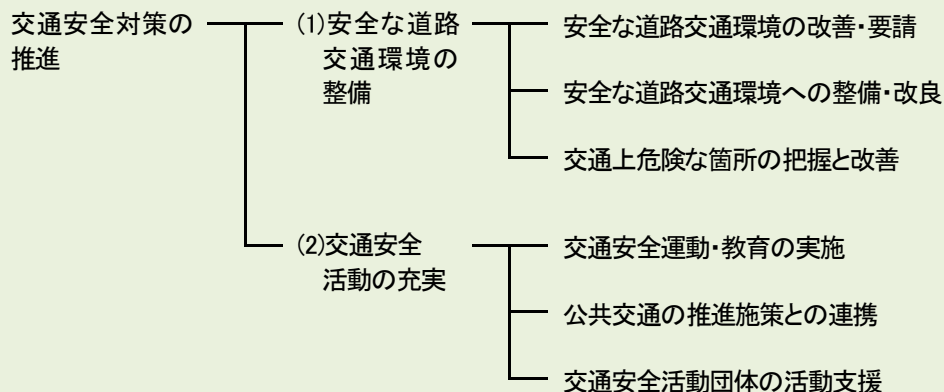
スクールゾーン



交通安全教室



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
交通死亡事故発生件数	2件/年	2件/年	0件/年

消防と救命救急体制の充実

○消防力の向上

火災は、年間 15 件程度発生しており、火災予防と迅速・適切な避難、消火体制の確立は重要です。

消防力の向上を図るため、平成 28(2016)年 4 月から「沖縄県消防指令センター」が本格運用を開始するとともに、適切な人材の確保及び育成と施設や資機材の維持管理、更新を実施しています。

また、水道事業とあわせて消火栓などの消防水利の整備・充実を図るとともに、消防団や防火クラブなどの育成を図っています。

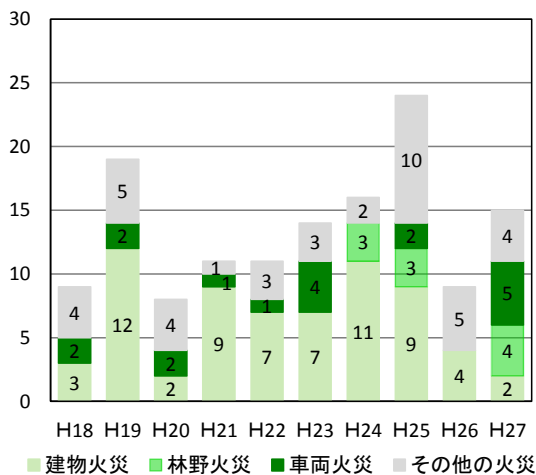
災害に強いまちづくりの施策と連携し、住宅への火災警報器や消火器の設置など、家庭における身近な火災予防の取組みや事業所などにおける消防訓練の取組みが必要となります。

○救急出動の状況

救急出動の件数は、平成 27 (2015) 年で 2,386 件と近年は増加傾向にあり、救急体制の整備とともに、不要不急な出動要請の自粛の呼びかけなどが必要となっています。

また、海浜や河川などの水難事故に対応するため、平成 25(2013)年には高度な資機材を積載した水難救助車を導入するとともに、年間を通じて水難救助訓練を実施しています。

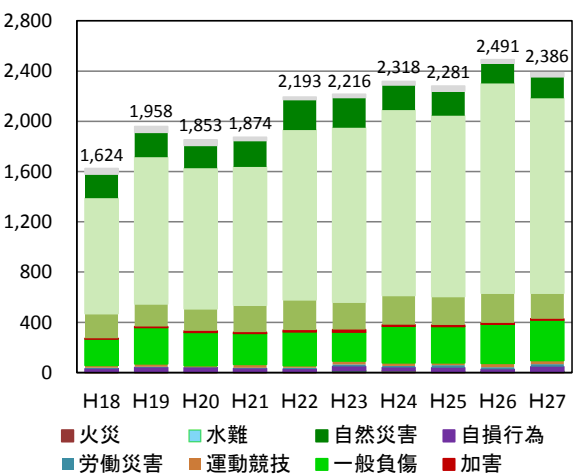
(件) 火災件数の推移



※各年ともに 12 月末現在

資料：消防本部

(件) 救急出動件数の推移



※各年ともに 12 月末現在

資料：消防本部

○新型インフルエンザ等への対応

本市では、平成 25 (2013) 年度に、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置などを示した「豊見城市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症等が発生するおそれがある場合は、ホームページや広報紙などを通じた情報提供、注意喚起を行うとともに、国や県、医療機関などの関係機関と連携して、関連情報の収集・提供などの迅速・適切な対応をとる体制づくりが求められます。

(1) 消防力の向上と火災予防の推進

消防力向上のため、消防の広域化を含めた様々な方策を調査するとともに、「沖縄県消防指令センター」との連携・情報共有、施設や資機材の適正な維持管理と更新、人材育成と人員の適正化を図ります。

消火栓などの消防水利は継続して水道事業とあわせた整備・充実を図ります。

また、消防団や防火クラブなどの組織強化と活動の支援を行います。

「防火対象建築物」に対する予防査察と防火指導を実施するとともに、一戸建て住宅などにおける住宅用火災警報器の設置を促進します。

火災や火災予防の情報提供の充実と啓発を図るとともに、地域や学校、事業所などにおける消防訓練の実施を支援します。

(2) 救命救急体制の充実

救命率向上のため、高規格救急車（救急救命士の活動が可能な構造をもつ救急車）などの施設や資機材の適正な維持管理と更新に努めるとともに、救急隊員や救急救命士の技術向上を図り救急救命体制の充実に取り組みます。

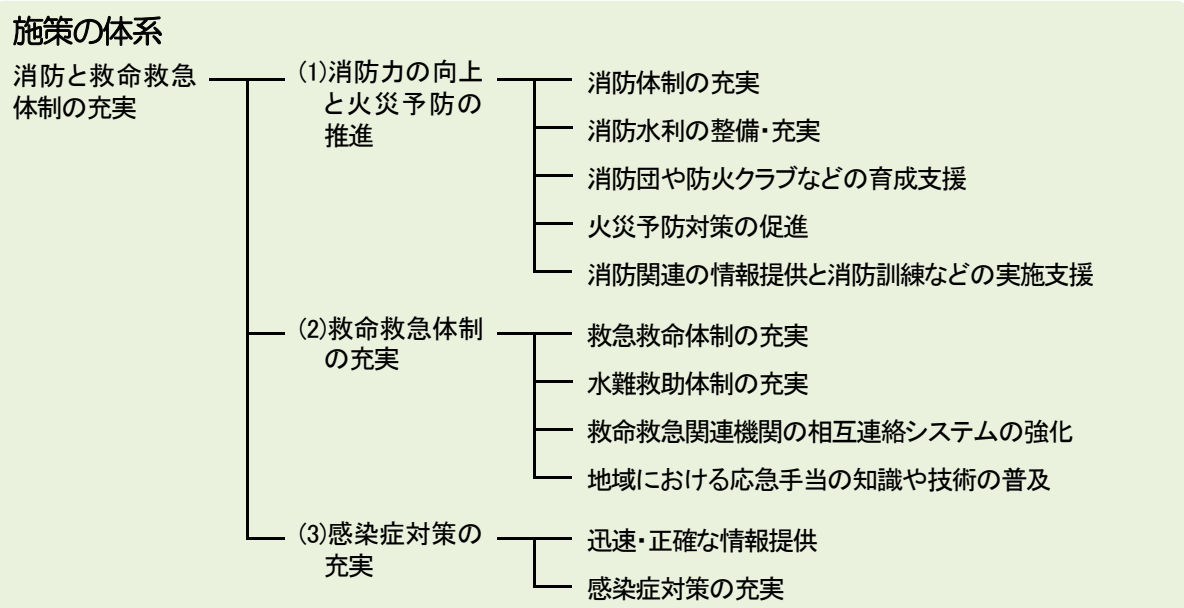
また、海浜や河川などの水難事故による救助体制の充実に取り組みます。

「沖縄県消防指令センター」との連携のもと、消防署・救急車・ドクターヘリ・ドクターカー、医療機関などの相互連絡を密にすることで、早期搬送と受入れ拒否の軽減を図ります。また、救命講習の開催などを通して、地域や学校、事業所などにおける応急手当の知識や技術の普及を図ります。

(3) 感染症対策の充実

新型インフルエンザをはじめとする感染症の流行情報の早期入手と、迅速・正確な情報の提供に努めます。

また、日本国内で新型インフルエンザなどの新たな感染症が発生するおそれがある場合は、予防接種などの適切な対応を実施するとともに、国や県、医療機関などの関係機関と連携した即応可能な体制づくりに努めます。



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
消防・救急の現場到着までの平均時間	5.85分/年	5.05分/年	5.05分/年
応急手当講習会開催数と受講者数	—	1,208人・62回	1,390人・71回
消防訓練など件数	128件	205件	250件

第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり ～産業分野～



農業の振興

○優良農地の保全

本市の農地等の多くは「農業振興地域^{※1}（1,356ha）」に位置しており、その中でも特に農用地等としての保全・利用の必要性の高い区域を「農用地区域^{※2}（306.4ha）」に指定しています。また、平成27（2015）年における耕作面積は303haで、宅地化の進行に伴う「農地転用^{※3}」や担い手不足などによる「耕作放棄地^{※4}」化により減少していましたが、近年下げ止まりとなっています。農家数については、専業農家・兼業農家ともに大きく減少してきています。

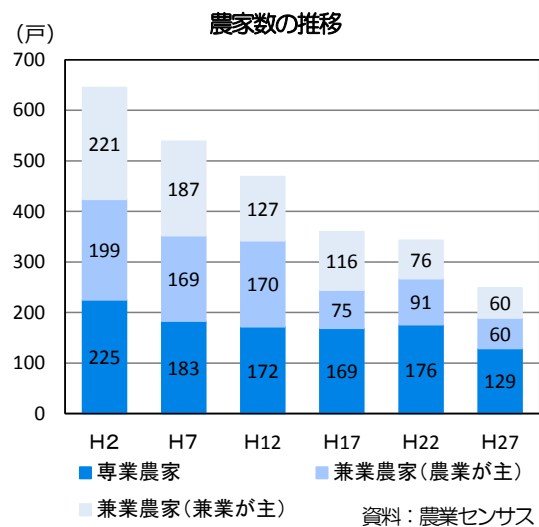
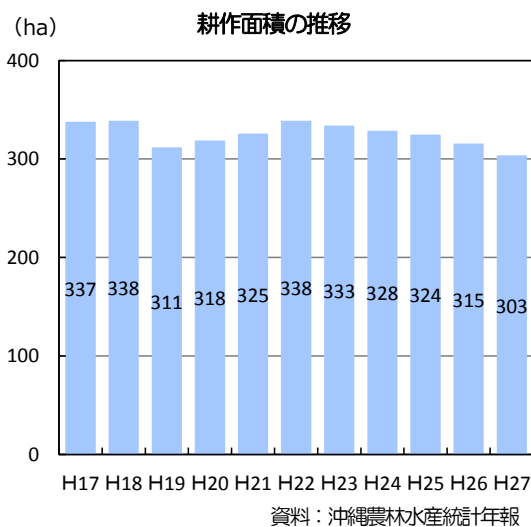
農業振興に向けては、人・農地プラン及び農業振興地域整備計画の作成を通して計画的に優良農地を保全・確保していくとともに、意欲のある担い手への農地の集約化や経営安定化を図っていく必要があります。

○特色ある農業生産

平成8（1996）年5月にトマトが「指定産地」の指定を受け、平成12（2000）年6月にはマンゴーとパパイア、続いて平成24（2012）年5月にはトマトが県内で初めて「拠点産地」の認定を受けました。本市の特産品であるマンゴーについては、豊見城市『マンゴーの里』宣言を行とともに、平成21（2009）年には「沖縄県農林漁業賞」を受賞しています。このような中、イメージキャラクターを活かしたトマト、マンゴーの試食アンケート等県外において販売促進事業を実施しました。

また、耐候性野菜栽培施設設置費の助成を実施することにより、定時・定量・定品質な葉野菜の安定生産を図りました。

今後も引き続き、これらの魅力ある農作物などを活かして特色ある農業振興を図っていく必要があります。



【用語解説】

- ※1 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域
- ※2 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね10年先を見越して農用地等として保全していくべき土地
- ※3 農地転用：農地を農地以外の目的に転用すること、転用する場合は許可が必要
- ※4 耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、数年の内に作付けする予定がない農地

○農村交流ニーズの高まり

近年、市民農園や農業体験など、都市と農村の交流に対するニーズが高まっています。一方、農村地域においては少子高齢化の進行や地域コミュニティの衰退などが課題となっています。

これらの状況を踏まえ、農村における交流促進や、交流による地域コミュニティの活性化を図っていく必要があります。

○農村環境の維持・向上

本市の農村地域では昔ながらの農村集落が形成され・継承されてきました。

今後も、地域の生活環境の向上を図るため、集落道や農村公園、農業集落排水施設整備などの生活環境の維持増進に継続して取り組んでいく必要があります。

マンゴー（拠点産地）



トマト（拠点産地）



豊見城産マンゴーイメージキャラクター
「アゴマゴちゃん」



豊見城産トマトイメージキャラクター
「トマジロー」



マンゴーの日 マンゴーランチ



葉野菜



地域特性を活かした
産業創造のまちづくり

(1) 優良農地の保全

多くの優良農地は「農用地区域」として指定されており、豊見城農業振興地域整備計画に基づき保全と農業振興に努めていくとともに、必要に応じて見直しを図ります。

「農用地区域」などでは環境保全の視点も踏まえつつ、土地改良や農道・農業用排水路整備といった農業生産基盤の整備を図るとともに、農地の集約化などによる「耕作放棄地」の有効活用や農地の流動化を促進し、優良農地の保全と農業経営の安定化を図ります。

(2) 農業経営の安定化支援

また、国で検討されているTPP（環太平洋パートナーシップ）協定等の動向も踏まえつつ、JAおきなわなどの関係機関と連携して、経営の安定化に向けた支援に努めるとともに、担い手となる農業後継者や女性・高齢農業者、各種生産組合や農業法人など、農業に携わる人材の育成・確保や組織化を支援します。

就農希望者への支援制度の周知を図り、新規就農者の継続的な確保及び育成に努めます。

(3) 特産品を活かした農業振興

マンゴーなどの熱帯果樹、トマト野菜などについて、イメージキャラクターの積極的活用やJAおきなわ等の関係機関との連携により地域ブランド化を推進し、とみぐすくブランドとしてさらに市内外に定着するように積極的にPRすることで生産と販路の拡大を支援します。

栽培技術指導、共同での選果や出荷、生産地から市場までの一貫した低温輸送による品質保持など、農家とJAおきなわ等との連携による各種の取組を支援します。

生産者の顔が見える農作物販売の充実促進や減農薬栽培を行う「エコファーマー^{※1}」の認定制度の活用などにより、安心・安全のとみぐすくブランドのイメージ定着を図るとともに、外国産や他産地と差別化を図ります。

(4) 農の多面的活用

市民農園や農業体験等により、「農」を通じた市内外の都市住民との交流を促進します。本市においては、市外からの新たな住民が増加するなか、農村住民との相互交流の機会の提供などにより、農業に対する理解を深めるとともに農村の活性化を図ります。

JAおきなわ食菜館菜々色畑などでの産地直送販売を支援します。

市外への移出や輸出とともに、「地産地消^{※2}」を重視し、「農商工連携^{※3}」や学校給食による「食育^{※4}」などに活用します。

【用語解説】

- ※1エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「土づくり」と「化学肥料・農薬の使用の低減」を一体的に行う計画を策定し認定を受けた農業者
- ※2地産地消：地域で採れた食物を地域で消費すること
- ※3農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと
- ※4食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

(5) 魅力ある農村環境の形成

市の歴史の中で培われた豊かな農村集落の景観は、本市の大きな魅力の一つです。古くからの地域コミュニティの維持・活性化を図りその景観を維持するとともに、集落道や農業集落排水施設など必要な生活基盤の整備や施設整備などに努め、快適な環境づくりを進めます。

また、農業集落排水施設については、効果的な運用を図るため、接続率の向上に努めます。

J Aおきなわ食菜館菜々色畑

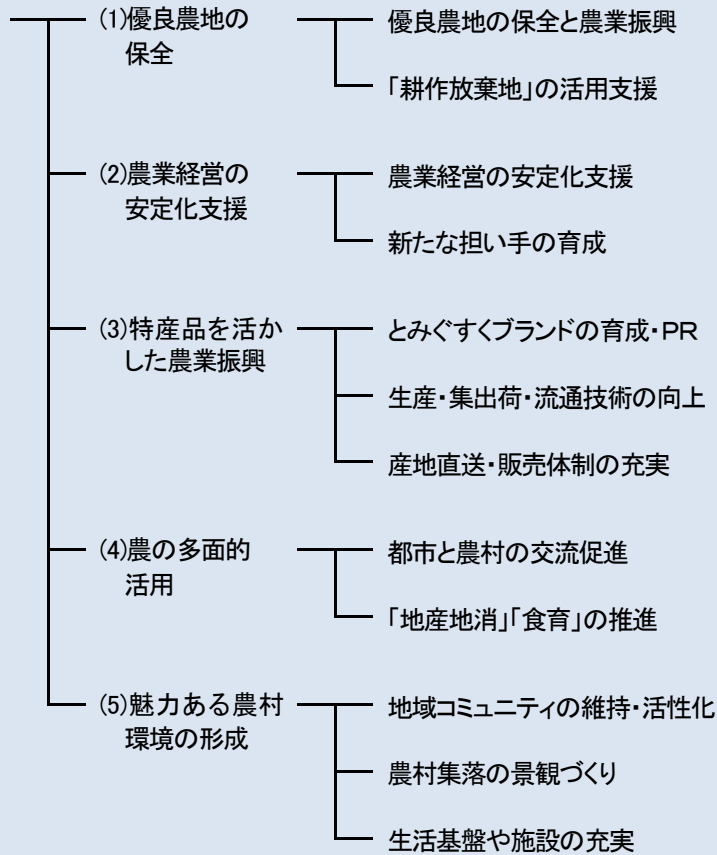


饒波のほ場



施策の体系

農業の振興



地域特性を活かした産業創造のまちづくり

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
耕作放棄地の解消	24.9ha (H21年度)	24.8ha (農業委員会による調査結果)	17.4ha
豊見城市産マンゴー 県外出荷量	166トン	199トン	215トン

水産業の振興

〇水産業基盤の充実と担い手確保

本市の年間漁獲量は、平成 26（2014）年では、410.4 t となっています。漁獲高・生産額ともにまぐろ類やソデイカがその多くを占めています。

「与根漁港」は、これまで漁港整備計画により逐次関連施設の拡充を実施してきました。また、漁業生産の場である漁場整備については、沖合におけるパヤオ（浮漁礁）設置などを継続的に実施しています。

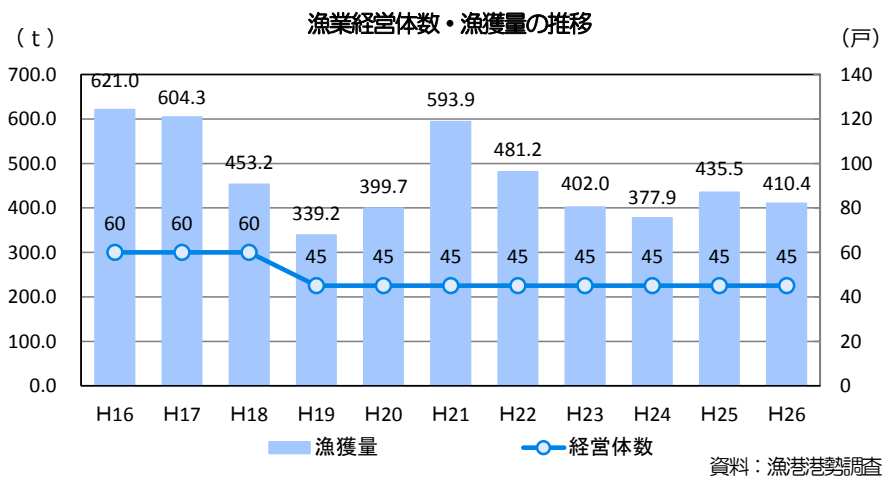
今後は、都市化や土地開発に伴う河川や海域等の水質汚濁やサメ被害への対応など漁業環境の改善が必要とされています。

また、糸満漁業協同組合与根支部及び瀬長支部に所属する経営体数は、平成 27（2015）年で 47 戸となっており、水産業従業者の高齢化問題や担い手確保に取り組んでいく必要があります。

〇水産資源の保全と有効活用

「与根漁港」は、本市の水産業の拠点であり、近年は遊漁船業も盛んになっています。

将来にわたって安定的な水産業を振興していくためにも、栽培漁業や養殖漁業などにより適切な水産資源の保全を図るとともに、遊漁船と連携した観光漁業の振興、直販体制の充実及び特産品の開発などの取り組み充実を図るため、拠点施設を整備する必要があります。



与根漁港まつり



与根漁港



(1) 水産業環境の充実

漁港施設等の有効活用、漁業振興の基盤づくりに努めるとともに、サメ駆除、種苗放流、漁礁設置等を実施し、漁場環境の改善に取り組みます。

また、水産業従業者や漁業関連の組織・団体の育成と活性化を支援します。

(2) 多面的な水産資源活用

海域利用や水産資源保全のための方策を検討し、禁漁期間・区域、漁業権や観光利用との区分などのルールを遵守した「持続可能な漁業」を推進します。本市の主要水揚げ品である「まぐろ」「ソデイカ」をはじめとする需給状況を注視し、必要に応じて対策を協議します。

系満漁業協同組合、同組合与根支部や瀬長支部、JA とみぐすくなどの関係機関と連携して、栽培漁業・養殖漁業などを促進します。また、漁港施設を中心とするイベント等を通して、地域の交流・活性化に努め、多面的な水産業の振興に努めます。

水産物の直販体制の充実に取り組むとともに、とみぐすくブランド化に向けた水産加工品の開発やPRに努めます。

また、漁業と海洋性レクリエーションとの調和を図り、観光漁業の支援に努めます。これらの取組の充実を図るため拠点施設整備を推進します。

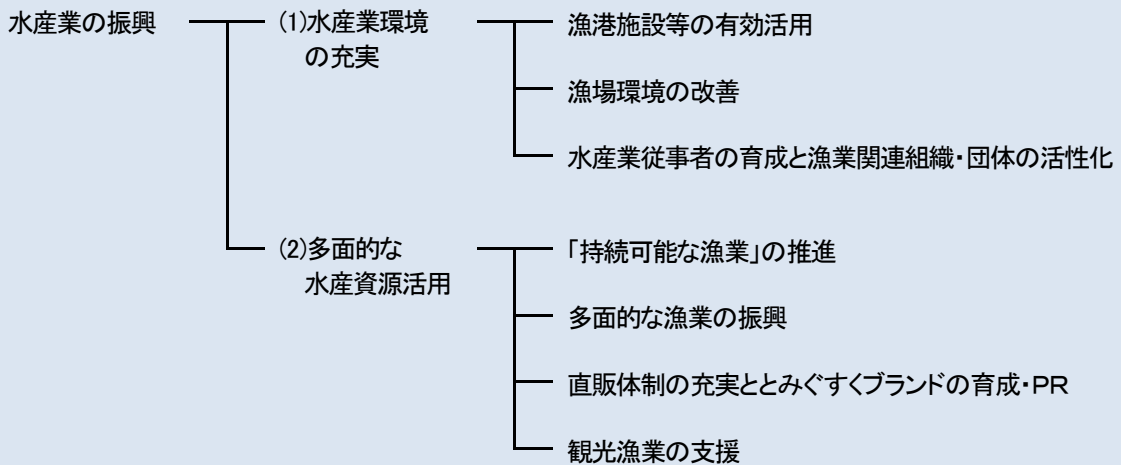
種苗放流



サメ駆除



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
漁業従業者数（経営体数）	45（H20年度）	47	47
与根漁港まつりの開催回数	—	—	1回/年

○新たな商業地形成の動き

本市には、幹線道路沿いを中心に小規模な店舗や飲食店が分布するほか、沿道型の商業施設やコンビニエンスストアなどの立地がみられます。また、近年では、豊崎地区の「アウトレットモールあしびなー」、幹線道路沿いのショッピングセンターやスーパーマーケットなど大規模商業施設の立地が進み、新たな観光関連施設や商業施設の誘致も決定しました。今後とも、観光関連産業を中心とするまちづくりに向けた取り組みを進める必要があります。

豊崎地区とともに、既成市街地や幹線道路沿いにおける計画的でバランスのとれた商業施設の立地を図ることが求められます。

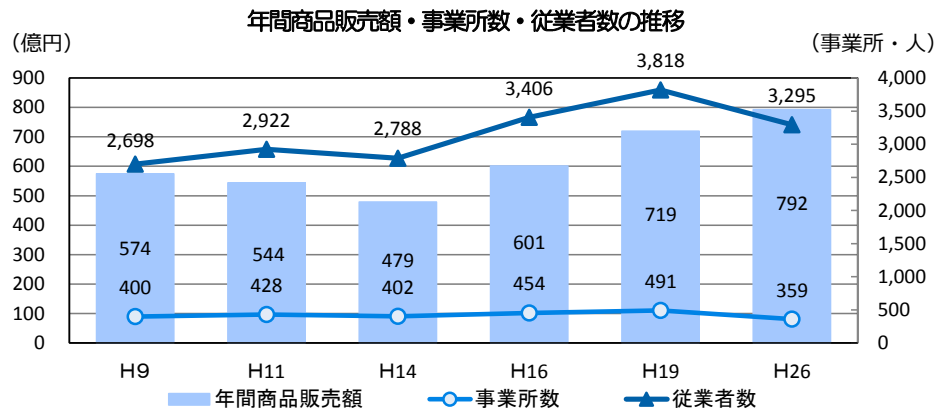
○各商業施設における活性化

本市では「豊見城市商工会」を中心に、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るため、様々な活動を実施しています。

今後は、「中心市街地」の形成によるにぎわいのまちづくりや大規模商業施設との共存共栄による各店舗や商業の活性化を図る必要があります。

○新たな販路拡大

市内各事業者の新たな事業展開に対する支援の充実とともに、既存の販路に加え、新たなマーケットの構築、環境づくりに取り組む必要があります。



アウトレットモールあしびなー



TOMITON



(1) 計画的な商業地配置

豊崎地区においては、観光関連産業を中心とした計画的でバランスのとれた商業施設の立地促進に努めます。

また、「中心市街地」に不足する商業機能を強化するため、既成市街地での新たな商業立地も検討します。住宅地や集落地の中心地、幹線道路沿いなどに、計画的に商業施設を立地するための規制・誘導を図り、市全体にバランスのとれた商業地配置の実現を目指します。

(2) 特色ある商店街の育成支援

地域単位で互いに結びつきを強め、各々が個性をもった商店街として発展していけるように、「豊見城市商工会」などの関係機関と連携し、商店街（「通り会」）などの育成や取組を支援していきます。

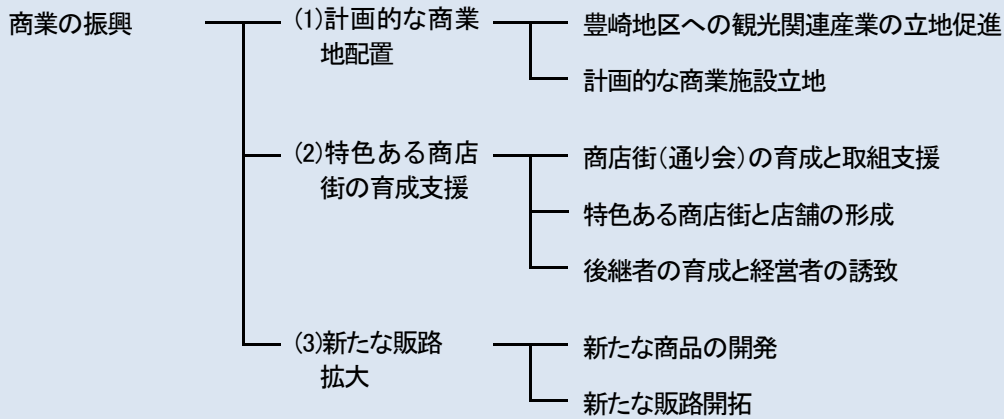
また、「中心市街地」の形成とあわせた、新たなにぎわい拠点の形成を検討します。

さらに、特産品の販売店や工房といったユニークな店舗の展開や誘致など観光産業との連携も視野に入れ、伝統行事・祭り・各種イベントの開催やインターネットを活用した情報発信などの充実を促進し特色ある商店街の形成に努めます。また、商業の担い手として、後継者育成のほか、意欲のある経営者の誘致等にも取り組みます。

(3) 新たな販路拡大

商業の発展のためには、「農商工連携※1」等による新たな商品の開発を進めていくと同時に、これまでの地域に限られた販路だけではなく、新たな販路の拡大が求められることから、今後、民間企業等と連携を図りながら、県内外のみならず、アジアを中心とする海外をターゲットとした新たな販路の開拓や各種事業サポートに向けて取り組みます。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
年間商品販売額	719億円 (H19年)	792億円 (H26年)	860億円

【用語解説】

※1 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

○製造業の安定化支援

本市の製造業は、従業者数が増加傾向にあり、1,000人程度で推移しています。また、製造品出荷額等は、平成26（2014）年度に約192億円に達するなど、近年では増加傾向も見受けられます。

本市で古くから営まれている製造業としては、酒造所や食品加工などがあり、近年では観光と連携した取組も行われています。

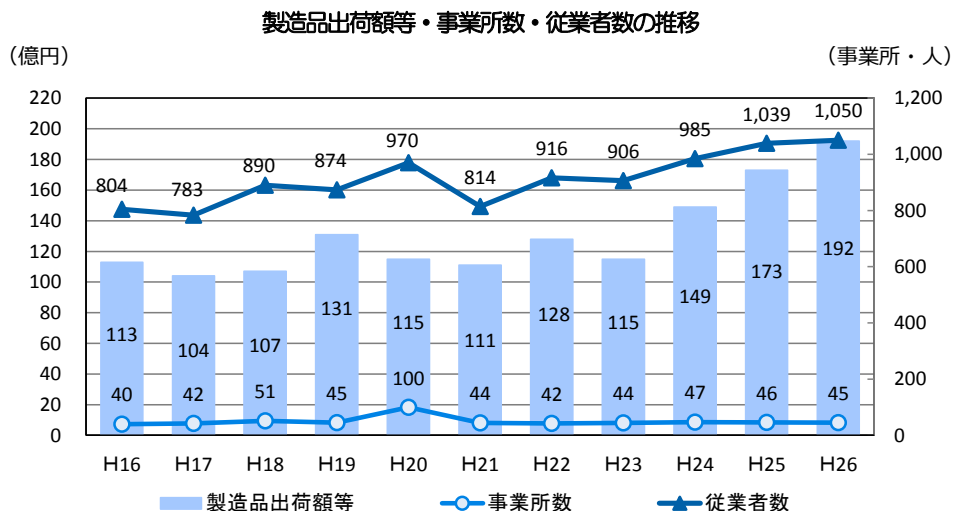
本市の製造業は、比較的規模の小さいものが多く、市内に分散立地している傾向がみられますが、各工場経営の改善と安定化を図ることが求められます。

○豊崎地区を中心とした工業地形成

豊崎地区においては「都市開発関連用地（製造・物流用地）」が確保され、製造・物流などの施設の立地が進められてきました。引き続き、豊崎地区を中心とした生産性の高い工業地の形成が期待されます。

○物流関連企業の誘致・集積

物流産業については、民間航空会社によるアジアを対象とした物流のハブ化事業が本格的に稼働しています。また、豊崎地区や国道331号周辺への物流業者の展開が進んでいることから、臨空や臨港立地優位性という本市の強みを生かし、「国際物流拠点産業集積地域」として物流産業集積への取組が必要とされます。



資料：工業統計調査

(1) 工場経営の安定化

工場経営環境の改善のため、豊見城市商工会などと連携して相談体制の充実や施設設備の近代化のための融資、後継者や経営者の育成などの支援を実施します。

また、「農商工連携※1」による本市の特産品の生産農家や販売者と連携した加工業の振興、本市独自の製造業の活用や体験型観光などの新たな取組による観光業との連携を促進し、工場経営の安定化を図ります。

(2) 豊崎地区を中心とした工業地形成

豊崎地区では、製造・物流などの工業施設の立地が進行し、新たな工業地が形成されています。住宅地や商業施設も隣接しており、住宅地などに配慮した施設整備や「地区計画※2」の遵守などを引き続き要請・指導するとともに、企業群の組織化など各種の経営支援を行うことで、豊崎地区を中心とした生産性の高い工業地の形成に努めます。

(3) 物流関連企業の誘致・集積

国や県「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策や企業立地促進法による企業立地促進制度及び「国際物流拠点産業集積地域」指定等を活用し、新たな物流関連産業の集積・拠点づくりに努めます。

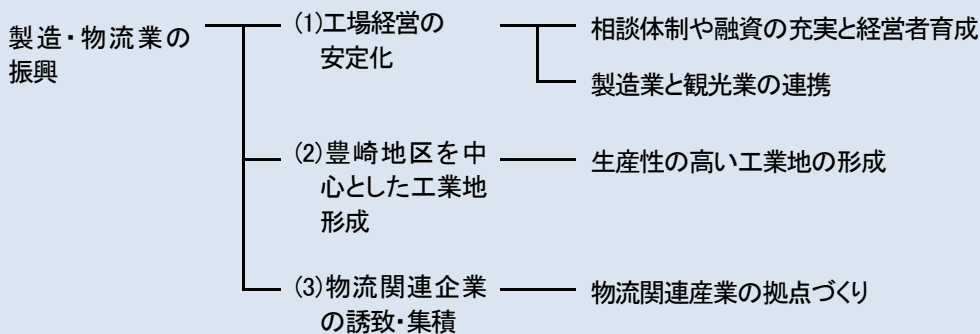
忠孝蔵 (忠孝酒造)



豊崎地区



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
製造品出荷額	115 億円 (H20 年度)	192 億円 (H26 年度)	225 億円
産業集積基盤整備地区 (与根地区) への企業立地数	—	—	10 件

【用語解説】

※1 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

※2 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

○観光資源の活用充実

本市は、瀬長島や豊見城城址およびその周辺などの豊かな自然、歴史文化、更に漫湖水鳥・湿地センターなど自然環境を活かした施設や商業施設など、多彩な観光資源を有しています。これらの観光資源を活かし観光拠点として充実を図るため、近年では瀬長島観光創出事業及び文化観光創出事業などに取り組んでいます。また、豊見城城址公園跡地においては、沖縄県による沖縄空手会館の整備や工芸の杜（仮称）の整備計画も進められています。こうした豊富な観光資源を活用し、観光振興と誘客を図ることが求められます。

○西海岸地域における観光拠点の形成

豊崎などの西海岸地域では、県土地開発公社が主体となった大規模開発事業（豊見城市地先開発事業）が実施され、住宅地や道の駅豊崎、アウトレットモール、レンタカーステーションの立地など、現在も観光関連産業や大型商業施設の誘致が進められています。

路線バスの充実や瀬長島交差点等の道路改良、将来は那覇空港まで接続される那覇空港自動車道（豊見城東道路）豊見城・名嘉地インターチェンジの開通など、観光振興をめぐる状況は明るく、国の優遇措置等活用するなど、さらなる発展に向けた観光拠点の形成に取り組む必要があります。

○新たな観光プログラムの展開

本市では、民間による工房見学や農業体験、漁業体験など、様々な観光体験プログラムがこれまで実施されてきました。また、地域の伝統的な祭りや伝統芸能、さらに各種イベントも開催されています。

近年の観光においては、「エコツーリズム」「健康・ウェルネス・医療」「スポーツ」など新たなツーリズムのニーズが高まっていますが、自然環境に囲まれた温暖な気候と、熱帯果樹や野菜など農産物が栽培され医療施設の集積もみられる本市においては、これらのニーズに対応しやすい環境であるといえます。

本市の地域特性を活かした、新たな観光プログラムの展開を検討し、他地域と差別化を図った観光振興を推進していく必要があります。

道の駅豊崎



豊見城市観光プラザていくま館



○情報発信や観光推進体制の強化

平成 20（2008）年 12 月には、「道の駅豊崎」が開業し、併設された「情報ステーション」では、本市を含む沖縄本島に関わる観光情報をはじめ、交通・気象・飛行機のフライトなどに関わる情報を提供しており、市役所の窓口と並んで、観光案内の施設として機能しています。また、平成 24 年に「豊見城市観光協会」が設立、平成 25 年には「豊見城市観光プラザていくま館」がオープンし、観光振興を牽引しています。

今後も、観光協会を中心に、市民・事業者・行政が連携し、観光情報の発信や PR を強化し、観光を推進する組織や人材の育成など、観光振興体制の充実を図る必要があります。

豊見城市観光ガイドマップ



現状と課題

地域特性を活かした産業創造のまちづくり

瀬長島



子宝岩



(1) 観光拠点の充実

瀬長島を中心とする西海岸や漫湖周辺の自然資源、また、豊見城城址及びその周辺、旧海軍司令部などの歴史・文化資源について適切に保全するとともに、沖縄空手会館、工芸の杜（仮称）なども含めて、観光拠点としての形成と充実を図ります。

観光資源の充実や観光需要の動向を踏まえて、宿泊施設の誘致も検討します。

施設や拠点間を有機的なネットワークとして結び、相乗効果を発揮させるため、幹線道路の整備や新設、「市内一周バス」などの路線バスの活用、歩行者の快適性の向上、外国人観光客を含むだれにとってもわかりやすい案内サインや観光マップの充実などを総合的に実施します。

(2) 西海岸地域における観光拠点の形成

豊崎などの西海岸地域については、那覇空港に隣接するアクセス性の良さやレンタカーステーション、情報ステーションが整備されているメリットを活かし、観光関連施設や商業施設等の誘致を推進するとともに、観光機能の集積強化を図ります。

豊崎地区は、大規模商業施設や道の駅豊崎、豊崎美らSUNビーチなどが立地しており、新しい観光拠点として最大限に活用します。また、瀬長島観光拠点施設をはじめ、水産業の拠点である漁港施設等、海域におけるマリンスポーツや釣りなども含め、観光機能の育成を図ります。

(3) 多彩な観光プログラムの提供

観光施設の整備にとどまらず、「工房見学」「農業体験」「漁業体験」など、市内に既に存在する産業を活用して、多彩な観光体験プログラムの提供に努めるとともに、そのためのPRや「豊見城市観光協会」等の連携・強化を図ります。また、県外や国外からの誘客、本市の地域特性を活かした「エコツーリズム」「健康・ウェルネス・医療」「スポーツ」など新たなツーリズムの促進を図ります。

集客に効果をもつ、音楽・スポーツ・祭り・伝統芸能などの各種イベントの開催を充実・支援します。「豊崎海浜公園」や「市民体育館」などの大規模施設を中心に、市内各所で開催できるよう推進します。

(4) 観光振興体制の充実

市民・事業者・行政など各々主体が、ホスピタリティ（来客をもてなす心）を持って本市の観光PRを推進するとともに、市のホームページや観光関連の資料・マップなどについて更なる充実を図ります。

情報発信に当たっての民間旅行者や市内の観光関連事業者などとのタイアップ（事業協力等）を推進します。また、市庁舎での案内や「道の駅豊崎」内にある「情報ステーション」、「豊見城市観光プラザていくま館」など情報発信拠点の充実を図ります。

豊見城市観光協会、沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）及び他自治体などとの連携を強化する他、各種観光プロモーションを強化するなど、観光情報の提供を充実します。併せて、イメージキャラクターや観光大使などの活用、県外の観光関連機関との連携の強化も図ります。また、経済のグローバル化の進展に伴い、アジアを中心とした海外からの観光客の誘客とPRの強化、外国人をターゲットとした観光メニューの開発や環境整備に努めます。

観光ボランティアの育成支援や、観光に係る人材や組織（豊見城市観光協会や観光関連NPOなど）の育成を促進するなど、地域の人材を活かした観光振興体制づくりを図ります。

沖縄空手会館



豊見城城址



施策と体系

施策の体系

観光・リゾート産業の振興

(1)観光拠点の充実

- 観光資源を核とした観光拠点の形成と充実
- 宿泊施設の誘致検討
- 観光施設や拠点間ネットワークの充実

(2)西海岸地域における観光拠点の形成

- 西海岸地域における観光機能の集積強化
- 西海岸地域における観光機能の育成強化

(3)多彩な観光プログラムの提供

- 体験プログラムの提供体制づくり
- 「エコツーリズム」「健康・ウェルネス・医療」「スポーツ」など新たなツーリズムの促進
- イベントの充実・支援

(4)観光振興体制の充実

- 観光関連情報提供体制の充実
- 事業者とのタイアップの推進
- 情報発信拠点の確保
- 観光PRの強化
- 海外向け観光メニューや施設の充実
- 観光に係る人材や組織の育成

地域特性を活かした産業創造のまちづくり

目標指標

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
観光地点等入込客数 (市内観光地点等(8カ所))	230万人 (市内観光地点等(6カ所))	462万人	467万人

第2節 新産業の育成・創出

○新技術による新たな産業

本市では、ICT（情報通信技術）の振興のため、平成18（2006）年度に「豊見城IT産業振興センター」を整備し、情報通信関連産業の新たな事業の創出および事業展開の促進に努めてきました。

しかし、施設が老朽化してきており、今後はその対応と、さらなる企業誘致に向け、新規の施設整備の検討も必要となっています。

地球環境問題の顕在化とともに、政府の支援もあって環境・エネルギー関連産業が成長しつつあります。本市でも、「豊見城市域新エネルギービジョン」を策定しており、環境・エネルギー関連企業の育成・誘致を推進していくことが求められます。

また、地域コミュニティの希薄化が問題となっているなか、新たに地域や社会の問題をビジネス手法により解決する考え方も生まれています。

○特産品などの活用

本市の主要特産品として、ウーヅ染め、琉球漆器、泡盛などがあります。

これらを市内外にPRするとともに、「農商工連携^{※1}」を図り販売促進や新商品開発を行うことで、付加価値のある新産業を創設・育成していく必要があります。

○経済のグローバル化

経済の「グローバル化^{※2}」が進行し、国際間競争の激化や中国やインドをはじめとするアジア諸国の経済的な台頭が著しくみられます。

本市においても、那覇空港からのアクセス性を活かし、物流・情報通信・観光産業など、経済の「グローバル化」に対応した産業の誘致と育成を推進していくことが求められます。

ウーヅ染め



琉球漆器



【用語解説】

※1 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

※2 グローバル化：社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大すること

(1) 新たな産業の育成

情報通信産業については、ICT（情報通信技術）の振興のため、さらなる技術革新の一翼を担う企業の誘致・育成に努めます。

また、民間との協働による地球環境問題への貢献に向け、豊見城市地域新エネルギービジョンなどを踏まえ、豊崎地区のレンタカーステーションや自動車関連企業の集積を活かした「エコカー^{※3}」の普及、「天然ガスコージェネレーション^{※4}」「風力発電」「太陽光発電」「太陽熱利用」「バイオマスエネルギー^{※5}」など、環境・エネルギー関連産業の誘致・育成を推進します。

地域によるまちづくりを進めるため、「コミュニティビジネス^{※6}」や「ソーシャルビジネス^{※7}」などの支援を検討します。

(2) とみぐすくブランドの構築

市内の農業・水産業・商業・製造業といった個別の産業振興に加え、相互が連携する「農商工連携」により、新産業の創出・育成を支援します。

「拠点産地」の認定を受けた高品質の「マンゴー」をはじめとする本市の特産品が、更に全国的に知名度を上げるように、豊見城市商工会と連携しとみぐすくブランド化の取組を推進します。

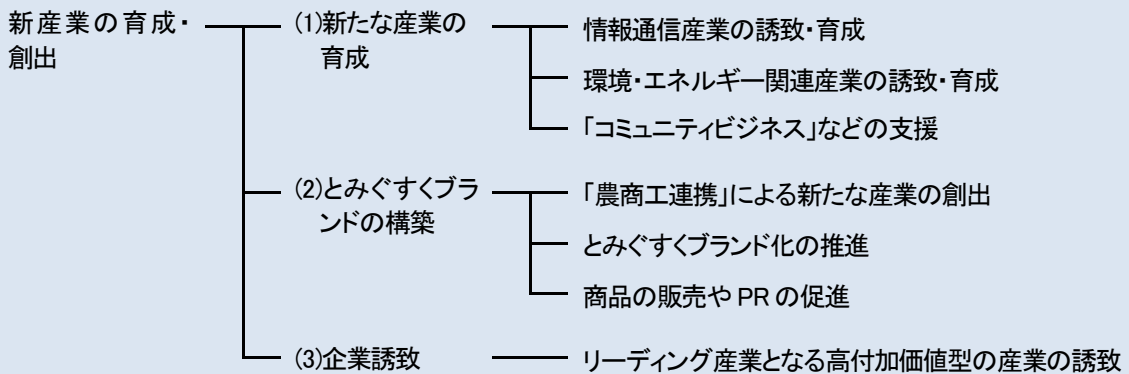
また、特産品に限らず、景観や動植物、人材など、幅広くブランド化可能な資源を調査・発掘し、新産業の育成に結びつけていきます。

さらに「道の駅豊崎」や「豊見城市観光プラザていくま館」などの観光施設や各種関連団体と連携し、商品の販売やPR、人材の紹介などに積極的に取り組みます。

(3) 企業誘致

那覇空港からのアクセス性の高さなどの立地特性を活かした物流関連企業の誘致に努めるとともに、特に立地条件の良い西海岸地域などを中心に情報通信や観光産業、ウェルネス産業など本県のリーディング産業となる高付加価値型の産業の誘致を推進します。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
情報通信関連企業の立地数	6件	8件	10件

【用語解説】

- ※3エコカー：電気自動車・ハイブリッドカーなど環境に優しい車
- ※4天然ガスコージェネレーション：天然ガスの燃焼による熱を動力や電力に変換し、その排熱を熱源として利用するシステム
- ※5バイオマスエネルギー：生物を利用したエネルギー
- ※6コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業
- ※7ソーシャルビジネス：社会的課題への取組を、継続的な事業活動として進めていくこと

雇用の安定と促進

○雇用環境の改善

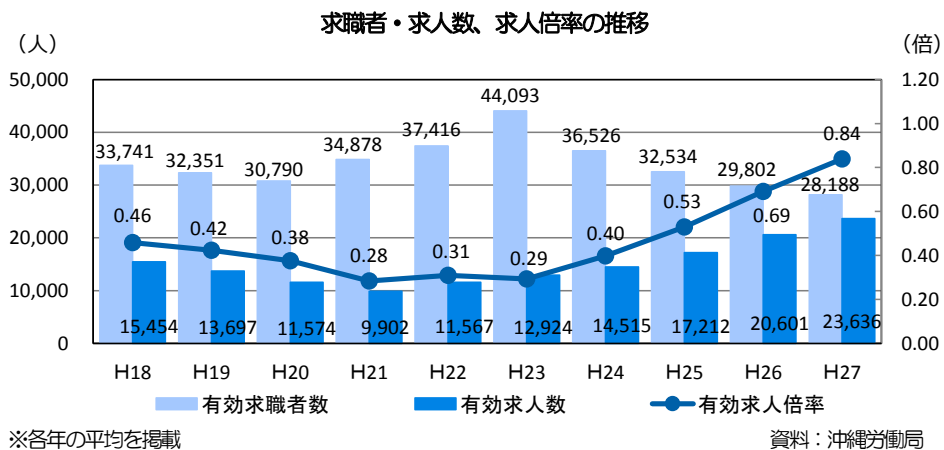
平成27年沖縄県有効求人倍率は、3年連続で復帰後最高を記録し、1倍台の達成が見えてきたものの、全国最下位の0.84倍となっており、全国の1.20倍とは、いまだに0.4ポイント程度の差が生じています。最近是好調な状態が続く沖縄経済ではありますが、有効求人倍率など雇用環境を全国と比較するといまだに厳しい状況となっています。

本市における産業全体としては、就業率や経営、雇用環境の不安定さなどが課題となっており、安定した雇用環境の改善を図る必要があります。

○雇用の創出と的確な人材育成

新規の雇用創出を図るため、市・豊見城市商工会・JAおきなわ豊見城支店・有識者からなる「豊見城市地域雇用創造推進協議会」を設置し、各種就労支援策の実施に努めてきました。今後は、商工会などと連携し創業支援事業計画の作成を行い、創業支援環境を整えていく必要があります。

また、就業前教育や働くことへの意識づくりを図るため、講演会や職場体験も実施していますが、産業振興施策と連携した企業誘致など雇用の創出を図るとともに、企業のニーズを踏まえた的確な人材育成の強化を図る必要があります。



豊見城市ふるさとハローワーク 求人情報検索窓口



豊見城市ふるさとハローワーク 職業相談・紹介窓口



(1) 雇用の安定

産業振興施策による企業の活性化を図るとともに、豊見城市商工会と連携し、長期的・安定的に雇用を創出してきた企業や雇用に積極的な企業への表彰、企業セミナーなどを実施し、企業を支援します。

「那覇公共職業安定所（ハローワーク）」などの関係機関との連携により、就業相談、職業訓練などの就労支援を充実します。また、「ふるさとハローワーク」の周知を行い、利用促進を図ります。

また、子育て家庭に対しては、働きながら子どもや家庭とのふれあいを大事にする機会を創ることができるよう、「ワーク・ライフ・バランス^{※1}」を推進し、就労環境や条件の改善を図る普及啓発や就労支援対策の充実に努めます。

(2) 雇用の創出

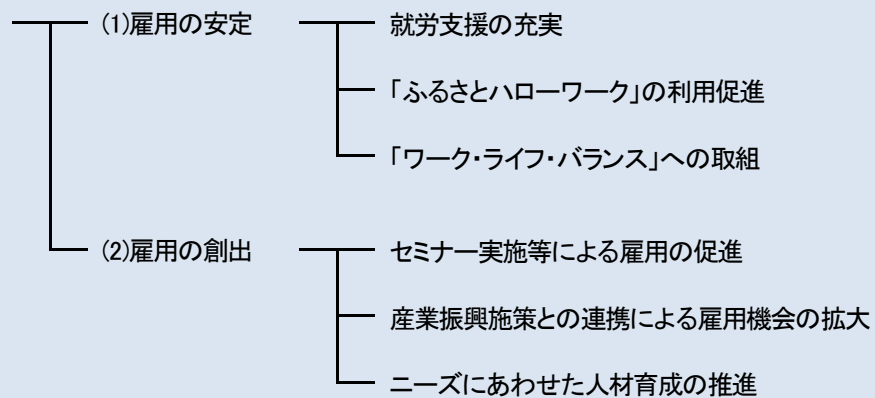
本市の企業などへの就職を応援するため、就職支援セミナーや市内企業へのセミナーなどを実施し、雇用の促進に努めます。

雇用の拡大と新規創出に向けては、既存事業者の活性化を支援するとともに、県などの関係機関と連携した企業誘致や、創業支援事業計画の作成に努めます。企業誘致に当たっては、内発的で持続的な発展のため、観光振興や新産業の創出などの他分野の施策との連携を図り安定的な雇用の継続と新規雇用の創出に努めます。

また、教育関連機関や民間事業者などと連携し、産業振興の流れや企業のニーズにマッチした人材育成を図ることで、雇用促進を支援します。

施策の体系

雇用の安定と促進



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市内の完全失業率	11.3% (H17年度国勢調査)	9.3% (H22年度国勢調査)	4.0%

【用語解説】

※1ワーク・ライフ・バランス：人生の各段階において仕事と家庭の調和を図る考え方

第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～



○土地利用の状況

本市の土地利用構成をみると、平成27(2015)年において畑が38%と最も多く、宅地が34%で続いています。本市は、自然環境や農地に囲まれた農村でしたが、近年では住宅を中心とした宅地化が急速に進行しており、既成市街地や各集落には住宅が広がり、幹線道路の沿道には商業施設の立地がみられるようになっていきます。豊崎地区では、県土地開発公社が主体となった大規模開発事業(豊見城市地先開発事業)が実施され、住宅地や道の駅豊崎、アウトレットモール、レンタカーステーションの立地など、現在も観光関連産業や大型商業施設の誘致が進められています。

急速な人口増による宅地化が進行したことで、農地と住宅の混在や、丘陵地への住宅の立地が進み都市基盤が不十分な地域もみられることから、秩序ある土地利用の展開を行なっていく必要があります。

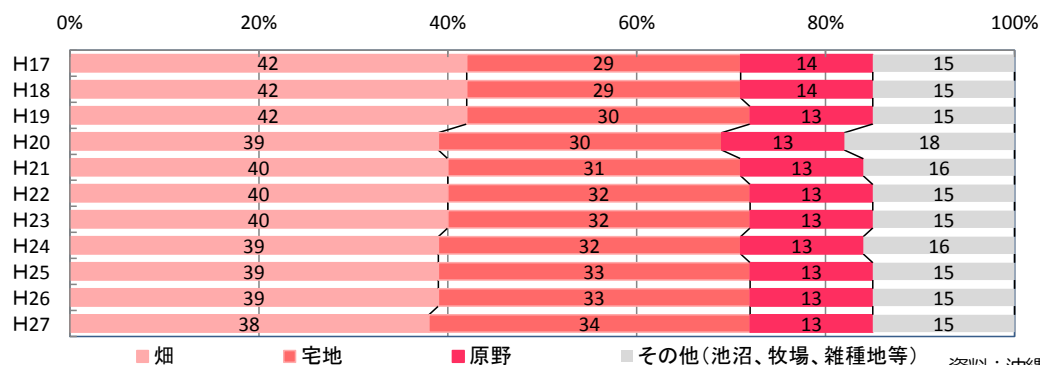
○土地利用規制の状況

本市は、都市計画法に基づく「那覇広域都市計画区域^{※1}」の一部に含まれており、上田地区を中心とする既成市街地と豊見城団地地区、そして豊崎地区が「市街化区域^{※2}」に指定されています。「市街化区域」には「用途地域^{※3}」が指定され、建築の用途・形態・高さなどに関する制限があります。それ以外の部分は「市街化調整区域^{※4}」であり「市街化を抑制すべき区域」となっていますが、実際には「開発許可^{※5}」などにより、都市的な土地利用が散発的に進行している状況です。

その他、漫湖及びその周辺に指定されている「鳥獣保護区^{※6}」「特別保護地区^{※7}(ラムサール条約登録湿地)」や、「農用地区域^{※8}」「保安林^{※9}」「漁港区域^{※10}」などが指定されており、各々に土地利用に関する規制があります。

今後も、これら土地利用に関する法規制に基づき、適切な土地利用を誘導していく必要があります。

土地利用構成の推移



資料：沖縄県

【用語解説】

※1 都市計画区域：一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域

※2 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

※3 用途地域：用途の混在を防ぐため、建築の用途・形態・高さなどに関する制限を行う地域

※4 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域

※5 開発許可：一定の要件に該当する開発行為について開発事業者等が許可を得て行うもの

※6 鳥獣保護区：鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域

※7 特別保護地区：湿地の保全に関する条約であるラムサール条約に基づき漫湖の水域に指定

※8 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね10年先を見越して農用地等として保全していくべき土地

※9 保安林：森林法に基づき、公益目的を達成するため伐採や開発に制限を加える森林

※10 漁港区域：漁港の維持、保全を行う区域

(1) 土地利用方針の明確化

将来都市構造を基本に、都市と農村と自然が調和した効率的で住みやすいまちの形成を図ります。

また、土地利用の大枠を定めた豊見城市国土利用計画や、土地利用方針など都市計画のあり方を示す豊見城市都市計画マスタープランの市民への周知を図り、必要に応じて見直しを行います。

優良農地の保全と農業振興に向け、農業振興地域における農用地区域を定める豊見城農業振興地域整備計画においても、市民への周知を図り、適切な時期に見直しを行います。

(2) 土地利用の規制・誘導

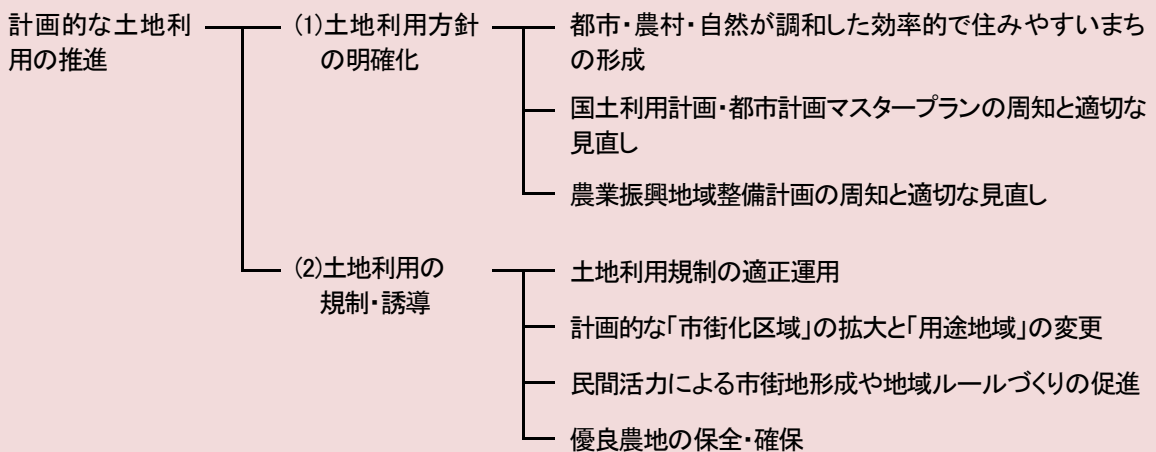
都市計画法における「区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）」、「用途地域」及び「地区計画^{※11}」などの土地利用の規制に関わる基本的な制度を、県との役割分担の下、適正に運用していくとともに、「用途地域」及び「地区計画」の遵守のため、啓発や広報に努めます。

また、既成市街地の土地利用の推進を図りつつ、都市化の動向や市民ニーズを踏まえ、土地利用方針を定めた計画的な「市街化区域」の拡大や「用途地域」の変更等を検討します。

市街地整備に当たっては、民間活力の活用を努めつつ、「土地区画整理事業^{※12}」や「地区計画」などを活用した計画的な市街地形成を促進・検討していくとともに、地区計画の申出制度の活用などにより「地区計画」や「建築協定^{※13}」などのまちづくりにおけるルールづくりを推進します。

「農用地区域」を中心とした優良農地の保全と有効利用を図りつつ、その除外に当たっては特に計画的な土地利用の誘導に努めます。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
国土利用計画の改定	第3次計画を策定 (H14年12月)	第4次計画を策定 (H24年3月)	見直し
都市計画マスタープランの改定	現計画を策定 (H21年3月)	素案作成	見直し

【用語解説】

※11 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※12 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

※13 建築協定：地権者間、地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定

○豊見城市の「まちの顔」の形成

本市では、都市計画に基づく市街地開発事業として「豊見城土地区画整理事業」及び「宜保土地区画整理事業」が完了しました。また、「中心市街地土地区画整理事業」については、「土地区画整理事業^{※1}」の規模を縮小し、代替事業による整備を進めています。

しかし、上田交差点付近の「中心市街地」では、土地の高度利用化が未だ十分でないなどの課題があり、賑わいと魅力にあふれる豊見城市の「まちの顔」を形成していく必要があります。

○市街地の拡大

昭和55（1980）年に「豊見城団地」が「人口集中地区（DID）^{※2}」の要件を満たして以降、本市の「市街化区域」は拡大しています。「市街化区域^{※3}」では住宅を中心に商業・業務など都市的な土地利用が図られています。

今後も、市民の生活環境の維持・向上に向け、土地利用の規制・誘導や必要な生活基盤の整備・充実により、計画的に市街地を形成していく必要があります。

中心市街地



豊見城団地改良住宅



○景観まちづくりの視点

本市には、瀬長島などの西海岸一帯やとよみ大橋と漫湖周辺、丘陵地とグスク群、豊崎地区などの新市街地や昔ながらの集落地の田園風景など、様々な景観資源が存在しており、特徴ある景観を形成しています。

これら特徴ある景観を保全・活用し、優れた都市景観を形成していくため、本市では平成25（2013）年度から平成27（2015）年度にかけて、景観法に基づく豊見城市景観計画（案）を作成したところです。

今後は、景観条例の制定や景観形成重点地区の指定等を行い、市民、事業者、行政がともに景観まちづくりに取り組む必要があります。

【用語解説】

- ※1 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業
- ※2 人口集中地区（DID）：都市としての市街地の規模を示す指標。基本単位区の人口密度が4,000人/km²以上かつ隣接した基本単位区の合計人口が5,000人以上となる地区
- ※3 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

景観まちづくり塾 グループディスカッション



景観まち歩き



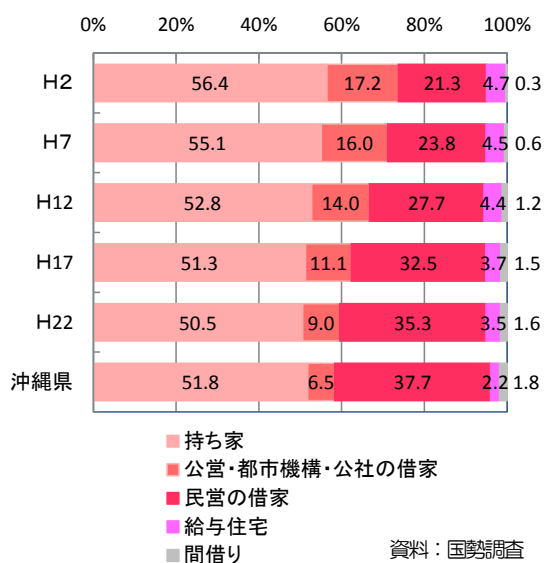
○快適な住環境づくり

本市では、持ち家世帯の割合が約半数を占めていますが、核家族化の進展や市外からの流入によりマンションなどの民営借家が39%を超え、近年急速に増加しています。

本市では、平成16(2004)年度から平成24(2012)年度にかけて、豊見城団地地区に住宅地区改良事業を導入し、老朽化した団地の建替えなどを行いました。

今後も、既存の住宅地の改善や公営住宅の維持・管理はもちろんのこと、人口の増加や高齢社会の更なる進展を見据え、多様な住居ニーズに応じた住環境の整備が必要です。

住宅所有関係別世帯割合の推移



公営賃貸住宅の状況

団地名	棟数	戸数	建築年度
県営住宅	19	1,445	
上田団地	3	128	H23
渡橋名団地	2	253	H17
豊見城団地	2	100	H24
真玉橋市街地住宅	3	287	S62
豊見城高層住宅	3	140	H5
翁長高層住宅	1	128	H7
豊見城団地県改良住宅	5	409	H21
市営住宅	6	419	
豊見城団地市改良住宅	6	419	H22
合計	25	1,864	

※平成28年9月末現在

資料：都市計画課

(1) 豊見城市の「まちの顔」の形成

市民の誰もが集い、にぎわいと安らぎを感じる求心性のある「まちの顔」づくりを進め、土地の高度利用化を図ります。特に、上田交差点周辺の「中心市街地」の形成に努めます。

また、引き続き「中心市街地土地区画整理事業」の代替事業として、街路事業や地区計画を中心とした整備を推進していきます。

中心市街地（上田交差点周辺）



新庁舎完成イメージ



饒波川線外1線完成予想図



谷口線太平橋



(2) 市街地の計画的なまちづくり

生活道路における歩道の整備や植栽、段差解消などのバリアフリー化※1、サインや街灯などの公共空間の充実策を、総合的に展開します。

地区の特性を踏まえた地区計画の導入などにより、建物のデザインや高さ、形状などについて、各々にふさわしい土地利用の規制と誘導を推進します。

また、県道 11 号線、県道 68 号線及び国より沖縄県に移管される国道 331 号の拡張整備に伴い、沿道の高度利用の促進を図ります。

(3) 景観まちづくりの推進

とみぐすくの前風景ともいえる田園景観などの保全・形成に努めるとともに、市街地や集落地においては、地域特性に応じた景観の創造に努めます。

これらを損ねることがないように、周辺地域における土地利用の規制・誘導にも配慮するとともに、景観まちづくりの周知に努め、市民の景観に対する意識の向上を図ります。

また、特に良好な景観の誘導を図る必要がある地区については、豊見城市景観計画に基づき景観形成重点地区指定に向けて取り組んでいきます。

【用語解説】

※1バリアフリー化：段差などの障害の除去

(4) 快適な住環境づくり

長寿命化計画を策定し、市改良住宅の適正な維持管理を行なっていきます。また、市内の県営住宅の適正な維持管理を要請していきます。

また、民間における各種の優良な住宅に対する認定制度などを紹介・普及するなど、市内の住宅全体の質の向上に努めます。

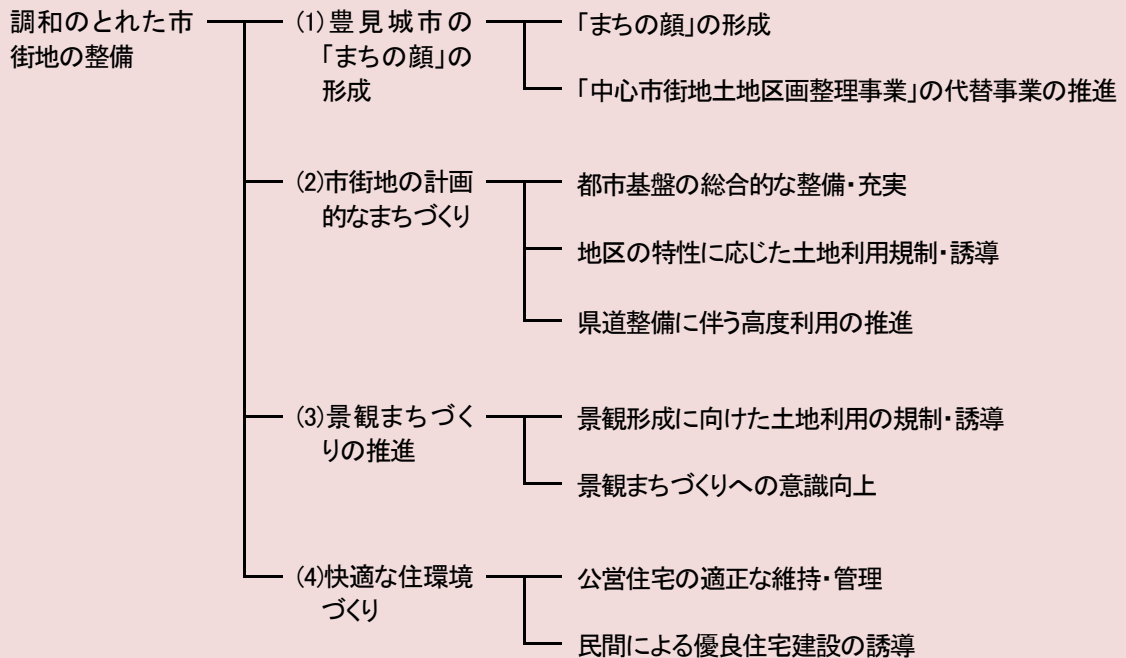
豊崎の住宅地



豊見城団地周辺



施策の体系



調和のとれた市街地づくり

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
中心市街地土地区画整理事業(代替事業)	代替手法の検討	代替手法の決定・事業化	事業実施
地区計画等のきめ細かなルールづくり	2地区 (宜保地区、豊崎地区)	3地区 (宜保地区、豊崎地区、豊見城・高安地区)	4地区 (宜保地区、豊崎地区、豊見城・高安地区、豊見城地区)

○幹線道路網の整備状況

本市の主要な幹線道路には、国道3路線及び県道6路線があり、本市の広域的な自動車交通の多くを処理しています。近年では、高規格道路（高速道路）である那覇空港自動車道（豊見城東道路）や豊崎地区への国道331号豊見城道路が供用開始したことにより、広域交通の利便性が飛躍的に向上してきています。

しかし、都市を形成する上で重要な「都市計画道路^{※1}」として21路線が定められているものの、改良率は71.5%（平成26（2014）年3月）にとどまっています。また、幹線となる市道（1級・2級など）の改良状況も58.9%（平成26（2014）年4月）であり、道路の整備が人口増による都市化の進展に追いついていない現状も一部見られます。

○安全で快適な生活道路の確保

生活道路網の整備水準は、埋立てによる開発を行った豊崎地区や「土地区画整理事業^{※2}」を実施している宜保地区、豊見城地区といった計画的な市街地開発が実施された区域では高いものの、急速な宅地化が進行している地区など、その他の地区では比較的低い状況にあります。また、生活道路整備に対する市民の期待も高いものとなっています。

市民の生活に密着している住宅地内の市道や集落内道路などにおいては、適切な整備・改良や維持・管理を実施していくことが求められます。

国道331号豊見城道路



市道の整備状況

単位：m、%

	実延長	改 良 済		未 改 良		改良率
		5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上	5.5m未満	
1 級	31,913	18,595	1,612	137	11,569	63.3
2 級	14,576	6,600	2,529	702	4,745	62.6
その他	94,187	28,101	25,474	4,215	36,397	56.9
計	140,676	53,296	29,615	5,054	52,711	58.9

※平成26年4月現在

資料：道路施設現況調査

【用語解説】

※1 都市計画道路：「都市計画法」に基づき「都市計画決定」を行い整備する道路

※2 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

(1) 幹線道路網の整備

那覇空港自動車道的那覇空港への延伸などにより増加が予想される広域的な自動車交通処理機能を担う幹線道路網については早期整備を要請し、交通渋滞の緩和・解消を図ります。

沖縄県が実施している本市の東西の中心軸となる県道 11 号線及び県道 68 号線の改良を促進します。また、県道東風平豊見城線の整備を促進するとともに、隣接する南部市町とのアクセス性の向上を図るため、東西の幹線道路の強化などを要請します。さらに、那覇空港自動車道の高架下の有効利用について、検討していきます。

市内の渋滞状況、将来の開発計画等を踏まえ、幹線となる市道については計画的かつ効率的に整備を進めます。また、市道の長寿命化を図るとともに、適正な維持管理に努めます。

各道路の特徴や機能に応じた歩道や街路樹、街路灯の整備、案内サインの充実などによる良好な道路景観の形成に努めます。また、幹線道路沿線においては、地区計画を定める際の壁面後退など土地利用の適切な規制・誘導により、道路と民地が一体となった景観の形成に努めます。

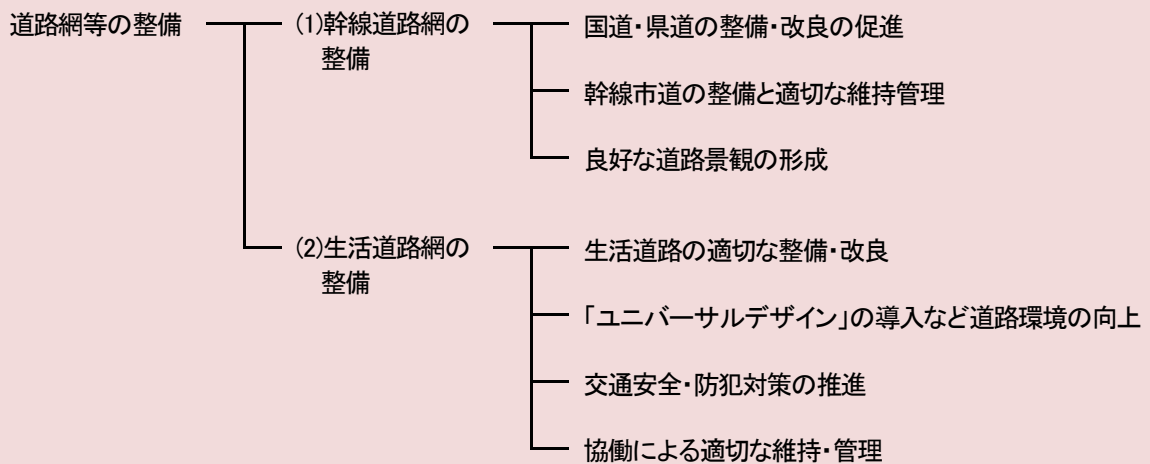
(2) 生活道路網の整備

道路幅員や隅切りの確保、歩車道の分離、行止り道路の解消など、生活道路（住宅地内の市道や集落道など）の危険箇所から順次整備・改良を実施し、幹線道路と連絡する有機的なネットワークを計画的に形成します。

段差の解消など、だれもが利用しやすい「ユニバーサルデザイン^{※3}」を推進し、道路環境の向上に向け取り組みます。特に、スクールゾーンや福祉施設周辺、住宅地内などでは、「コミュニティ道路^{※4}」の推進や歩道設置などの交通安全対策等を実施します。

また、市道については適切な維持管理に努めるとともに、美化活動など市民と協働の取組を推進します。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市道改良率	51.1% (H21年4月)	58.9% (H26年4月)	60.0%

【用語解説】

※3ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

※4コミュニティ道路：蛇行や曲り角などにより自動車の速度を落とさせ、歩行者の安全性や快適性を考慮した歩行者優先道路

○バス事業の状況

平成 14（2002）年の「市内一周バス」の運行開始、豊崎地区の発展に伴う路線バスの延伸など、本市のバス路線は徐々に充実してきており、利便性が向上しています。

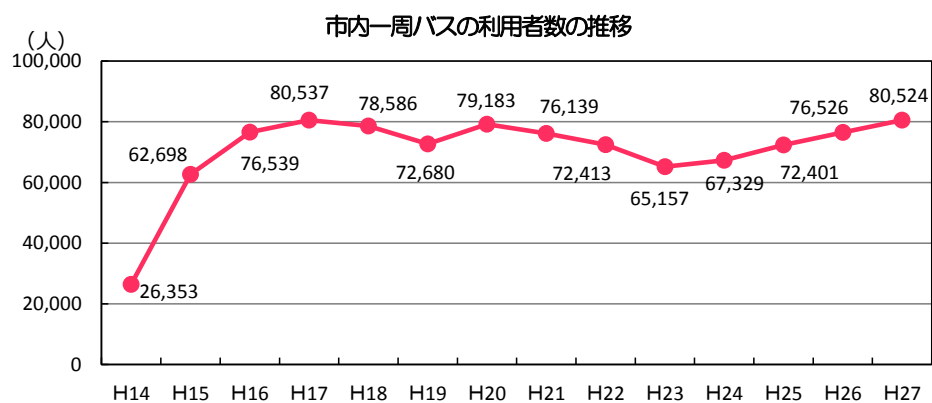
本市では自家用車への依存度が高く、地域によってはバスの停留所までの距離があるなど、必ずしも満足すべき状況にはありません。バス事業の維持・充実や「交通弱者（高齢者・障害者等の車を運転できない人）」の利便性向上などに向け、バスが利用しやすい環境づくりをバス事業者と連携して進めていく必要があります。

○新しい公共交通システム導入の検討

路線バスを運営しているバス事業者においては、いずれも厳しい経営状況にある中、国や県、民間事業者と連携を図りつつ、沖縄県で検討されている鉄軌道計画を踏まえ、本市でも新しい公共交通システム導入の検討を行っていく必要があります。

○公共交通利用への転換

バス事業等の公共交通を維持・充実し、交通渋滞緩和や環境負荷を軽減するためには、自家用車への過度な依存から公共交通利用への転換を、行政・市民が意識的に進めていくことが求められます。そのためには、公共交通が利用しやすいまちづくりや市民の意識啓発など、総合的な取組が必要となります。



※各年度ともに前年10月から当年9月まで
※平成14年4月1日より運行開始

資料：協働のまち推進課

市内一周バス



市内一周バスルート図



(1) バスサービスの維持・充実

バス事業者をはじめとする関係機関と連携して、バスルートの検討や、停留所をはじめとする施設の充実、ICT（情報通信技術）を活用するなどした運行情報の提供、利用促進キャンペーンなどを支援します。

那覇市や那覇空港へのアクセス性向上の観点から、「沖縄都市モノレール ゆいレール」との接続性の維持にも努めます。

(2) 新しい公共交通の検討

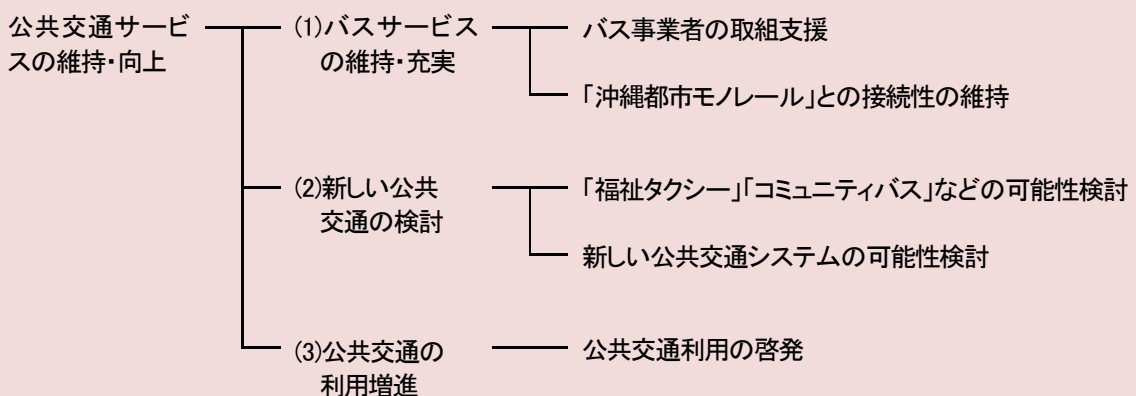
バスの停留所から離れた「公共交通不便地域」に居住する人や高齢者・障害者等の「交通弱者」のため、法令の規制緩和などの流れを踏まえつつ、「福祉タクシー^{※1}」や「コミュニティバス^{※2}」といった交通機関の導入の可能性を検討します。

本市における公共交通の現状把握及び課題の整理を踏まえ、周辺市町や関連機関と連携し、「LRT^{※3}」などの新しい公共交通システムの導入可能性について調査・検討を行います。

(3) 公共交通の利用増進

沖縄県やバス事業者などと連携して、不要不急の自動車利用の抑制とバス・自転車利用促進のキャンペーン、バス利用者へのインセンティブ（優位性）の付与などを検討し、環境や人にやさしいまちづくりと、自家用車に過度に依存した現状の改善に努めます。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市内一周バスの利用者数	65,000人	80,000人	93,000人

【用語解説】

- ※1 福祉タクシー：身体障害者や高齢者など、移動に大きな制約を伴う人々を対象にするタクシー
- ※2 コミュニティバス：地域住民の交通の利便性向上を目的に、地方公共団体が運行に関与する乗合バス
- ※3 LRT：Light Railway Transit 欧米や富山市等で導入されている近代的な路面電車

○公園・緑地の整備状況

本市で供用開始している都市公園^{※1}は県営公園1箇所を含む35箇所です。近年、豊崎海浜公園や豊崎都市緑地、わんぱく広場、豊崎にし公園、そして宜保ふるじま公園が新規に整備されたことから、平成27(2015)年度末現在の市民1人当たりの公園面積は6.88㎡/人と、整備水準は改善されてきています。

また、都市公園とは別に、集落地域における農村公園が5箇所あり、民間事業者による宅地開発に伴い設置された小規模な公園もあります。

今後も「みどりの基本計画」等に基づき、市民の憩いの場として都市公園や農村公園などバランスのとれた計画的な配置や緑地の創出を図っていく必要があります。

○公園・緑地の維持管理

環境美化ボランティア活動支援制度により、地域住民の公園内の維持管理(除草・清掃など)の機会も増加してきています。また、指定管理者制度^{※2}を活用した、効率的な公園管理を行なっています。

しかし、今後は老朽化が進む公園施設の修繕にかかる費用が増大することが予想されることから、公園利用者の安全安心を図るとともに、将来の改築に係るさらなるコストの低減を図ることが重要となっています。また、市民や事業者と連携して、適切な公園・緑地の維持管理を継続していくことが必要です。

都市公園の整備水準

	都市公園合計		都市計画 区域内人口 (千人)	1人当たり 公園面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)		
豊見城市	34	42.67	62	6.88
沖縄県計	783	1,480.00	1,370	10.80
全国計	106,849	124,125.00	120,509	10.30

※平成27年度末現在

資料：沖縄県

豊崎海浜公園(豊崎美らSUNビーチ)



【用語解説】

※1 都市公園：「都市公園法」に基づき設置する公園

※2 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

(1) 都市公園の整備

長嶺グスク周辺は、歴史・文化的資源として活用を図りながら、一帯の斜面地の維持・保全に努め、都市公園としての公園整備に努めます。

「みどりの基本計画」等に基づき、市内の各地でバランスのとれた公園の配置に努めます。また、親水公園・歴史文化公園・花のある公園・農村公園など、地域特性に合った個性ある公園の整備に努めます。

公園づくりに当たっては、計画段階からの市民参加を推進します。

(2) 小公園・広場・緑地の整備

都市公園など根幹的な公園整備を着実に進める一方で、民間事業者による宅地開発に伴い設置される公園・緑地、道路わきや集落内の小空間などを活用して、小公園や小広場の整備も検討します。

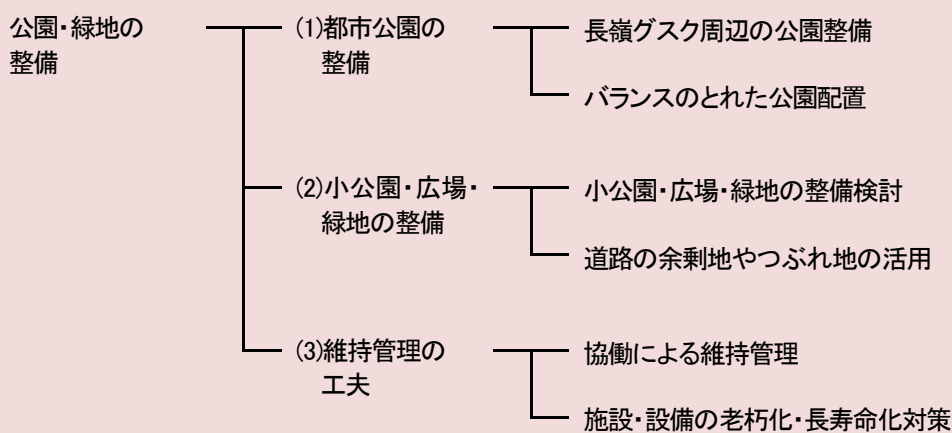
生活道路の余剰地やつぶれ地などを利用し、ベンチの設置や木陰をつくる樹木を植栽するなど、市内各所に「一息つける空間」の整備を検討します。

(3) 維持管理の工夫

指定管理者制度の導入など市民や事業者との連携により、公園・緑地における日常的な維持・管理に努めます。

公園長寿命化計画に基づく老朽化施設・設備の修繕や長寿命化対策を講じるとともに、計画の見直しを行います。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民1人当たり都市公園面積	5.91 m ² /人	6.88 m ² /人	7.2 m ² /人
都市公園面積	33.71ha (平成21年度末)	42.67ha	48.27ha

水の安定供給

○水道水の供給と施設整備の状況

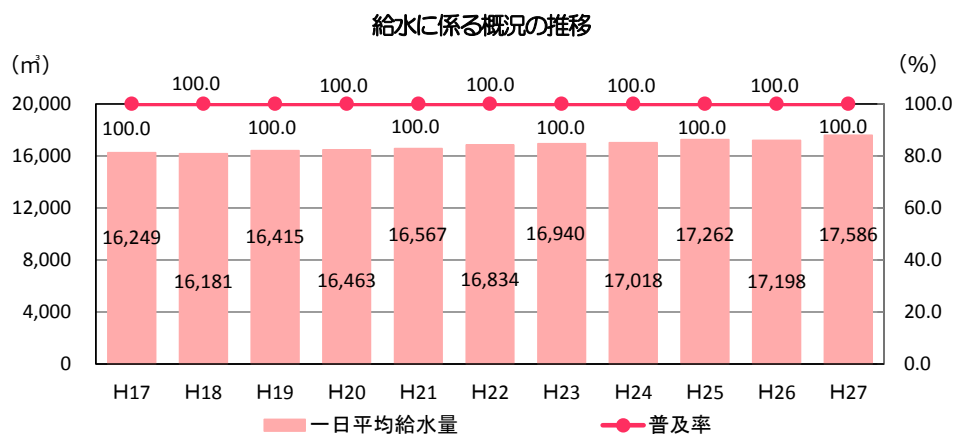
平成 27 (2015) 年度における1日平均給水量は 17,586m³であり、沖縄県企業局から受水し市全域に供給しています。

本市では、都市の発展や人口増に伴い給水量は増加していることから、水道事業の拡張計画を継続し、近年は平成 28 (2016) 年度を目標年度とした豊見城市水道事業中長期計画に基づき、配水池やポンプ場などの施設の整備、配水管の敷設と老朽化対策、漏水対策、耐震化などの基盤整備を進めるとともに、水質の安全性確保のための水質検査などを行ってきました。

今後も、人口の推移や宅地の拡大などによる水需要の動向を踏まえつつ、計画的な施設整備や水質の安全確保などを行うことにより、安全な水道水の供給に努める必要があります。

○限られた水資源の有効利用

本市において人口増と宅地の拡大が続くなか、限りある水資源の有効利用を図るとともに、行政や市民・事業者などの利用者側に対して「節水」意識の啓発を図る必要があります。



中央監視施設



渡橋名配水池



(1) 水道水の安定供給

豊見城市水道事業中長期計画に基づき、増加する人口や宅地の拡大などの需要に応えるとともに、災害時のライフラインを確保するための耐震化や長寿命化を考慮した施設整備・老朽化対策、配水池やその他給水関連施設の維持や管理、水質の定期検査などを実施し、安全な水道水を安定的に供給します。

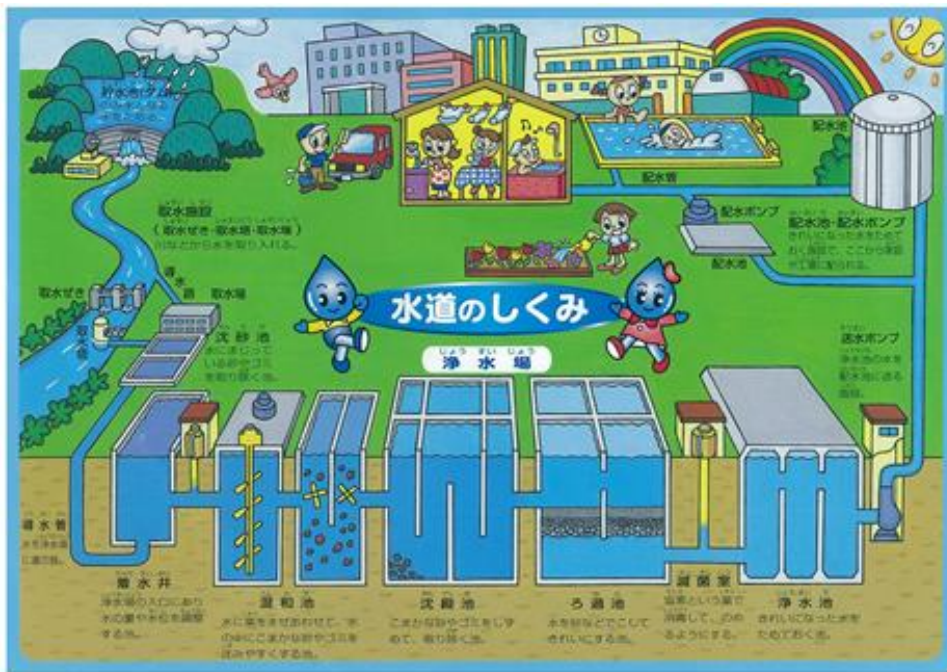
また、漏水調査を実施し、「有収率（有効に供給できる割合）」の向上に努めます。

(2) 水の有効利用の推進

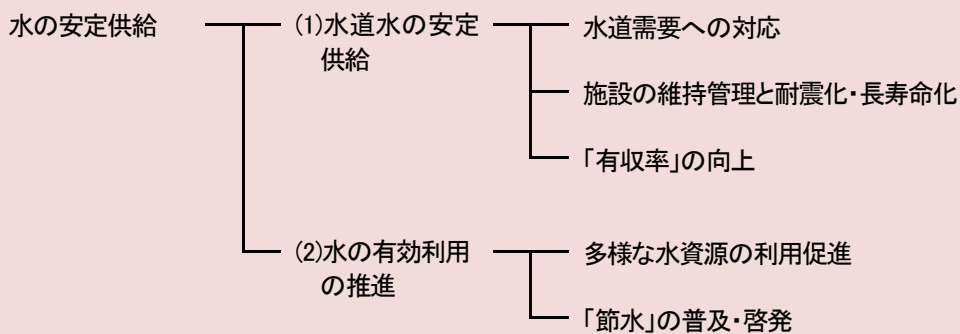
雨水利用の推進など、多様な水資源の利用に努めます。

「水は有限な資源である」という認識に立って、水の有効利用と「節水」の普及・啓発活動を推進します。

水道のしくみ



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
有収率	94.9%	96.46%	96.5%

○公共下水道（汚水・雨水）充実の必要性

本市の下水道整備については、昭和56（1981）年度に、公共下水道の整備事業に着手し、昭和60（1985）年10月から供用を開始しました。平成27（2015）年度末現在、全体計画面積924.3haのうち557.9haが供用開始しており、計画面積に対する整備率が約60.4%、人口普及率が約73.1%となっています。

豊崎地区の整備はほぼ完了し、今後は内陸部の市街地における未整備地域の早期整備を図る必要があります。

また、下水道施設の一部においては耐震化や長寿命化に考慮した老朽化対策が必要とされ、平成26（2014）年度に長寿命化計画を策定、平成27（2015）年度には長寿命化の実施設計を完了しました。今後、これらに基づく経年管の更生や改築などを計画的に実施していく必要があります。

近年、集中豪雨が多発し、本市でも浸水被害がみられるため、雨水排水については、充実した施設（雨水管など）を整備していく必要があります。

また、経営状況や資産状況を明確にし経営健全化を図るため、公営企業会計への転換や組織統合に向け、取り組む必要があります。

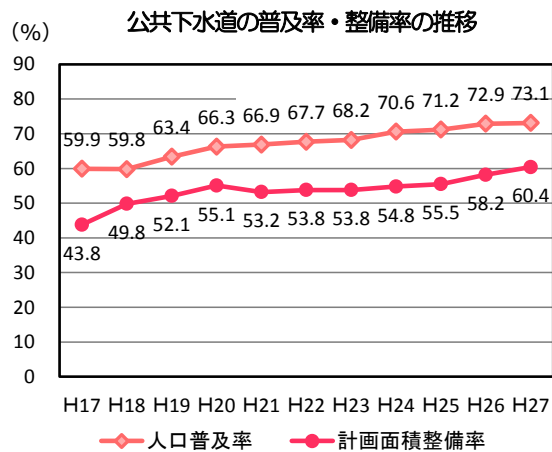
○農業集落排水施設の維持と整備検討

平成15（2003）年度に、保栄茂・翁長地区で農業集落排水施設整備事業を完了し、施設等の維持管理を進めてきましたが、施設の老朽化にともない、より多くの修繕が必要になることが予想されることから、平成27（2015）年度には劣化状況等を踏まえて施設機能の保全に必要な対策等を定める「最適整備構想」を策定しました。今後は、同構想に基づき施設機能の保全等を図るとともに、接続率の向上を図る必要があります。

○浄化槽設置の啓発

生活排水の処理施設として、「公共下水道」「農業集落排水」とともに「浄化槽」があり、大きく「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽※1」の2種類に分かれます。

浄化槽の設置者には一定の維持管理の義務が生じる一方で、浄化槽の設置に対する補助制度があります。本市で「浄化槽」を使用している家庭や事業所の大半は「単独処理浄化槽」となっており、生活雑排水は未処理のまま河川へ放流されている状況にあるため、「合併処理浄化槽」の設置を進めていく必要があります。



※各年度とも3月31日現在
※平成21年度に計画面積を拡大したため整備率が下がっている
資料：沖縄県

【用語解説】

※1 合併浄化槽：尿尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽は尿尿のみを処理する設備

(1) 公共下水道（汚水・雨水）の整備

公共下水道の計画区域において、汚水処理のための下水道施設の新規整備を段階的に推進します。今後は県道等の整備状況、社会情勢の変化や人口動態・分布の見通しを考慮し、効率的な施設整備に努めていきますが、基本的には市街地における未整備地域の早期整備を図ります。また、老朽化が懸念されている汚水管や中継ポンプ場などの施設について、長寿命化計画等に基づく管路施設の計画的な整備・改善を推進します。

公共下水道への接続環境が整っている区域では接続を啓発・要請し、接続率の向上に努めます。また、浸水被害など対策が必要な箇所について、雨水管などの施設整備に努めます。

下水道事業の効率化及び安定化のため、公営企業会計の適用や上下水道の組織統合に向けた関係機関との協議をすすめます。

(2) 農業集落排水施設の活用

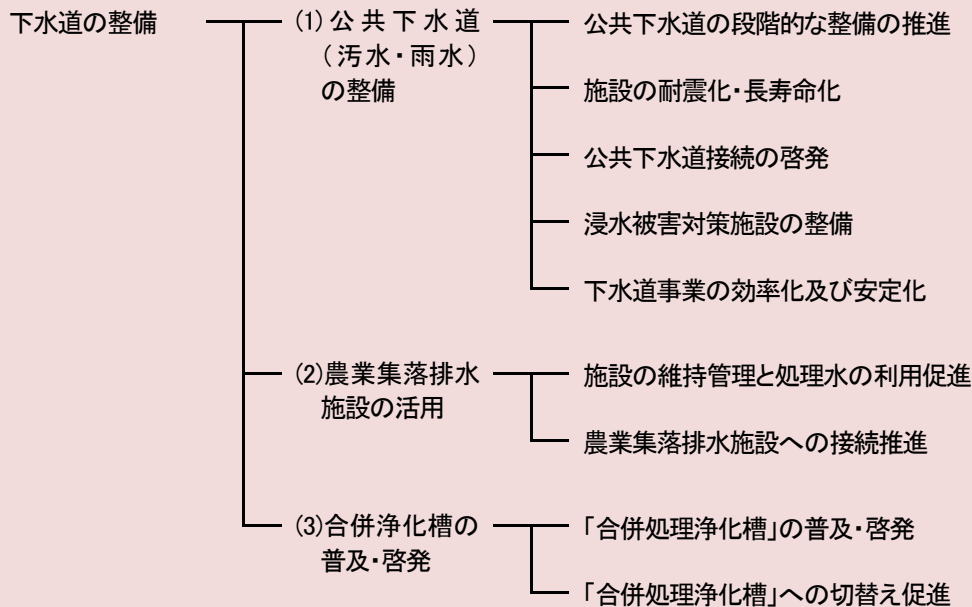
最適整備構想に基づく施設の適切な維持管理を行うとともに、処理水の農業用水としての利用を促進します。また、施設整備の趣旨を啓蒙して、農業集落排水施設への接続を推進します。

(3) 合併浄化槽の普及・啓発

公共下水道や農業集落排水施設の計画区域外では、補助制度を活用した「合併処理浄化槽」の設置を普及・啓発し、適切な汚水処理・排水処理を推進します。

また、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」への切替えを促進します。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
下水道整備面積（汚水）	492ha	557ha	560ha
下水道整備面積（雨水）	400ha	427ha	437ha

第7部 計画の推進のために ～行財政改革分野～



行政運営の工夫

○行政サービスの質の向上

市民ニーズを積極的に考え、率先して取り組むことを前提とし、窓口業務の改善や効率化、市民が「実感できるサービス満足度」の向上をめざして取り組んでいます。また、一課一改善運動を組織で実施し、職員が自主的、継続的に取り組んでいます。日常の行政サービスの中心となる市庁舎は、市民の利用に当たっての利便性の確保、職員の業務効率の向上を図る観点から、上田交差点付近に新庁舎の建設を行っており、平成 30（2018）年3月に完成予定となっています。

人口増加や高齢化の進行などにより、市民ニーズはさらに高まり、また多様化していることから、きめ細やかな行政サービスを充実していく必要があります。

○電子行政の推進

情報通信技術の発展と情報通信ネットワークの普及により本格的な高度情報化社会にある現在、ICT※1を活用した行政サービス・行政運営を図ることで、より便利で効率的な行政サービスを提供していくとともに、情報システムのクラウド化とセキュリティ強化を図るなど、電子行政を一層推進する必要があります。

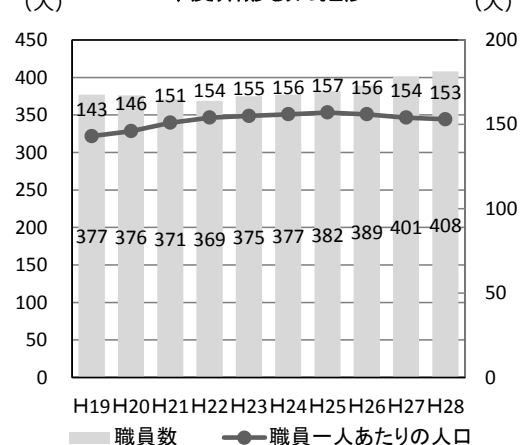
○行政組織の状況

本市の職員数は、平成 28（2016）年4月現在で408人です。「最小の経費で最大の効果を実現」するために定員管理を実施して効率的な人員配置を進めてきた結果、類似団体より少ない職員数を実現しています。今後は「地域主権改革」に伴う自治体の自由度が高まるなか、多様化する市民サービスや行政課題に対応するためには、簡素で効率的な組織体制の整備に努め、事務の効率化、業務の統廃合を含めた組織機構の見直しを推進し、人的資源の最適量の確保を図る必要があります。

新庁舎完成イメージ



市役所職員数の推移



※各年度とも4月1日現在

資料：人事課

【用語解説】

※1ICT：情報（information）や通信（communication）に関する技術（Technology）の総称

※2クラウド化：データを自分のパソコンや携帯電話ではなく、インターネット上に保存する使い方やサービスのこと

○人材育成の必要性

本市では、平成 18 年（2006 年）2 月に策定した「豊見城市人材育成基本方針」の総合的な見直しを行い、平成 28 年（2016 年）2 月に改訂しました。この基本方針において、目標とする職員像を「総合力を高め市民に信頼される職員」と定め、その実現に向け、職員研修の充実、適正な人事管理及び心身の健康管理に努めています。

研修については、市独自企画による研修のほか、「市町村職員研修センター」や「市町村アカデミー」などの研修所へ職員を派遣しています。また、勤労意欲の高揚及び職務能力の向上並びに組織の活性化を図ることを目的に、平成 28 年度（2016 年度）より「人事評価制度」の本格運用を開始しています。

職員の意識や能力の向上は、行政サービスの推進を図る上でも重要となりますので、引き続き、人材育成に努めていく必要があります。

○民間活用の必要性

市民の複雑多様化するニーズに対応するため、常に良質な行政サービスを提供する必要があります。今後は、行政の活動範囲を明確化しながら、最適な担い手（実施主体）の見直しを行い、専門性を兼ね備えた民間事業所等との連携を図り、効果的・効率的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。また、公共施設の運営管理などにおいては、「指定管理者制度^{※3}」の拡大とともに、PPP^{※4}導入を検討する必要があります。

○広域連携の検討

地方行政には、周辺の市町村と連携して、その事務の一部または全部を共同して処理することや、広域にわたり処理を行うことが望ましい分野が存在します。

本市では、現在「糸満・豊見城清掃施設組合」や「南部広域行政組合」、「南部広域市町村圏事務組合」などの広域的な組織に加入しており、ごみ処理やし尿の処理、斎場、一般廃棄物最終処分場建設や新たなごみ処理施設建設計画に関わる事務を広域的に取り組んでいます。

今後は、関係自治体と連携し、一部事務組合の組織統合の推進を図り、効果的・効率的な行政運営に努める必要があります。

指定管理者制度の活用施設一覧

1	翁長共同利用施設
2	瀬長共同利用施設
3	平和台共同利用施設
4	伊良波共同利用施設
5	田頭共同利用施設
6	与根共同利用施設
7	上田地区コミュニティ供用施設
8	宜保地区コミュニティ供用施設
9	高安地区コミュニティ供用施設
10	平良地区コミュニティ供用施設
11	根差部地区コミュニティ供用施設
12	我羽隣地区コミュニティ供用施設
13	豊見城地区コミュニティ供用施設
14	豊見城市改良住宅及び地区施設
15	豊見城市地域活動支援センター
16	長嶺児童クラブ
17	豊見城市指定漁港施設（与根漁港）
18	座安集落多目的共同利用施設
19	饒波農業集落多目的集合施設
20	渡嘉敷農村公園
21	座安農村公園
22	饒波農村公園
23	保栄茂馬場公園
24	翁長馬場公園
25	豊見城市与根体育施設
26	豊見城市立瀬長島野球場
27	豊見城市複合型福祉施設（真嘉部コミュニティセンター）
28	豊崎海浜公園等
29	豊見城市都市公園（32公園）
30	豊見城市観光プラザていくま館
31	豊崎児童クラブ
32	ゆたか児童クラブ
33	豊見城市民体育館
34	豊見城市児童厚生施設（わくわく児童館）

※平成 28 年度現在

資料：財政課

【用語解説】

※3指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

※4PPP：官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態（パブリックプライベートパートナーシップ）のことであり、事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法

(1) 行政サービスの充実

市民への行政サービスをより迅速・正確・適切なものとするため、継続的改善に努めます。個別の相談窓口の充実や、県などの相談窓口との連携の強化と適切な役割分担を図るなど、行政窓口でのサービスをさらに改善します。

市民サービスの利便性の向上を図るため、インターネットを活用した申請書様式の取得や、コンビニエンスストアでの市税納付・証明書発行を継続するとともに、市民ニーズに沿った取組みを検討します。

平成 30（2018）年 3 月の完成をめざし、行政サービスの拠点となる新庁舎の建設が進められています。建設後は、市民要望などを踏まえて、フロア構成のあり方などについても随時検討を行います。

(2) 行政事務の電子化の推進

電子行政を推進するため、情報セキュリティ・個人情報保護の徹底、行政システムのクラウド化を図り、情報化推進体制の強化、情報システムの運用管理の強化などにより、ICT を活用した行政サービス・行政運営に努めます。

また、統合型「GIS^{※5}」の充実を図ります。

(3) 機構改革と人事管理・人材育成

本計画に基づく「地域主権改革」等に伴う社会情勢や市民ニーズの変化に対応できる体制づくりに向け、組織機構のあり方や適正な人員配置と職員数を検討します。

行政経費の削減とともに、行政運営の効率・効果を高めるため、期間や目的を限定した任期付職員の採用、再任用制度を活用するなど、多様な任用・勤務形態を検討・実施します。

また、「縦割り行政の弊害」を減らすため、部局横断的な取組に努めます。事業によってはプロジェクトチーム等を編成し機動的に対応します。

人材育成については、幅広い知識の習得及び能力の向上を目指し、引き続き、職員の育成を推進します。

また、職員の研修機会の充実を図り、人事評価制度とも連動の上、職員意識の啓発に努めます。

職員の勤労意欲の高揚及び職務能力の向上並びに組織の活性化を図ることを目的とする「人事評価制度」の適正な運用を図り、必要に応じて運用方法の見直しを行い、制度の充実を図ります。

(4) 民間活力の活用

民間事業者や市民団体、NPO法人（特定非営利団体）などの市民力が有するノウハウを活用することで、行政サービス水準の維持、向上を図るとともに、さらなる提供コストの削減を進めていくため、外部委託を始めとする多様な公民連携によるサービスの提供を実施します。

公共施設の運営管理などにおいては、「指定管理者制度」の拡大とともに、PPP の導入についても検討します。

【用語解説】

※5GIS：Geographical Information Systems 地理情報システムの略で、様々な地理空間情報を重ね合わせて表示するためのシステム

(5) 周辺市町等との広域連携

自律的な都市、南部地域の広域連携拠点都市への成長を目標にしつつも、市民サービスの効率的・効果的な実施のため、南部広域行政組合や糸満・豊見城清掃施設組合などの広域的組織と連携するとともに、最終処分場建設や新たなごみ処理施設建設計画などの広域事務事業を推進します。

その他、周辺市町と連携し、観光・産業・企業立地・新たな公共交通・職員人事・公共施設建設など、本市だけでは対応できない課題への対策を検討します。また、周辺市町との情報の交換、共有化を推進します。

(6) 独自施策の展開

地方分権社会における自治体間の競争の激化に対応するため、本市の特徴を活かし自立的で持続的な社会を創生することを目的とする「豊見城市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、独自性のある事業展開を推進していきます。

産官学金労言^{※6}の連携を強化し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果的な事業展開を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民意識調査 「行政サービスの充実」の満足度数	—	2.85	3.0以上
市公式ホームページの年間アクセス数	—	311,371 アクセス	350,000 アクセス

【用語解説】

※6産官学金労言：地方創生を進めるにあたって必要とされる連携体制であり、従来の産官に加え、「金（金融）」「労（労働界）」「言（地方の状況をよく知っているマスコミ）」が協力し合って取り組んでいくという考え方

行財政の進行管理

○計画的な財政運営の必要性

本市の財政状況は、市税収入については堅調な伸びを見せているものの、大幅な増加を見込めず、また、旺盛な行政需要への対応が想定されていることから、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されています。持続可能な安定した行財政運営を実現していくため、中期財政計画の定期的な見直しと管理を通じて、段階的に財政構造を改善しその健全性の確保に努める必要があります。

○行財政評価の重要性

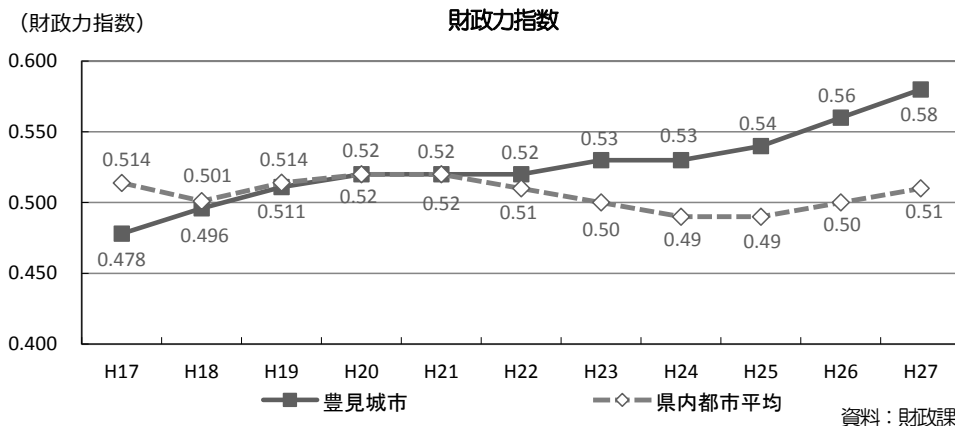
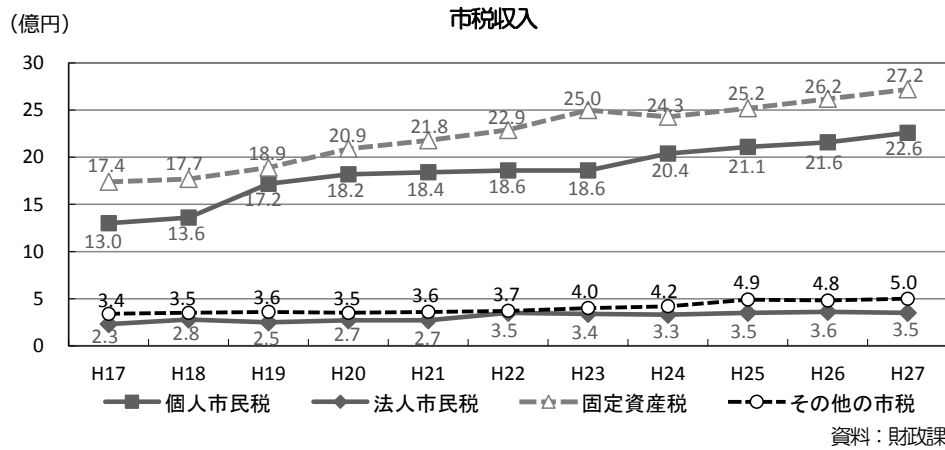
行財政状況と推移を的確に把握し、継続的に評価を行なっていくことが、行政の重要課題となっています。

本市では、市の実施する主な事業に関する評価（「豊見城市事業評価」）を実施しており、事業の成果等に基づいて、妥当性、有効性、効率性を評価し、事業の改善に努めています。

今後は、こうした評価体系に沿って、さらに各種評価の継続と充実に努めていくことが求められます。

○自主財源の確保

今後の厳しい財政状況においては、自主財源の確保が重要な課題となります。市税収入をはじめとする保育料等の徴収率向上、使用料、手数料の見直し及び未利用財産の有効活用を図るなど取組を積極的に推進し自主財源確保に努める必要があります。



(1) 計画的な財政運営に向けての取組

公平でより効率的な財政運営に向けて、地方主権や沖縄振興政策などの国や県などの動向に留意しつつ、高齢化の進行と将来的な人口の伸びの鈍化、経済情勢の悪化の可能性などを考慮しつつ、中期的な財政計画を策定し、選択と集中による財政運営を実施するとともに、民間活力の導入に努め、効率的で効果的な予算編成と執行を行います。

また、自主財源の確保に向け、低・未利用地の高度利用を促進し、都市機能の集積や企業等を誘致することにより税収の増加を図るとともに、滞納処分の強化等による徴収率の向上、ふるさとづくり寄附制度の利用促進を図ります。

(2) 行政評価の充実

現在実施している事業評価を継続し、施策や政策レベルの効果と進捗の評価、その進行を管理します。実施手法においても随時検証し、必要に応じて見直します。

また、内部評価のみならず、外部機関などの第三者による評価を検討し、市民に分かりやすい客観的な評価となるよう努めます。

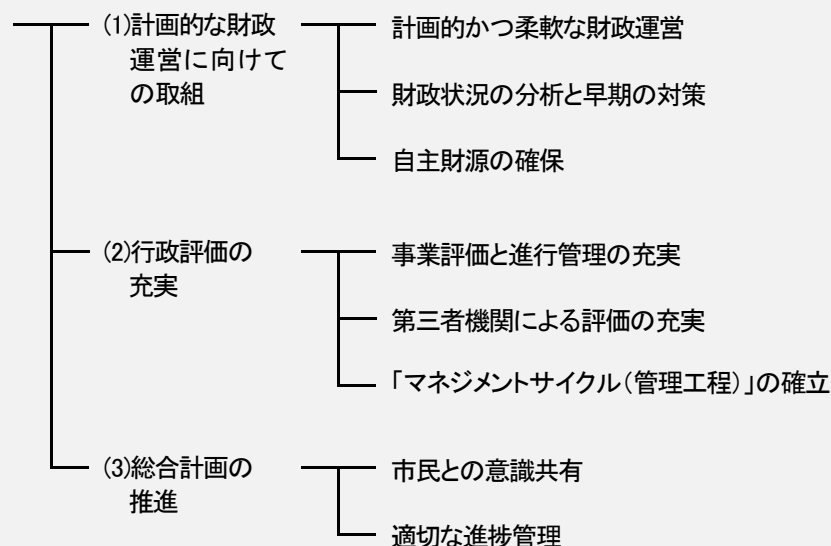
これらの取組により「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という「マネジメントサイクル（管理工程）」の確立に努めます。

(3) 総合計画の推進

市民と行政の意識の共有化を図るため、市民に向けて総合計画の周知徹底を図るとともに、各種施策の展開や適切な進捗管理を実施していきます。

施策の体系

行財政の
進行管理



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
ふるさとづくり寄附件数	—	219件	800件
市税徴収率	—	96.0%	96.0%

資料編

1	基本構想	126
2	計画策定の経緯	146
3	第4次総合計画後期基本計画策定機構図	147
4	市民会議名簿	148
5	振興計画審議会名簿	149
6	第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領	150
7	振興計画審議会に関する規則	151
8	豊見城市総合計画策定委員会設置規程	152
9	振興計画審議会への諮問文	154
10	振興計画審議会からの答申文	155

1 基本構想

1 総合計画の意義と構成

1-1 総合計画策定の意義

○ まちの発展と単独市制施行

本市は、肥沃な農地に恵まれた人口 10,000 人弱のおだやかな農村でしたが、本土復帰以降、那覇市を中心とした都市圏域の拡大により市内各地で住宅団地の建設や宅地開発が進み市街化が進行した結果、急激に人口が増加し都市として大きく発展してきました。

また、「市制施行」の要件の1つである人口 50,000 人を達成し、平成 14（2002）年4月1日には、単独市制施行を果たしました。

○ 3次にわたる総合計画の策定

本市は、昭和 53（1978）年に最初の総合計画を策定して以来、「緑ゆたかな都市・豊見城」（第1次）「緑ゆたかな近代都市・豊見城」（第2次）「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」（第3次）とこれまでの3次にわたる総合計画においても、いずれも自然や農村を表す「みどり」と「都市」が将来像に織り込まれ、都市とみどりの調和がこれまで市の大きなテーマとなっていました。

○ 社会経済情勢の変化

また、我が国では、近年の世界的な金融危機や様々な構造変化を背景に、少子高齢化、グローバル化、高度情報化の進展、地球環境問題への関心の高まりがみられるなど、様々な分野において大きな転換期を迎えており、市民一人ひとりの価値観や生活スタイル、地域の課題や期待も多様化・複雑化してきています。

○ 地方自治体を取り巻く環境の変化

また、「地方主権改革」を軸に地方自治制度の抜本的な改革や「新しい公共^{*1}」に関する議論の高まりがあり、自治体をめぐる環境はさらに変化することが予想されています。

さらに、本県においては、平成 42（2030）年の本県の未来を描く「沖縄21世紀ビジョン」が策定されており、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」を基本理念に新しい本県のビジョンが掲げられています。

○ まちの未来を見据えた総合計画の策定へ

本市においても、これらの社会経済の動きを踏まえ、多様な個性や価値観を持つ市民の力と本島南部広域の要衝としての地の利をこれまで以上に活かしつつ、自らの将来を自らの責任でもって決定し、切り拓いていくことが求められてきます。

このような背景から、平成 22（2010）年度を目標年次とする「第3次総合計画」を検証し、新しい時代の流れや市民の期待、地域の課題などの変化に対応したまちの未来を見据えたまちづくりの指針として「第4次豊見城市総合計画」を策定するものです。

【用語解説】

※1 新しい公共：公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方

1-2 総合計画の役割

○ 長期的かつ総合的な地域経営の指針

総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

○ 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

○ 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。

1-3 構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、おおむね次のとおりです。

基本構想

本市の理念と目指すべき将来像を明らかにし、これを実現するための基本的な施策の大綱を明らかにします。基本構想の期間は、平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までのおおむね 10 年間とします。なお、10 年間より長い期間を想定とする記述内容を含む場合があります。

基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、基本的な施策の大綱に基づく施策を体系的に明らかにします。基本計画の計画期間は、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて改定を行なうものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画で掲げた施策について、計画的かつ効果的に推進する事業を掲げたものです。実施計画の計画期間は、3年間で、毎年検討・見直しを行います。

2 豊見城市の現状と課題

このような大きな変革のうねりの中で、全く新たな視点から本市の将来像を描くに当たり、社会状況の変化と今後の課題を次のようにまとめます。

(1) 少子・高齢化の流れと本市の人口の推移

我が国では、出生率の低下により少子化が進行し、既に総人口は減少に転じています。一方、高齢化も急速に進み、今世紀半ばには3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎え、今世紀半ばには1億人を割り込むと予測されています。少子・高齢化が進むことにより、地域経済を支える労働力の不足とそれに伴う経済活力の低下、地域社会の衰退、社会保障に関する負担の増加など、様々な問題が生じ地

域社会に大きな影響を与えることが予想されます。

本市では、今後も若い世代や子育て世代の流入により人口は増加することが予測されており、当分の間は、15歳未満の年少人口の増加の傾向が継続することが予想されています。しかし、人口構成については、緩やかに高齢化が進行するなど、その構成比は、全国的な少子・高齢化の中で変化していくものと考えられます。

このような変化の中で女性や高齢者などの社会参加をより一層進め、だれもが能力を発揮できる環境づくりや子育て環境の充実を進めるとともに、健康文化のまちづくりや「ユニバーサルデザイン※2」を取り入れた都市空間の形成など長期的な視点に立つまちづくりが求められています。

(2) 市民力を活かし、コミュニティを育むまちづくり

近年、「新しい公共」の担い手としてのNPO法人（特定非営利団体）やボランティアなどの役割が注目され、協働によるまちづくりの取組が広がっている中、地域社会における様々な問題解決のためには、人と人との信頼性やネットワークの形成が大切であり、“ゆいまー”などのいわゆる「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）※3」の充実が求められています。本市においても、市民活動団体やボランティア団体などの活動が活発になりつつあり、市民のまちづくりへの関心は高まっていますが、人口増加や都市化の進行などにより地域コミュニティへの参加意識や帰属意識の希薄化が懸念されています。

また、いわゆる「団塊世代」の定年退職が進み、地域社会に戻ってくることから、その培ってきた知識や経験、技術を活かし、まちづくりの新たな担い手として活躍することが期待されます。本市のまちづくりの中で、こうした世代が活躍できる場や機会の充実が重要になってきます。

特に、市民の独創性や多様性が尊重され、一人ひとりが、地域社会をはじめとする多様なコミュニティと関わりを持ちながら、自分で主体的に判断し、行動に責任を持って自己実現に向かい取り組む「自律」した社会を築き、市民力を活かし、育むことが求められています。

(3) 子育てと教育環境の充実

若い世代が多い本市では、市民アンケートにおいても子育てや教育環境の充実への関心が最も高くなっています。子育て支援については、これからの国の「幼保一体化※4」の動きを踏まえつつ、保育所待機児童の解消や幼稚園の預かり保育※5の拡充、子育て相談の充実など地域における多様な子育て環境を充実させていくことが求められています。

教育環境の整備については、既存の小中学校の耐震化・長寿命化に向けた改修や改築、さらに豊崎地区の新設校や上田小学校の分離校の建設など市立学校の整備が当面の大きな課題となっています。

また、特別の支援を必要とする子どもへの一貫した支援体制の拡充が求められています。

(4) 地域文化の保全・活用

本市には、保栄茂のマチ棒、高安のガンゴー祭、与根・伊良波の綱引きなどの伝統行事をはじめとする豊かな地域文化がある一方、沖縄では珍しい神輿を担ぐ真玉橋フェスティバルやハーリー発祥を題材とした由来まつり、豊見城ハーリー大会など新しい地域文化の創造の動きもあります。

本市では、地域の誇りやアイデンティティの源泉として、これらの地域文化を保全し、振興することが求められています。また、地域資源として学校教育や観光に活用することも課題となってきます。

【用語解説】

※2ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

※3ソーシャル・キャピタル：社会関係資本。人々の協同行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念

※4幼保一体化：少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一体化を図り教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策

※5預かり保育：女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間の終了後や夏休みに行う幼稚園が行う教育活動

(5) 安心・安全への関心の高まり

台風、地震、津波などの自然災害、子どもや高齢者を狙った犯罪、食品・商品の安全性を巡る消費生活に関する問題、交通事故の増大など、市民の日常生活の安心・安全がゆらいでいます。

本市は、急速に都市化が進展してきたことから、防災無線の整備、防犯灯や歩道の設置、「地域防犯組織」の育成など安心・安全の環境づくりが依然として課題となっています。

また、複雑・多様化した市民生活に関する問題に対して、市民の生命と財産を守り、地域社会において安心して安全に暮らせるよう、市民、地域、事業者、行政など、それぞれの主体がお互いに連携しながら課題の解決を図る取組が求められています。

(6) 自然との共生と循環型・低炭素社会の動き

地球温暖化、砂漠化、酸性雨など地球規模で深刻化する環境問題に対し、地球環境問題の重要性が広く認識され、次代に自然環境を引き継ぐため、個人、企業を問わずその環境意識はかつてない高まりをみせております。これまでの大量生産、大量消費のライフスタイルから、持続可能な循環型のシステムに変革していくことが求められています。

本市においても、ラムサール条約に登録されている漫湖や饒波川周辺の水辺空間、史跡や丘陵地の緑地など貴重な自然環境をどのように次代に継承していくかが課題となっています。

また、廃棄物の処理や生活排水による水質汚染などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、市民、企業、行政などの地域の主体がそれぞれ責任を持ち、自然と共生する「循環型・低炭素社会^{※6}」の構築に向けた取組を進めることが求められています。

(7) 新たな産業と雇用の創出

本市の産業は、小規模な経営が多く、産業構造や経営環境の変化の影響を大きく受けることから、その経営の安定化が課題となっています。

特に農水産業は、地理的特性や既存の産業基盤を活かした高付加価値型農業や水産業への転換が課題となっており、製造業や流通との連携による「6次産業化^{※7}」が求められています。

新たな産業の創出については、国や県の施策と連携して、本市の地理的特性などを活かした物流などの臨空型産業や健康・ウェルネス産業、観光産業を軸とした取組が求められています。

また、国内外の急激な経済情勢の変化に伴う企業活動や雇用環境への影響など、企業や労働者を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭における家族の役割分担や、仕事と家庭・地域生活の調和がとれる社会環境、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス^{※8}」が強く求められています。

本市においても、こうした変化に対応するため、産業基盤を強化し、新たな産業を創出することを通して、働きやすく暮らしやすい社会づくりを進めることが求められています。

(8) 個人の尊厳と人権が尊重される社会づくり

これまで、人権問題の解決に向けた施策が展開されてきましたが、なお、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する様々な問題が存在しています。

個人の尊厳と人権が尊重され、個性や価値観の違いを認め合う環境をつくり、自分を尊重するとともに、他人を尊重する心を育む取組が大切になります。

また、男女がともに自立した個人として多様な生き方を選べ、互いに対等なパートナーとして社会のあらゆる局面において参画できる社会を実現することが重要となっています。

【用語解説】

※6低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会

※76次産業化：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

※8ワーク・ライフ・バランス：人生の各段階において仕事と家庭の調和を図る考え方

(9) 広域連携と有機的都市構造の形成

本市は、これまでの住宅開発を背景とした人口増加による成長社会がやや落ち着きをみせていますが、国道や県道、高速自動車道などが結節する広域的な交通の要衝という立地特性から、今後も商業や物流、観光などの新たな産業の受け皿としての発展が見込まれています。

市民生活においても、通勤、通学、買物などの生活圏は、本市の区域を越えて着実に拡大してきており、自立し活力ある地域社会を形成するには、複数の地域が共同し、又は相互に補完し連携していくことが重要になってきています。

このような変化の中で地域の特性を生かしながら、多様な都市機能がより効果的に発揮できるよう、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた都市空間の形成、都市基盤の質の向上、中心街区を核とした拠点機能の形成や強化、さらに拠点間を結ぶ公共交通の整備など、市内にとどまらず広域的に連携して発展できる新たな都市構造を構築することが求められています。

(10) 地域主権改革の進展に向けた行政経営・地域経営の視点

政権交代により「地方分権改革」は、その装いを新たにして、基礎的自治体（市区町村）に重きをおく「地方主権改革」となりました。この改革では、住民に直接関わる事務は基礎的自治体が担い、担えない事務事業は広域自治体が担い、それらで担えないものを国が担うという、いわゆる「補完性の原理^{※9}」に基づく改革が進められることとなっています。

「新しい公共」に関する議論や地方自治制度の抜本的な改革と相まって、この10年で自治体をめぐる環境は大きく変化することが予想されています。

また、地方自治体の果たすべき役割と責任がより一層大きくなり、自己責任、自己決定がこれまで以上に求められてきます。

本市は、人口増加や社会資本の拡充などを背景に歳入は着実に増加していますが、各種福祉施策の拡充、学校などの公共施設の建替えや耐震化への対応などにより今後とも厳しい財政状況となることが予想されています。

今後とも市民満足度を向上させるために、市民の視点に立ったまちづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果を発揮する行財政運営に努めつつ、限られた地域資源を有効に活用し、持続可能な地域経営に取り組むことが求められています。

【用語解説】

※9補完性の原理：個人で解決できることは個人が解決し、個人で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは行政が解決のための支援を行う考え

3 基本理念と将来像

3-1 コミュニティの「再生」と地域力の「新生」

本市は、急激な発展により多くのみどりを失い、時の経過は人と地域の関係を変え、そして都市の成熟は新たな価値観と方向性を求めています。

私たちは、今後どのような“まちの形”を目指すのでしょうか。誇りと愛着の持てるまちとは、どのようなものなのでしょうか。

総合計画の策定に当たって実施した市民アンケートでも、本市の住みよさは、みどりの豊かさや買物の便利さ、交通の便のよさ、そして子育て環境のよさが挙げられていました。

これからのまちづくりを考えるヒントがその中にあるように思えます。適度に便利な都市機能を備えながら、おらかな生活空間の中で、ゆったりとした時間感覚で生活できるまち、都市でもなく田舎でもない、人間の生活の尺度にあったこの距離感が“とみぐすく”の魅力なのではないでしょうか。

このような“まちの形”をイメージするならば、私たちは、自らが主体的に行動することによって、この“まち”をさらに住みやすく魅力的なものに変えていくことができます。

「現在」は、未来の子孫からの預かりものです。大きく変化する時代の転換点の中にあって、若く様々な将来性を有する本市は、将来に何を残し、何を变えていくのか、そのキーワードが「再生」と「新生」です。

これからも子どもが増え、団塊の世代を中心として高齢化が進む本市にとって、子どもや高齢者が安心・安全で健やかに過ごす上で必要なのが地域コミュニティの「再生」であり、その充実です。

このような課題に対し地域における「つながり力」を強化し、多様な市民や組織のネットワークが、地域の公共的、社会的課題に対し自律的又は協働しながら、地域課題を解決したり、地域の価値を創りだしていく力が「地域力」です。

地域力は、地域課題の解決力やソーシャル・キャピタルを高めつつ、地域文化を保全し振興することで地域への愛着や誇りを高め、地域での新産業や雇用の創出に努めることで醸成されます。その力がとみぐすくの「新生」につながります。

地域で生まれ、地域で育ち、地域に愛着を持ち、地域に貢献する真の「とみぐすくんちゅ」が育まれることを通して、地域コミュニティの「再生」と地域力の「新生」を図ることが、さらなる活力と経済的に自立した豊見城市の原動力につながるものと考えます。

3-2 まちづくりの基本理念

私たちは
時代の大きなうねりにまちが激しく変貌するなかで
まちとみどりの調和を懸命に求めてきました

そしてみどり豊かなまちを目指すなかで
みどりのはかなさ 尊さを深く感じてきました

顧みると とみぐすくの発展を支えてきたのは
つねに地の利 ひとの力でした

今 大きな転換点に立ち
これからのまちの姿を展望するとき

私たちの想い 気概を「自律 活力 共生」に託し
響むまち豊見城の未来を照射する基本理念とします

自律

私たちは、自ら立ち自己実現に向かう自律した市民として、地域に生き、協働することで誇りと愛着のもてる自律したまちを目指します。

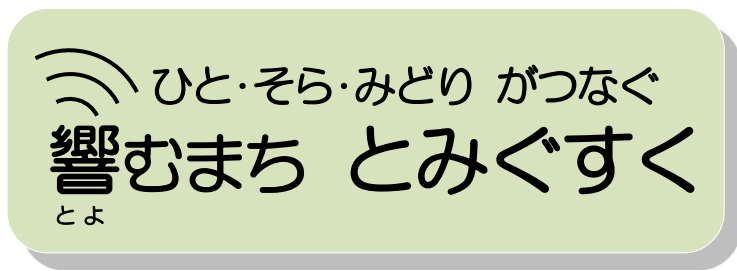
活力

私たちは、沖縄の玄関、南部広域の要衝という地の利を活かし、交流と連携により大きな夢と希望あふれる活力のあるまちを目指します。

共生

私たちは、発展の礎である豊かな自然、歴史文化を大切に思い、ひと・まち・みどりが共生する心地良い暮らしのあるまちを目指します。

3-3 豊見城市の将来像



ひと 子ども 健やかに育まれ ひと 共に学び育ちあう
自律と協働でつくる 健康・文化のまち

そら 飛行機雲 水平線に伸び 道 ここにつながる
交流と連携がつくる 活力のまち

みどり みどり いくつしみ 笑顔 かがやく
共助と共生でつくる うるおいと安らぎのまち

響むまち とみぐすく

ひとが健やかに助けあい
そらが広がる みどり豊かな まちを 共に築き
ひとと まちと が響き合うなかで
「豊見城 大好き！」
そう実感できる 響むまち とみぐすく を目指します！

「響（とよ）む」とは？

鳴り響くの意であり、転じて名高いという意味の古語です。14世紀～15世紀の初めに南山王のいとこ汪応祖（わんおうそ）が漫湖を見下ろす丘陵に城を築き、「とよみ城（ぐすく）」と美称し、それが歴史の中で変化し、市名「豊見城（とみぐすく）」の由来となったとされています。また、汪応祖は日本で初めて龍船（ハーリー）をつくり、漫湖に浮かべたという説もあります。「響（とよ）む」には、歴史に育まれた豊見城のアイデンティティと地方主権時代のまちを切り拓く気概、そして郷土への愛着が込められています。

4 将来目標人口と都市形成の方向性

4-1 将来目標人口

将来目標人口70,000人



平成 22 (2010) 9月末
住民基本台帳登録人口

57,696 人

本市の現在の総人口は、平成 22 (2010) 年9月末現在の住民基本台帳によると、57,696 人となっており、近年増加傾向にあります。

本計画の目標年次である平成 32 (2020) 年における本市の将来人口を、住民基本台帳における男女・年齢別人口を基準として、人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法、いわゆる「コーホート要因法」を用いて推計すると、約 63,000 人となります。全国的には、少子高齢化による人口減少社会に突入していますが、沖縄県や本市におけるこれまでの人口推移をみると、今後もしばらくは人口の増加が続くものと考えられます。

さらに豊崎地区住宅地形成の進行や豊見城交差点付近の中心市街地としての拠点形成、幹線道路の整備に伴う沿線土地利用の高度化などに加え、企業誘致や産業振興などによる定着人口の増加により人口推計を上回る増加も見込めるものと予想されます。

そこで、本市の将来目標人口は、おおむね「70,000 人」と設定するものとし、今後 10 年間人口増加の傾向が続き、かつ、本市の施策が着実に進捗したケースを想定したときの目標として、また、想定よりも低い人口増加となった場合はより長期的な本市のまちづくりの将来的な目標人口として位置づけます。

4-2 都市形成の方向性

本市の掲げる将来像を実現するためには、優れた自然環境や地理的優位性を次の世代に継承するとともに、計画的に都市を形成していく必要があります。

土地は、現在及び将来における限られた資源であることから、自然環境の保全と公共の福祉の優先を基本として、快適な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図るため、都市形成の方向性として、将来都市構造の方針と土地利用の方針を次のように定めます。

4-2-1 将来都市構造の方針 ～広域連携拠点形成に向けて～

本市の地理的優位性を活かして行政、教育・文化、医療、商工業、観光、物流、居住等の機能の今後の受け皿として、国・県のビジョンと連携しつつ広域的な視点で主体的な分担を担っていきます。その際、自然環境や田園環境の保全、良好な生活環境の創造に留意しつつ、既存機能の高度化や、低・未利用地の活用を推進していきます。

本市の自立性を確立し、住む・働く・遊ぶ・集うなど、様々な都市機能を集積させるとともに、広域的な役割分担が必要な機能については、南部広域地域との連携を視野に入れ、「広域連携拠点」の形成を目指していきます。

そのため、自然や農地を保全しつつ、土地利用の秩序化と効果的・効率的な公共投資を図るコンパクトシティの形成を目指し、3つの市街地において地域特性や役割を踏まえた適切な都市機能の充実・強化を図りつつ、市内の市街地や生活拠点を結ぶ総合的な交通体系や広域的交通ネットワークの形成を推進することにより、地域特性や機能が相互に補完しあう一体的な都市構造の形成に取り組んでいきます。

(1) 多機能都市構造の形成

本市は、3つの市街地がそれぞれ異なる特色を持った市街地として発展し、連たんする生活圏の形成や幹線道路沿いの商業施設等の集積がみられます。

今後は、市の「中心市街地」となる都市拠点の形成や、日常生活に必要なサービス施設が集積した生活拠点、多様な都市的サービス施設が集積した複合都市拠点、さらには周辺自治体を含めた広域的機能分担による新たな機能の集積拠点などの拠点形成を推進するとともに、その特性や役割に応じ全体バランスに配慮した公共施設配置の再構築や都市機能の集積を図ることで、それぞれが連携・補完しあう多機能都市構造の形成に取り組みます。

(2) 総合的な交通ネットワークの形成

道路網の整備や公共交通機関との連携促進、「LRT^{※10}」などの新公共交通機関の導入検討、安心・安全で快適な歩行者空間の創出など、地球環境に配慮した持続的で快適な交通環境づくりに努めます。

また、本市の将来都市構造を実現するため、道路・交通網の再編を図るなど、各都市拠点間を効率的に結び、周辺自治体との広域連携に資する総合的な交通体系の確立を目指します。

(3) 生活環境（アメニティ）都市の形成

尾根沿いの斜面緑地や河川は、本市の環境軸を形成する重要な骨格であることから保全を図るとともに、市民が身近な場所で自然の豊かさを感じられる空間として整備・活用を検討します。

また、豊見城総合公園や豊崎海浜公園などと連携した緑のネットワークを創出し、将来にわたって都市と農村と自然のバランスのとれた生活環境（アメニティ）都市の形成を目指します。

4-2-2 土地利用の方針 ～均衡ある発展に向けて～

本市はこれまで住・農・工・商や自然が混在しつつ急激に都市化してきたなかで、人の生活環境の質を向上させていくこと、中心市街地の形成や市庁舎も含めた公共施設の配置の再構築などが市の都市形成の核となる重要な課題となっています。

こうした課題を踏まえ本市の将来都市構造の形成に取り組んでいくに当たり、土地利用の方針を目的別の視点ごとに次のように定めます。

【用語解説】

※10LRT：Light Railway Transit 欧米や富山市等で導入されている近代的な路面電車

(1) 自然的土地利用の方針

豊見城城址やラムサール条約登録湿地の漫湖を含めた饒波川流域沿いは、人と自然が共生できる環境づくりに努めるとともに、歩くことを楽しめる空間としての水辺環境を創出し、また城址の復元も視野に歴史・文化、環境学習等のシンボリックゾーンとして、国や県との連携・協力の下で整備・活用を目指します。

瀬長島は、那覇市近郊で数少ない自然の海辺環境であることや豊見城発祥の地という伝承・伝説などの豊富な地域資源、さらには空港に隣接するという立地特性を最大限活用した整備・開発・保全に努めます。

その他旧集落にある御嶽^{うたき}やクサティ森など、市民の暮らしと密接に関わってきた集落環境は、郷土の精神的風土を培ってきた地域資源として保全・再生に努めます。

(2) 都市的土地利用の方針

豊見城交差点周辺を、公共・公益サービスや商業、業務機能に加え、快適な都市生活が楽しめる居住機能など、多様な都市機能が集積した中心市街地として、市庁舎の移転や再開発、地区計画^{※11}の導入など長期的な視点での“まちの顔”づくりを行います。

豊崎地区は、中心市街地を補完し、本市の活力と魅力の向上を先導する拠点として、新たな産業や観光、ショッピングなどの複合的な機能を備えた複合都市拠点の形成を図ります。

高層住宅や幹線道路沿いなど高度の人口集積がある生活圏域においては、生活拠点として機能の充実を図り、歩いて暮らせる生活圏の形成を図ります。

また、市街化調整区域^{※12}で市街化区域^{※13}と連たんする人口集中地域（DID）^{※14}や一定の住居の集積が進んだ地域については、既成市街地との調整を図りながら市街化区域への編入を検討し、周辺環境と一体となった生活環境や都市機能の整備に努めていきます。

産業面においては、低・未利用地や幹線道路沿いの高度有効利用など、交通の要衝という本市の最大の優位性を活かした計画的な産業拠点の形成を図るとともに、「観光振興地域」に指定されている西海岸一帯を、「エアウェイ・リゾート」として、観光関連施設の立地を促進し、本市の観光資源を活用した体験型観光のネットワーク化を図ります。

(3) 農業的土地利用の方針

農業は、本市の文化・風土の基盤であることから、農業を都市の魅力を高める多様な都市機能の一つとして捉え、農村と都市住民の交流の促進や農村部の自然環境と都市部の利便性とのバランスのとれた都市と農村の共生を目指します。

農用地区域^{※15}などの優良農地の保全と農業基盤の整備に努め、都市近郊型農業や施設園芸型農業の振興を図ります。また、耕作放棄地^{※16}などの低・未利用地については、農地の流動化に努めるとともに、広域的な視点での土地の高度有効利用を図ります。

【用語解説】

※11 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※12 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域

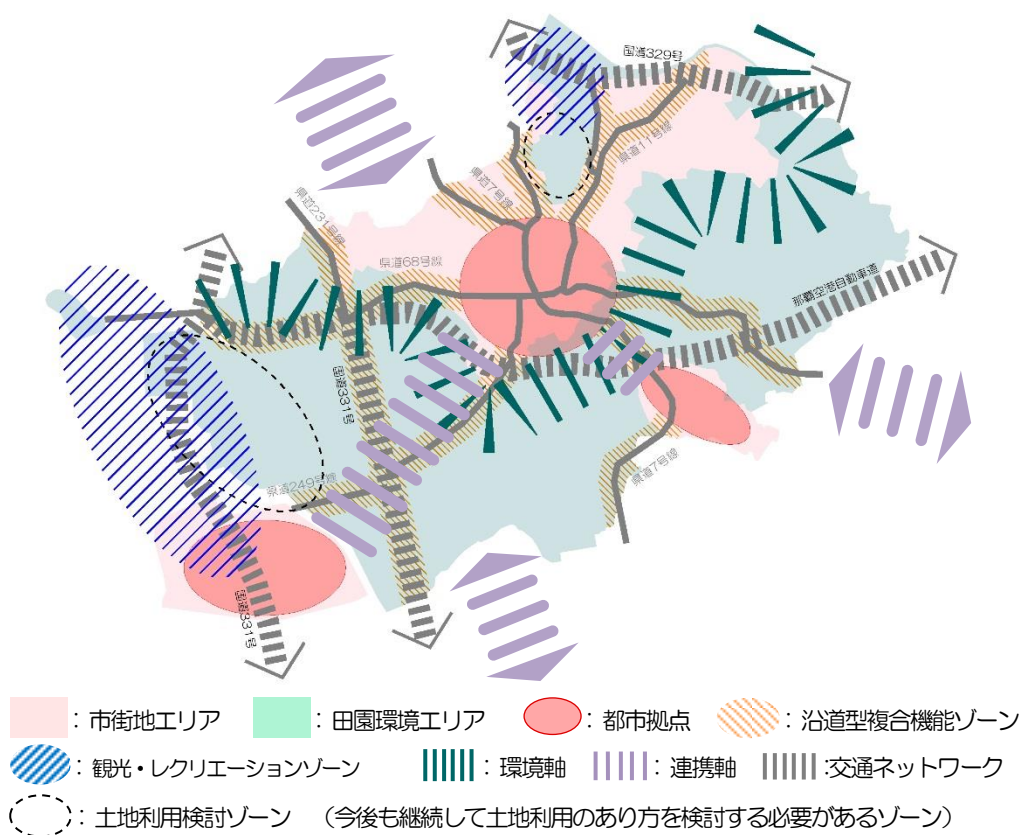
※13 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

※14 人口集中地域（DID）：都市としての市街地の規模を示す指標。基本単位区の人口密度が4,000人/km²以上かつ隣接した基本単位区の合計人口が5,000人以上となる地区

※15 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね10年先を見越して農用地等として保全していくべき土地

※16 耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、数年の内に作付けする予定がない農地

4-3 将来都市構造



5 施策の体系

1. 協働と交流によるまちづくり

～コミュニティ振興・市民参加
・交流・人権分野～

(1) コミュニティの振興

(2) 協働のまちづくり

(3) 交流の促進

(4) 平等参画社会の形成

(5) 平和行政の推進

2. 子どもが生きる学びと文化 のまちづくり

～教育・子育て・文化振興分野～

(1) 教育の充実

(2) 子育て環境の充実

(3) 地域文化の振興

(4) 生涯学習社会の確立

3. 共助でつくる健康文化と福祉 のまちづくり

～健康・福祉分野～

(1) 健康づくりの推進

(2) 福祉の充実

4. 持続可能な環境と安心・安全 のまちづくり

～環境保全・危機管理分野～

(1) 自然環境の保全と活用

(2) 公害対策と環境衛生

(3) 環境共生のまちづくり

(4) 災害に強いまちづくり

(5) 総合的な危機管理体制の強化

5. 地域特性を活かした産業創造 のまちづくり

～産業分野～

(1) 地域産業の活性化

(2) 新たな産業の創造

(3) 雇用の安定と促進

6. 都市とみどりが調和する まちづくり

～市街地・都市基盤整備分野～

(1) 快適で暮らしやすいまちの形成

(2) 生活と産業を支える都市基盤の整備

7. 計画の推進のために

～行財政改革分野～

(1) 行政運営の工夫

(2) 行財政の進行管理

5-1 協働と交流によるまちづくり

地域コミュニティの希薄化による社会の変貌や、低迷する経済情勢による地域活力の低下は本市においても例外ではなく、今、市民や自治体が自らの判断と責任でまちづくりをすることが求められています。このため、市民の力が地域で発揮できる仕組みをつくり、多様化する地域のニーズに市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら自律した豊見城をつくることを進めていきます。

さらに「再生」と「新生」をキーワードに、地域間交流、世代間交流を推し進めるとともに、平等参画社会の形成に努めることにより、全ての市民がまちづくりに参加できる環境を構築していきます。

また、平和のまちづくりに向け、戦跡の保全と活用に努めるとともに、平和学習や平和交流を通して平和行政を推進します。

(1) コミュニティの振興

地域におけるコミュニティは、市全体の活力や各種施策へ影響を及ぼす重要な基盤となるものです。自治会やNPO法人（非営利団体）などの市民組織の育成や活動支援、相互連携に向けた支援、地域コミュニティの核となる「地域リーダー」を担う人材を発掘・育成することで地域コミュニティの振興を図り、全ての地域・世代の市民が社会的に孤立することなくお互いに支え合う社会をつくっていきます。

(2) 協働のまちづくり

まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の拡大に努め、あらゆる立場や年代の市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを整えていきます。また、行政の透明性と公平性を確保することで、市民と行政相互の対等な信頼関係を構築し、それぞれ自ら果たすべき役割を自覚しながら共に協力するまちづくりを推進していきます。

(3) 交流の促進

市民・地域のそれぞれの個性を尊重しながら交流を行うことにより、スポーツ・文化・産業などの様々な分野での相互に有益な地域間交流を実現していきます。さらに交流による人材育成を図り、広い視野でのまちづくりを推進していきます。また、国際化に対する市民意識の高揚や市民活動のグローバル化に対応するため、国際交流の機会を増やすとともに、市民・民間団体・行政がそれぞれの役割を分担し、主体的な立場で国際交流を進めていきます。

(4) 平等参画社会の形成

「ノーマライゼーション^{※17}」の考え方の下、人権擁護に関わる啓発と普及活動を進めるとともに、児童虐待や家庭内暴力、セクハラ^{※18}、パワハラ^{※19}などの防止・抑止に向け、学校教育のみならず、社会教育としても取り組んでいきます。また、男女がともに尊重しあい平等に社会生活を営んでいける男女共同参画社会の形成に向けての啓発・教育活動を積極的に取り組んでいきます。

(5) 平和行政の推進

「平和のまちづくり」に向け、平和学習や国際交流・平和交流などを通して相互理解を深めるとともに、戦跡を保全し平和学習資源としての活用を図ることを通して平和行政を推進していきます。

【用語解説】

※17 ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※18 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ

※19 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ

5-2 子どもが生きる学びと文化のまちづくり

地域の未来と「子育て」は切り離せるものではなく、次代の豊見城を担う子どもたちを健全に育成していくためには、子育て環境をはじめとして教育環境や教育内容の充実が必要となります。そのため、子ども一人ひとりの個性を最大限に尊重し、発揮できるよう学校・家庭・地域が連携して良好な教育環境、生活環境、社会環境づくりに取り組むとともに、その基盤となる施設の充実を図っていきます。

また、地域に根ざした独自の風土文化を次代に継承し、市民の地域への誇りと愛着を育むとともに、市民自らの誇りを構築することで、豊見城のアイデンティティとなる新しい文化の掘り起こしを推進していきます。

(1) 教育の充実

「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、施設などの改善や充実に取り組みます。また、地域や保護者等との連携により安心・安全で開かれ、信頼される学校づくりを推進していきます。さらに、きめ細やかな特別支援教育の充実を図ります。

(2) 子育て環境の充実

子育てを子どものいる親や家族だけのものにとらえるのではなく、市民が協力して地域の子どもを見守りながら育て、地域で支えあう子育ての支援を推進し、安心と安らぎの中での子育てを地域全体で支援する環境づくりに努めます。また、保育ニーズの多様化や社会状況の変化に柔軟に対応しつつ、障害や発達の違いの有無に関わらず、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

(3) 地域文化の振興

本市の長い歴史の中で育み継承してきた伝統行事をはじめとする豊かな地域文化を守り伝えていくとともに、「グスク」や戦跡などの史跡、文化財の保全と活用に努めていきます。また、地域の誇りやアイデンティティの源泉となるよう、地域に眠る文化を掘り起こし再評価する取組や新しい地域文化の創造の動きを支援します。

(4) 生涯学習社会の確立

全ての市民がいつでも気軽に学び、生涯にわたり新たな知識や技能を習得しながら、自己実現を果たし、生きがいに満ちあふれた生活を送ることができるよう生涯学習のための機会やプログラムの充実に努めます。

また、青少年の健全育成の環境づくりや放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保に向けて、家庭や地域、市民団体などと連携しつつ、学校施設や地域の公民館などを活用し多様な体験や交流機会を提供することを通して、子どもたちが安心・安全かつ健やかに育まれる環境づくりに取り組めます。

5-3 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり

まちの元気を生み出すには、市民が将来にわたって元気であり続けることが大切です。そのため、まず健康であることが前提となることから、生活習慣病※20 予防や介護予防に重点をおき、健康増進のための体制づくりを推進していきます。さらに予防施策を実施することで医療費や社会保障費の抑制を図ります。

誰もが安心して暮らせることは、まちづくりの基本的な条件となります。少子高齢化の波は本市でも例外ではなく、福祉施策の更なる充実を図ります。また、行政のみでは十分な対応が困難な課題については、市民相互の「助け合い」「支え合い」の理念の下「共助」の仕組みづくりを推進していきます。

(1) 健康づくりの推進

長寿社会の中で心身ともに健康で生きがいのある人生を送るため、市民の健康づくりの意識高揚を図るとともに、全ての市民が健康で明るく生活の質を高めながら暮らしていけるよう、ライフステージに応じた各種保健事業を展開しつつ、特に予防施策に重点を置いてその推進に取り組みます。

全ての市民が、身近な地域の中で楽しみながら健康づくりや生きがいづくりが行えるように生涯スポーツやレクリエーションの振興に取り組みます。

(2) 福祉の充実

地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活発にすることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指します。そのため、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）※21」の配置を通じて、市民・行政・地域組織・事業者などとの連携強化に努め、在宅福祉など多様化する福祉ニーズに対応していきます。

本市では、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などの各分野でサービスや情報提供・相談体制の充実に努め、誰もが安心して生活し社会参加できる地域づくりを目指した福祉を積極的に推進します。

また、「ユニバーサルデザイン」などの考え方にに基づき都市整備施策と連携した施策も進めていきます。

【用語解説】

※20 生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患

※21 コミュニティ・ソーシャル・ワーカー：高齢者や障害者、子育て中の親などの見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題解決の支援を行う。地域の福祉力、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などと連携する

5-4 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり

「住んでよかった、これからも住み続けたい」まちの構築のためには、豊かな自然とみどり、きれいな環境を市民一人ひとりが実感することが大切です。良好な環境を維持していくためには地球温暖化に代表される地球規模の環境問題から、悪臭問題等の身近な環境問題まで、常に意識を持って取り組む必要があります。廃棄物の適正処理や発生抑制、環境教育や環境負荷への軽減の取組を進める中で、自然と共生する循環型・低炭素社会の構築に努め、その理念を次代に向けて継承していきます。

安全で安心できる居住環境は、住みよいまちの基本です。地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進するとともに、地域と行政の連携による防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開していきます。

(1) 自然環境の保全と活用

ラムサール条約の登録湿地である漫湖をはじめとする貴重な自然環境については、環境に悪影響を与えないような十分な配慮と、新たな緑化、失われた環境の再生などに努めながら、「ワイズユース(賢明な利用)^{※22}」を図っていきます。

また、自然環境に関する情報提供や環境保全活動に対する支援、自然環境に親しむ場の創出などを通じて、本市の「みどり」を未来へ残す取組を推進していきます。

(2) 公害対策と環境衛生

航空機の離発着による騒音や放送電波の受信障害、畜舎などからの悪臭、河川の水質汚濁などについては、引き続き改善に努めていきます。

また、ごみの量の削減と再資源化を進めるとともに、し尿や生活排水の適正な処理などを通して、快適な居住環境づくりに努めます。ごみの不法投棄に対する啓発・監視活動や市民と連携した美化運動についても継続的に行っていきます。

(3) 環境共生のまちづくり

地球環境問題への対応に向けて、バス利用の促進、低公害車の利用促進、市民や事業者への啓発活動などを通して「低炭素社会」の実現を目指します。また、都市基盤整備におけるコンパクトなまちづくりや緑化の推進を図るとともに、3R^{※23}の促進や公害防止といった地域レベルの活動を促進し、環境負荷を低減するまちづくりに取り組みます。

また、新エネルギーの開発・活用が急速に進んでいる現状を踏まえて、太陽光発電などを中心にクリーンで再生可能な新エネルギーの普及啓発に取り組みます。

(4) 災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造の形成や構造物・建造物の整備、避難所や避難路の確保など、地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進していきます。また、庁内の防災体制の充実と他機関との連携、自治防災組織の育成・充実に向けた支援などによる、地域と行政が一体となって取り組む防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開します。

(5) 総合的な危機管理体制の強化

防犯、交通安全、消防・救命救急などの各分野において危機発生時の迅速な対応と未然防止、設備の充実や人材の育成に努めます。また、感染症対策など危機管理の対象とすべき領域が多様化する中、関係機関との連携を図り総合的な危機管理体制を強化していきます。

【用語解説】

※22 ワイズユース：ラムサール条約で提唱された考え方。ここでは湿地に限らず、生態系を維持しつつ人類の利益のために持続的に利用すること

※23 3R リデュース(削減)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)のこと

5-5 地域特性を活かした産業創造のまちづくり

市民が元気に笑顔で住み続けるためには、経済的な活力が欠かせません。多様な地域資源を活かし、農業・水産業・商業・製造業などの既存産業の維持、向上を図ります。また、地理的特性を活かし、国や県の沖縄21世紀ビジョンに基づく「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、観光や物流産業の振興を図るとともに、外部からの産業活力を取り入れ、さらに「農商工連携※24」による内発型産業の発展を促進します。まちのにぎわいは地域の活力となります。新しい産業を興す積極的な起業家を支援するとともに、雇用の促進を図ります。

(1) 地域産業の活性化

本市でこれまで営まれてきた農業・水産業、商業、製造業においては、経営安定や後継者の育成などの支援、各産業間の連携などに取り組むとともに、本市の地理的特性を活かし、国や県の「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、地域特性や本市の強みを活かした地域産業の活性化に努めます。

(2) 新たな産業の創造

観光振興に向け、地域資源の活用や、新たな観光施設の誘致などに努めます。豊崎地区を含む西海岸地域については、「観光振興地域」として「エアウェイ・リゾート」の形成を目指します。また、「農商工連携」や健康・ウェルネスとの連携、「とみぐすくブランド」や体験プログラムの創出、PRの強化に努めます。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、物流、情報通信、環境・エネルギー産業などの誘致や育成を促進します。

(3) 雇用の安定と促進

関係機関と連携した就労支援や、仕事と家庭、地域生活の調和が取れる社会の構築を目指すことを通じ、雇用の安定に努めます。また、地域産業を活性化させる取組や新たな産業創造の取組の中で多様な就労ニーズに応じた起業や雇用機会の創出を図っていきます。

【用語解説】

※24 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

5-6 都市とみどりが調和するまちづくり

明確な土地利用の方針を定め、都市と農地と自然の調和を図ることはまちづくりの基本となります。周辺自治体と連携しながら、地理的優位性、交通の利便性を活かし様々な都市機能の集積拠点となりうる都市づくりを展開します。

また計画的な土地利用の転換を図り、都市機能の適正配置を行うことでバランスの取れた土地利用を進めます。さらに地域の個性や自然環境の調和を配慮した土地利用、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた生活空間の整備を進め、都市とみどりが調和するまちづくりを推進します。

(1) 快適で暮らしやすいまちの形成

これからも快適で暮らしやすい「人と環境にやさしいまち」として持続的な成長を実現していくため、明確な方針とルールに基づいた計画的な土地利用を進めていきます。また、各地域の都市拠点の形成を進めるとともに、「中心市街地」の形成と高度利用の促進を図ることで、さらなるスプロール化の抑制に努めます。

都市拠点においては、公共・公益施設などの都市機能の集積や企業誘致に努め、民間の活力を最大限に活用しつつ、調和のとれたまちづくりを進めていきます。

市街地の整備については、調和のとれた都市景観の保全と創出、安全で環境や人にやさしい住宅地形成や住宅づくりの誘導など、総合的なまちづくりの観点から進めていきます。

(2) 生活と産業を支える都市基盤の整備

本市の道路網については、本市の都市構造の方向性に従い、効率的な交通ネットワークの形成に努めます。まちの動脈となる国道や県道などの幹線道路網の充実についてはその促進を国や県に働き掛けるとともに、市道や生活道路のネットワークについては幹線道路との接続やその緊急性などを踏まえ重点的に整備を進めます。

また、交通弱者の増加や利便性向上の必要性を踏まえ、既存の公共交通の維持・充実とともに、新しいタイプの公共交通システムの導入可能性について、周辺自治体や関連機関と連携しながら検討していきます。

公園・緑地や上下水道については、計画的な整備、適切な維持・管理に加え、施設の長寿命化を推進し、快適な住環境の形成に努めます。

5-7 計画の推進のために

市民の満足度を高めるためには、市民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要となります。地方主権社会では、施策展開には計画と評価が有機的に連動した体制づくりが必要であることから、行政課題の優先順位の明確化を図るとともに、総合的かつ計画的な地域経営を推進します。

また、質の高い行政サービスを提供するために、組織の効率化や職員の能力向上を図り、民間活力の導入や広域連携の活用により、行財政運営の効率化を推進します。

(1) 行政運営の工夫

より効果的・効率的な行政運営を行っていくため、行政事務の効率化に加え、本計画に基づく各施策を確実に進めていくための最適な組織づくりを進めていきます。新庁舎建設に向けた検討も行っていきます。

市民の生活圏の拡大により複雑かつ多様化する行政課題や需要に対応するため、周辺自治体との広域連携を図っていきます。

また、民間活力の活用、独自施策の研究などに継続的に取り組みます。

(2) 行財政の進行管理

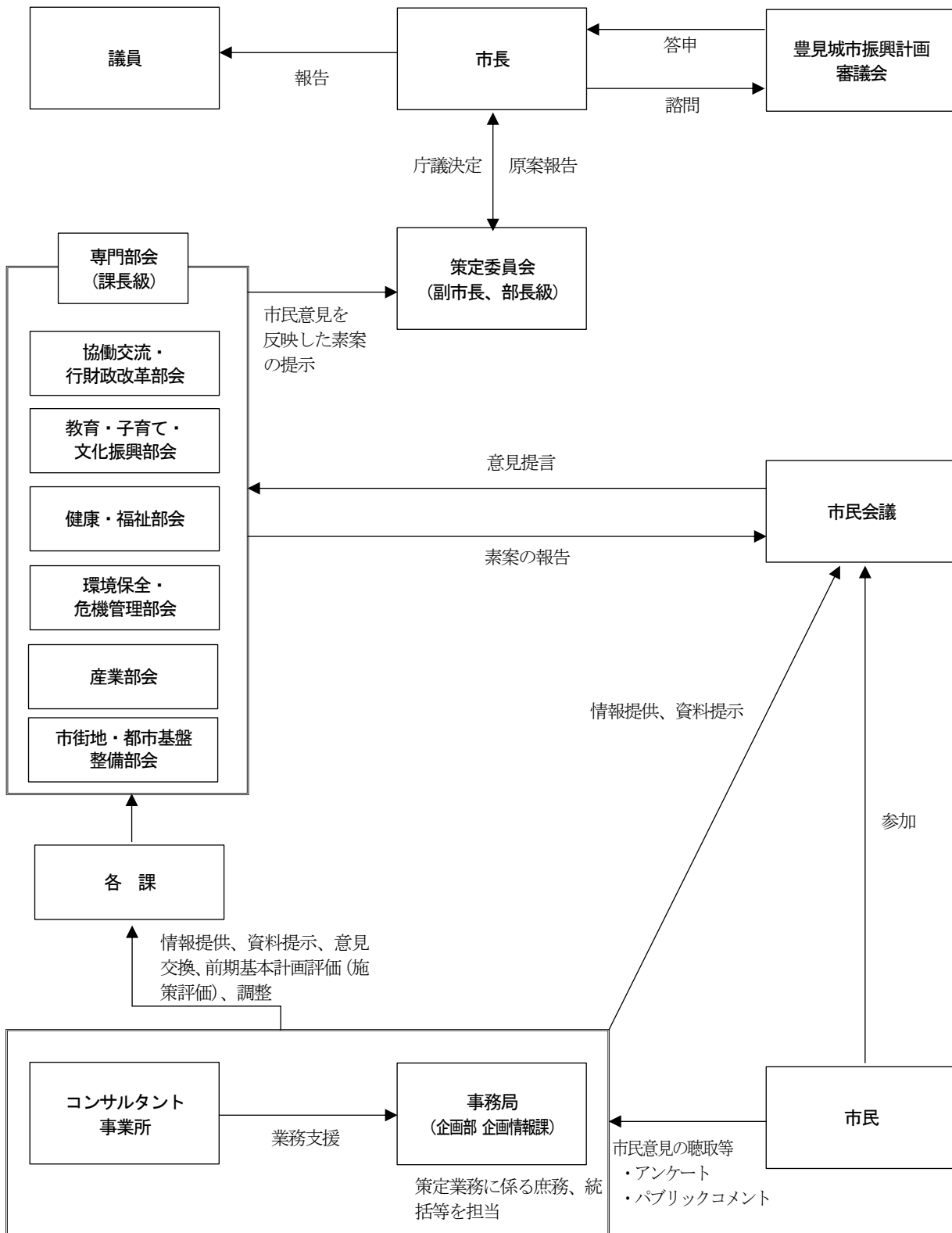
段階的・計画的な公共投資、「選択と集中」の考え方による重点施策の明確化、市民や外部機関の評価を伴う行財政評価の継続的な実施と充実などを通じ、行財政の的確な進行管理を進めていきます。また、独自財源の導入の可能性などについても検討していきます。

地方主権の動きの中、本市の将来像の実現に向けて、「自律」したまちづくりに取り組みます。

2 計画策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成28年7月5日	第1回策定委員会 ・進め方、作業内容等について
平成28年7月8日	第1回策定専門部会 ・進め方、作業内容等について ・前期基本計画点検シートの配布について
平成28年8月9日 ～8月27日	市民アンケート調査の実施 ・配布数：2,000件 ・有効回収数：401件（有効回収率20.1%）
平成28年8月8日 ～28日（8日）	各課ヒアリング実施
平成28年9月15日	第1回市民会議 ・後期基本計画策定に向けた取り組みについて
平成28年10月1日	第2回市民会議 ・基礎調査結果の報告 ・第1部についての意見交換
平成28年10月11日	第3回市民会議 ・第2・3部についての意見交換
平成28年10月14日	第4回市民会議 ・第4・5部についての意見交換
平成28年10月21日	第5回市民会議 ・第6・7部についての意見交換
平成28年11月2日	第6回市民会議 ・全体に関する意見交換及び「市民会議提言書（案）」について
平成28年11月21日	第1回振興計画審議会 ・諮問 ・基礎調査結果、市民会議提言書等の確認
平成28年12月1日	第2回策定専門部会 ・基礎調査結果、市民会議提言書等の確認 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成28年12月16日	第3回策定専門部会 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成28年12月20日	第4回策定専門部会 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成29年1月17日	第2回策定委員会 ・施策点検結果等の報告、後期基本計画素案の審議
平成29年1月27日	第3回策定委員会 ・後期基本計画素案の審議
平成29年2月10日 ～2月24日	パブリックコメントの実施
平成29年2月13日 ・16日	議員説明会の開催
平成29年2月17日	第2回振興計画審議会 ・後期基本計画案の審議
平成29年3月1日	第3回振興計画審議会 ・後期基本計画案の審議
平成29年3月8日	振興計画審議会からの答申

3 第4次総合計画後期基本計画策定機構図



4 市民会議名簿

敬称略

No.	氏 名	所 属	備 考
1	おおしろ さとる 大城 智	市職員	第4次総合計画（基本構想、前期基本計画） 市民会議会員
2	ほかま たかし 外間 喬	市子ども会育成連絡協議会 会長	第4次総合計画（基本構想、前期基本計画） 市民会議会員
3	ちねん しげゆき 知念 茂之	市商工会青年部 部長	
4	あだにや こうへい 安谷屋 耕平	市青年連合会 副会長（市職員）	
5	おおしろ たける 大城 猛	J A豊見城支店	
6	あげな まさあき 安慶名 雅明	FMとよみ 代表取締役	第4次総合計画（基本構想、前期基本計画） 市民会議会員
7	しまぶくろ ゆきのぶ 島袋 幸暢	市職員	
8	まえだ たかし 前田 卓志	会社員	
9	うえはら まさえ 上原 正枝	主婦	平成28年度市民団体 活動支援事業決定団体 代表者 （読み聞かせの会 あ かばな）
10	めい じゅりあ 明 珠理亜	那覇看護専門学校	地域を元気にする「と みぐすくんちゅ」 発掘・育成研修受講生

5 振興計画審議会名簿

敬称略

No.	氏名	所属	備考
1	おおしろ たもつ 大城 保	沖縄国際大学 名誉教授	委員長
2	しまだ かつや 島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員	副委員長
3	かんだ たけし 神田 豪	豊見城市都市計画審議委員	
4	ざやす せいいち 座安 清一	豊見城市社会福祉協議会 会長	
5	たまき よしてつ 玉城 善哲	豊見城市自治会長会 会長	
6	あさと きょうこ 安里 京子	豊見城市婦人連合会 会長	
7	とうめ まさる 当銘 優	豊見城市商工会 会長	
8	ぎぼ ゆきひこ 宜保 行彦	JAおきなわ 豊見城支店長	
9	おおしろ つとむ 大城 勤	豊見城市観光協会 会長	
10	そけい たかこ 惣慶 貴子	認定キャリア教育コーディネーター	

6 第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領

第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 第4次豊見城市総合計画基本構想に基づき、実施する具体的な施策を示す第4次豊見城市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するにあたり、市民の参画と協働により多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するべく、多くの市民の意見を計画に反映するため豊見城市市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 市民会議は、後期基本計画の策定について市民視点での議論を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、会員10名以内で構成する。

2 市民会議会員は、知識経験を有するもの、まちづくりに関心のある市民のうちから公募等により市長が認定する。

(座長及び副座長)

第4条 市民会議に、座長及び副座長を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、必要に応じ市民会議を招集し、座長として会議を進行する。

(事務局)

第6条 市民会議の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日より適用する。

7 振興計画審議会に関する規則

豊見城市振興計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市振興計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、振興計画及び国土利用計画に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第22号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月23日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊見城市振興計画審議会規則等の規定は、平成28年4月1日から適用する。

8 豊見城市総合計画策定委員会設置規程

○豊見城市総合計画策定委員会設置規程

平成16年12月28日訓令第23号

改正

平成18年6月30日訓令第21号

平成18年12月6日訓令第28号

平成20年3月31日訓令第1号

平成21年3月31日訓令第13号

平成26年3月28日訓令第5号

豊見城市総合計画策定委員会設置規程

豊見城市総合計画策定委員会設置規程（平成11年豊見城村訓令第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 豊見城市の総合計画を策定するため、豊見城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- （1）基本構想及び基本計画に関すること。
- （2）その他総合計画策定について必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部長 市民健康部長 福祉部長 都市計画部長 経済建設部長 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 消防長 議会事務局長

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議に必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成16年12月28日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日訓令第21号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月6日訓令第28号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

9 振興計画審議会への諮問文



豊企企第 450 号
平成 28 年 11 月 21 日

豊見城市振興計画審議会
委員長 大城 保 殿

豊見城市長 宜保 晴毅



諮 問

豊見城市振興計画審議会規則第 2 条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

第 4 次豊見城市総合計画後期基本計画の策定について

以上

10 振興計画審議会からの答申文



豊 振 審 第 1 号
平成 29 年 3 月 8 日

豊見城市長 宜保晴毅 殿

豊見城市振興計画審議会
委員長 大城保



第4次豊見城市総合計画後期基本計画について（答申）

平成 28 年 11 月 21 日付、豊企企第 450 号により諮問のあった「第 4 次豊見城市総合計画後期基本計画の策定について」を、慎重に審議した結果別添のとおり結論を得たので答申します。

なお、後期基本計画の施策を展開するにあたっては、第 4 次豊見城市総合計画基本構想に掲げる将来像「ひと・そら・みどりがつなぐ“響む”まち とみぐすく」の実現に向け、特に「ひとづくりや地域づくり」を推進し、さらにはまちづくりに関わる「多様な主体を繋げ」、コミュニティの「再生」や地域力の「新生」に取り組まれるよう要望します。

とみぐすく
第4次豊見城市総合計画 後期基本計画
平成29年3月

とみぐすく
発行：沖縄県豊見城市
とみぐすく
沖縄県豊見城市翁長854番地1
電話（098）850-0246

編集：企画部 企画情報課

